

税制についての 租研会員の意見調査結果

令和 8 年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

1. 調査の概要

この資料は、（公社）日本租税研究協会の会員を対象として実施した税・財政に関するアンケート調査の結果を取りまとめたものです。

(1)目的

（公社）日本租税研究協会加入の会員の皆さまの税制についての意見・提案を調査し、本協会の調査・研究及び提言活動の指針とするとともに、関係当局における政策形成の参考としていただくことをねらいとしています。

本年度の調査もわが国はもとより世界的に経済、社会が様々な変化に直面する中で行われました。こうした環境変化が税制・財政にも影響を及ぼすことはいうまでもありませんが、過去からの調査との一貫性を維持する必要があることから、調査項目についてはこれまでのものをほぼ引き継いでおります。

(2)対象

(公社)日本租税研究協会加入の会員(維持会員・通常会員・特別会員)のうち、維持会員・通常会員及び本協会の役員(理事・監事)・評議員を対象としました。対象とした維持会員は、ほぼ全ての業種に跨る会社、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の283者、通常会員は大学教員、税理士・公認会計士・弁護士、その他の468者、計751者です。

(3)実施期間

令和8年7月6日から8月7日まで。

(4)方法

意見調査項目を本協会よりインターネット配信し、回答者に直接入力いただきました。

(5)回答数、回収率

回答数は118、回収率は15.7%でした。

2. 会員意見調査の特色

調査結果のポイントは以下の通りです。

- ① わが国は多くの**構造的な問題**を抱えているが、政府が最優先で取り組むべき課題として最も多くの会員が挙げたのは**持続的な経済成長政策**であった(63.2%)。次いで多かったのは財政の健全化(47.4%)であり、昨年から10pt増加した。
- ② わが国の社会保障は、国際的な比較では「中福祉一低負担」であると言われ、政府活動による国民の「受益」とその財源である「負担」とが乖離している。今後、超高齢化の進行に伴い社会保障支出が増大するが、会員の多くは「**中福祉一中負担**」の**社会保障制度**の構築を求めている。
- ③ 今後の税制改正にあたって**最も重視すべき原則**としては「**公平の原則**」と答えた会員が6割を超えた。この傾向は過去から一貫して続いているものである。国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また、**税制改革において重視すべき点**としては、7割の会員が「**経済成長**」を挙げた。
- ④ **個人所得税**については、中所得・低所得者層の負担を減じるべきとの見解を持つ会員が多い。所得格差が拡大していると言われるわが国において、所得税制を含めて**所得再分配のあり方を検討する必要がある**。

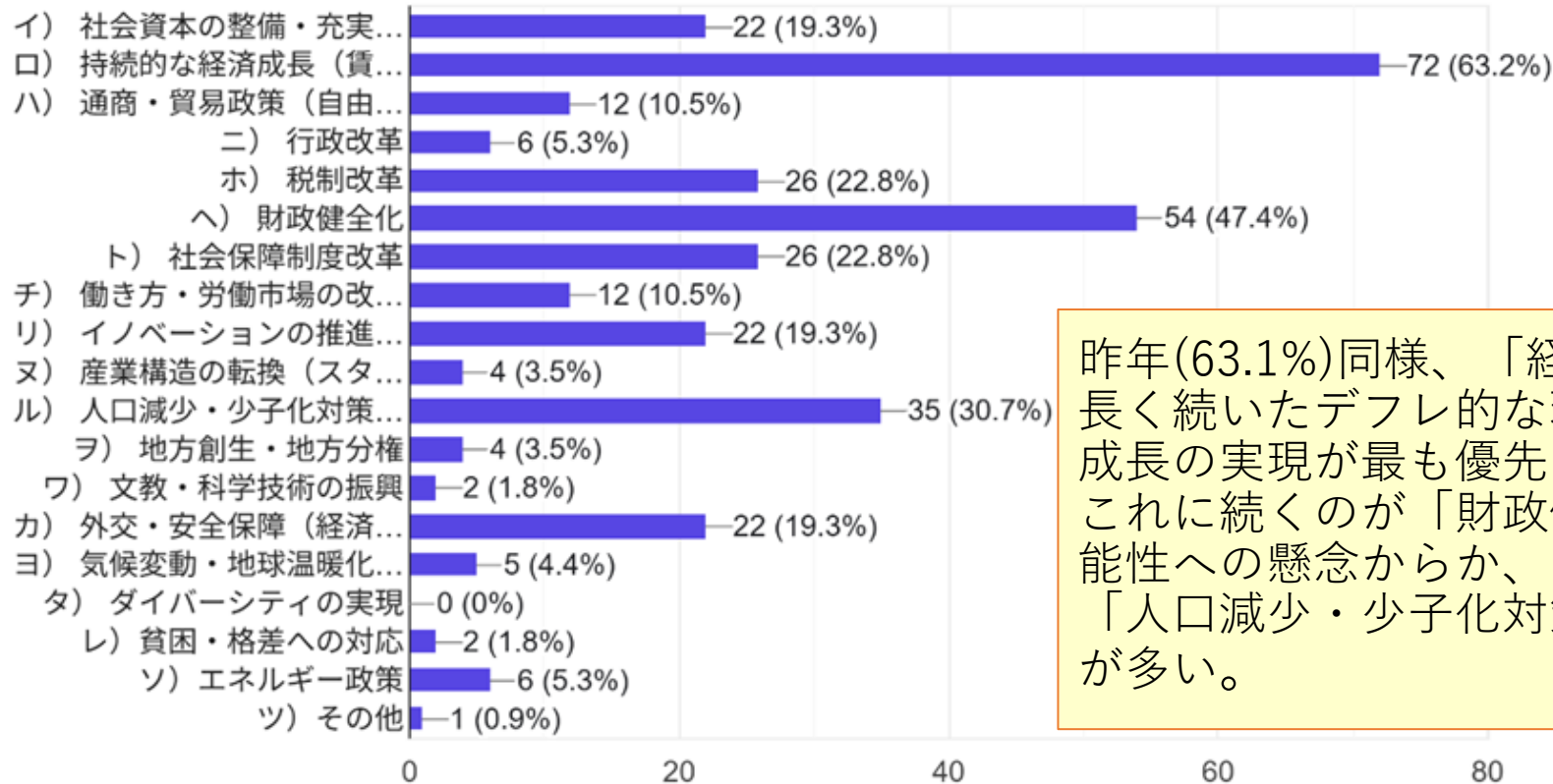
- ⑤ **法人税**について、特に実効税率ならびに課税ベースは**海外の競合企業とのイコール・フットィング（対等な競争条件）**を左右する極めて重要な要素であることから、国際的に調和のとれた制度となることを**望む会員が多い**。
- ⑥ **国際課税**については、移転価格税制・外国子会社合算税制に加え、国際最低課税額制度への対応のため**事務負担及びコンプライアンスコストが増加**しており、計算の共通化など**制度・運用の簡素化を望む意見や、二重課税を避ける制度設計を求める意見が多い**。
- ⑦ **消費税の税率**については**中長期的には維持ないしは引上げるべき**と答えた会員が半数を超え、全世代型社会保障を支える安定的な財源として重視していることがうかがえる。また、**軽減税率**については約半数の会員が事務負担を理由に**廃止**を望んでいる。
- ⑧ **地方税**については**地方法人課税の整理・統合を求める会員が多い**。
- ⑨ **炭素税**に関しては、国民生活、産業活動への影響に鑑み慎重な対応を求めるとともに、**産業の競争力、経済成長との両立が図られるよう適切な制度設計が必要**とする会員が多い。
- ⑩ **税務コーポレートガバナンス**については企業トップマネジメントの適切な関与、経理部門等の体制・機能の整備・強化とともに、企業の取組を尊重し、当局における調査必要度の決定に活用すべきと考える会員が多い。
- ⑪ **税制一般**に関しては、制度が複雑化し、事務負担、対応費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

3. 解説

【問1】日本が抱える政策課題

日本が取り組むべき構造的な政策課題のうち優先すべきもの。

(3点以内選択)



昨年(63.1%)同様、「経済成長政策」が最多(63.2%)であった。長く続いたデフレ的な環境からの転換期を迎え、持続的な経済成長の実現が最も優先されるべき課題であるとの認識である。これに続くのが「財政健全化」(47.4%)であった。財政の持続可能性への懸念からか、昨年(37.7%)から10ポイント近く増加した。「人口減少・少子化対策」(30.7%)も優先項目であるとする会員が多い。

I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(1) 全般

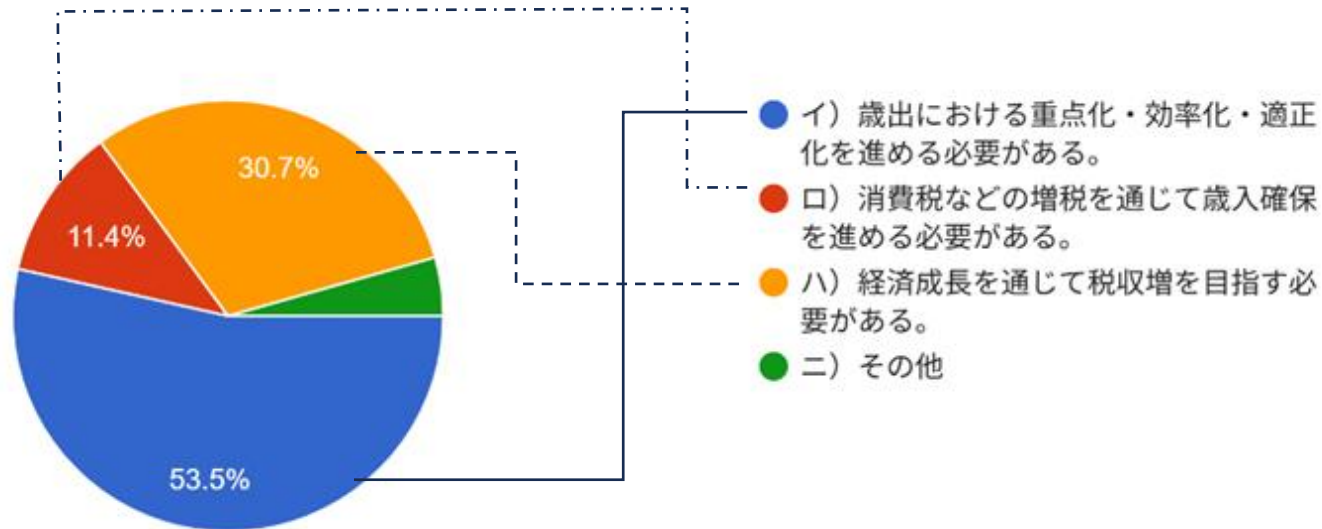
【問 2】 財政赤字と財政健全化

財政赤字が続くなか、国・地方の長期債務残高は1300兆円を超え国際的にも突出。財政健全化に関してどのように考えるか。

I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(2) 経済及び財政政策



財政健全化のために必要な取組について、「歳出における重点化・効率化・適正化を進める必要がある」との回答が53.5%で過半数を占める(昨年55.6%)。

「経済成長を優先し、税収増を活用する必要がある」は30.7%(昨年31.0%)で、「消費税などの増税を通じて歳入確保を進める必要がある」は11.4%(昨年7.1%)であった。

経済成長や増税による歳入確保よりも歳出削減を優先すべきとの会員の傾向が読み取れる。

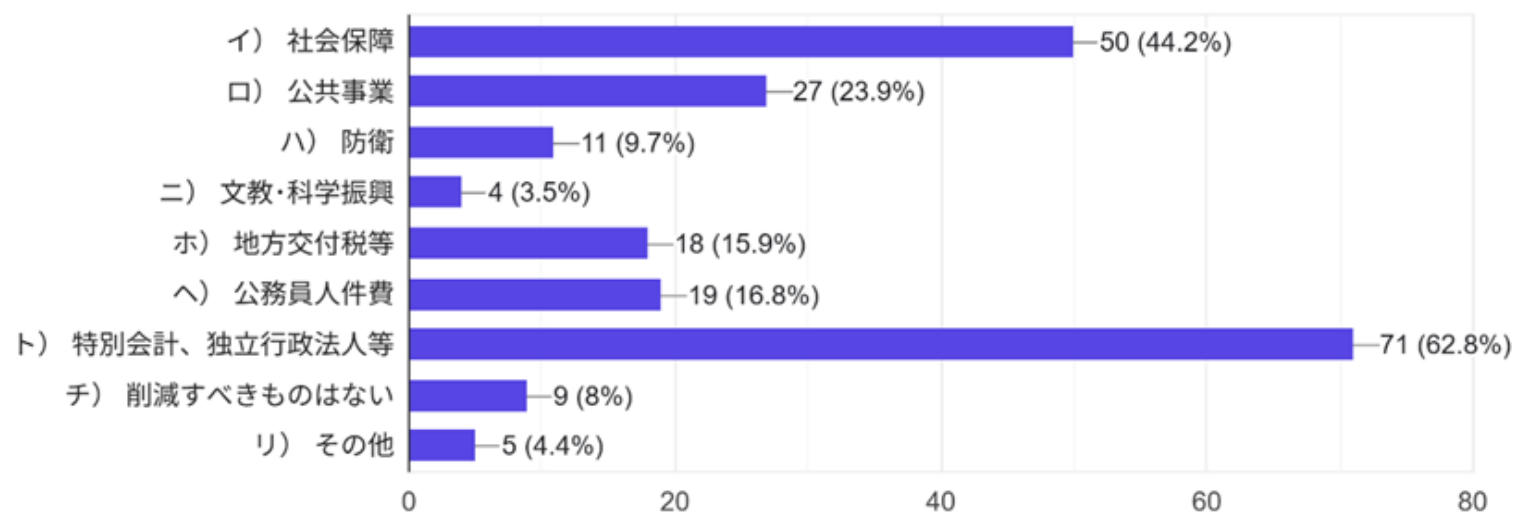
【問3】歳出削減

高齢化の進行に伴う社会保障費の増大等により、我が国の歳出はさらに増大が見込まれる。財政健全化に向けて、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれか。（複数回答可）

I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(2) 経済及び財政政策



問2で財政健全化のために重要とされた歳出面での改革について、その重点分野を深掘りした。

最多は「特別会計、独立行政法人等」が62.8%(昨年59.4%)、一般会計予算（歳出）の約3分の1を占め、今後も増加が見込まれる「社会保障」が44.2%(昨年53.1%)で続いた。

ほかには、「公共事業」「公務員人件費」をあげる回答が多く、「防衛」や「文教・科学」分野への歳出を削減すべきとする回答は少ない。

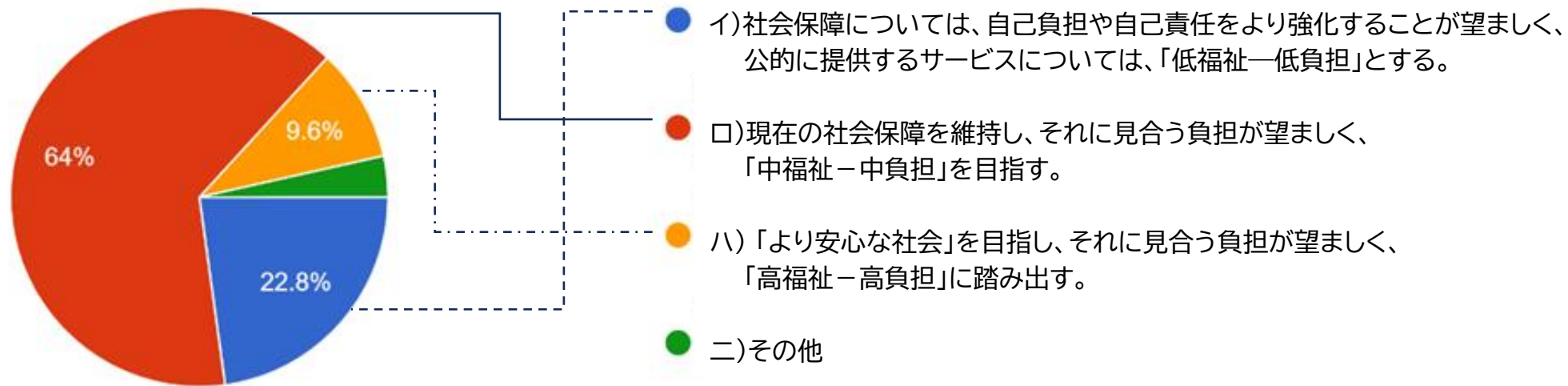
【問4】 受益と負担水準

我が国では、社会保障に係る国民の受益と負担が「中福祉－低負担」となり、財政負担を将来世代へ先送りしている。今後少子高齢化による支出増が見込まれるなか、社会保障のあり方としてどのような方向性が望ましいと考えるか。

I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

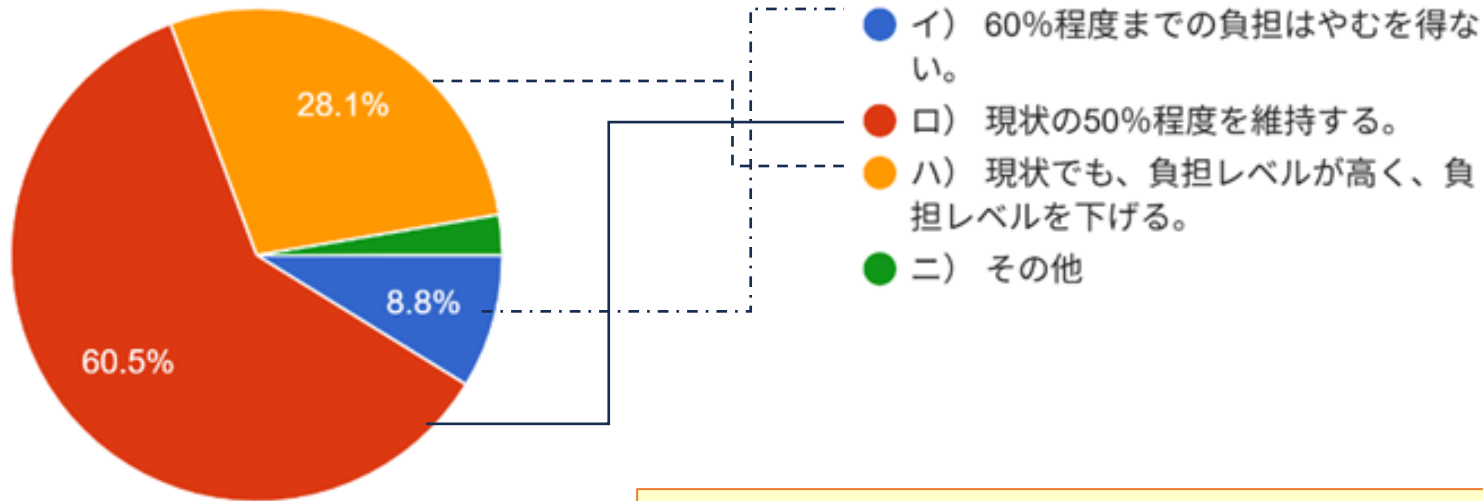
(3) 受益と負担



今後の社会保障のあり方としては、「現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく「中福祉－中負担」を目指す」との回答が64.0%(昨年68.5%)と過半数を占めた。他方、自己負担や自己責任を強化し、公的サービスを縮小する「低福祉－低負担」は22.8%(昨年20.5%)に留まっており、現状の給付を維持するためには「中負担」までは容認するという選択を支持する会員が多い。

【問5】国民負担率に関する意識

我が国の国・地方を合わせた国民負担率（租税負担率と社会保障負担率の合計）は45.7%である。国・地方の巨額の累積債務残高や高齢化の進行による社会保障費の増加が見込まれるが、どの程度までならば許容できるか。



税と社会保障を合計した国民負担率については、「現状の50%程度の水準を維持する」との回答が60.5%と過半数を占めた。

「現状の負担レベルが高く下げるべき」との回答が28.1%で、現状からの負担水準の上昇を許容する回答は1割に満たない。

I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(3) 受益と負担

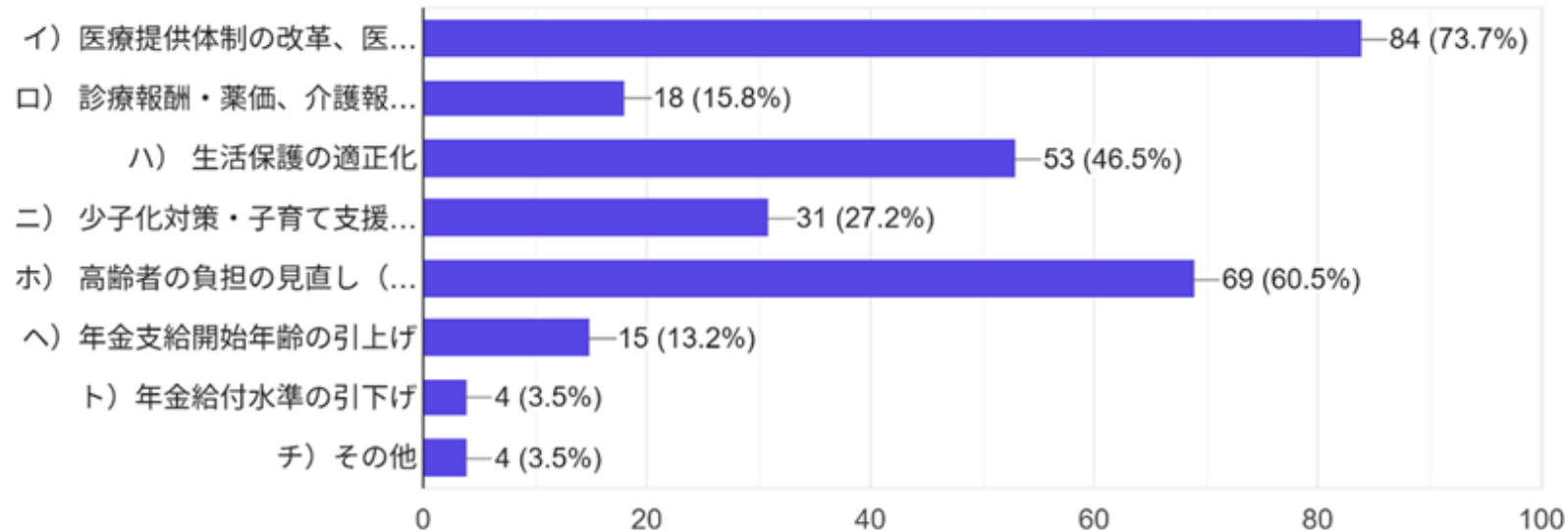
【問 6】 社会保障改革の方向性について

社会保障改革のなかで効率化・重点化に向けた検討課題として挙げられている項目のうち優先的に取り組むべきもの
(3点以内選択)

I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(3) 受益と負担



社会保障支出の効率化・適正化のための具体的取組としては「医療の効率化」が最多を占めた(73.7%、昨年74.8%)。

社会保障の一部は自己負担によって賄われるが、「高齢者の負担の見直し」を望む会員も60.5%(昨年53.5%)と多数に上っており、受益と負担のバランス、世代間の公平の観点から、高齢者にある程度の負担を求めるべきとする会員も多い。

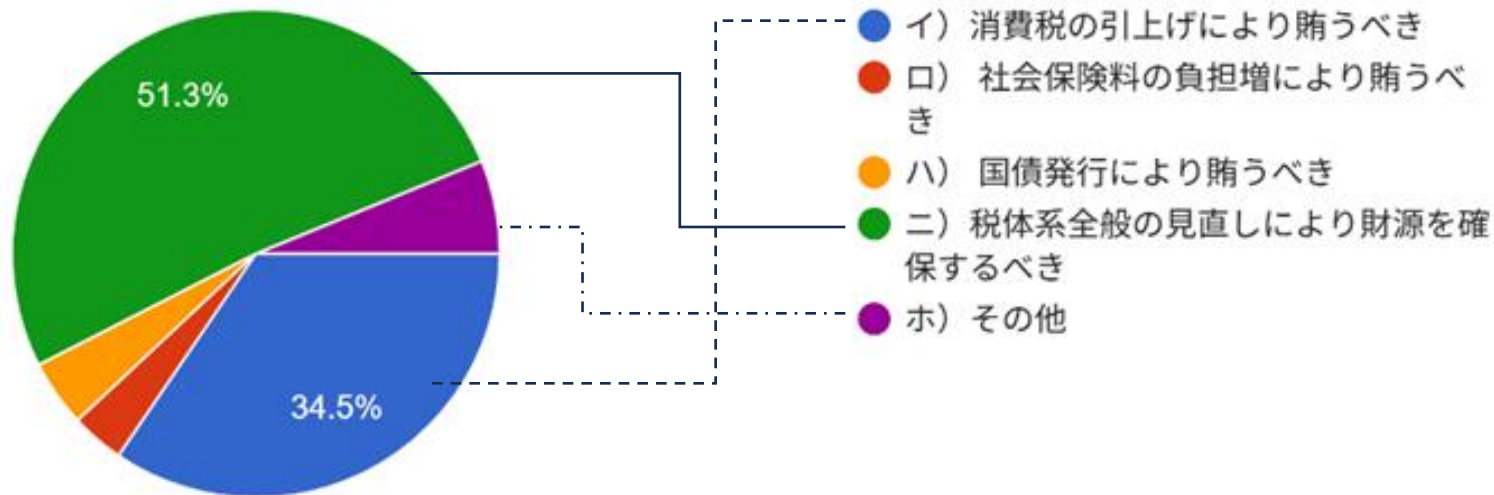
【問 7】 社会保障財源について

社会保障給付費用（2025年度予算140.7兆円）の財源は保険料（82.2兆円、約6割）と公費（税・国債55.4兆円、約4割）等により賄われているが、社会保障財源として最も優先すべきものはどれか。

I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(3) 受益と負担

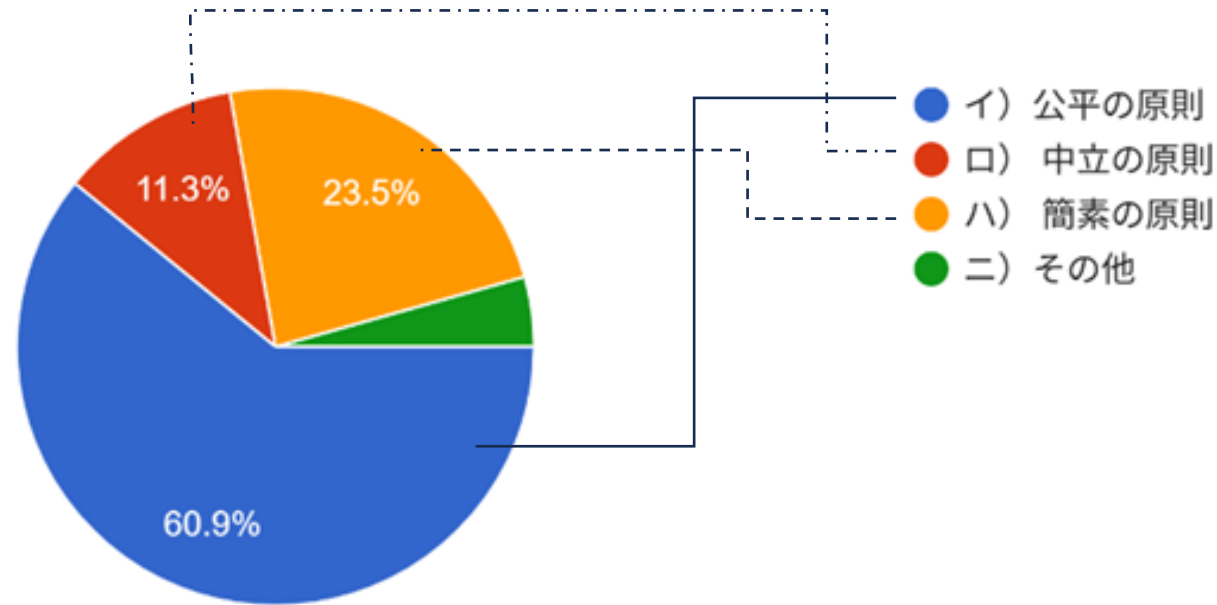


今後も増大すると考えられる社会保障費用の財源として最も優先すべきものとしては、「税体系全般の見直し」の回答が51.3%(昨年39.4%)と最多であり、「消費税の引上げ」(34.5%)を上回った。「国債発行により賄うべき」(4.4%)や「社会保険料の負担増」(3.5%)は極めて少数であった。

財源の多様化により賄うべきとする意見とともに、現役世代への負担に依存する社会保険料の負担増には慎重であるべきとの意見をもつ会員が多い。

【問 8】 租税原則

次の租税原則のうち、最も重視すべき原則はどれか。



税の基本原則とされる「公平・中立・簡素」のうち最も重視すべき原則として、「公平の原則」を挙げる会員が60.9%(昨年52.3%)と過半を占めた。公平の原則は、担税力に応じた公平な負担が求められるものであり、過去から一貫して重要視されている。

次に「簡素の原則」が23.5%(昨年32.8%)を占め、納税者にとって理解しやすく、過度な事務負担とならない税制の構築が求められる。税が経済活動における選択を歪めないようにする「中立の原則」を最も重視すべきとした回答は11.3%であった。

I. 財政及び税制全般

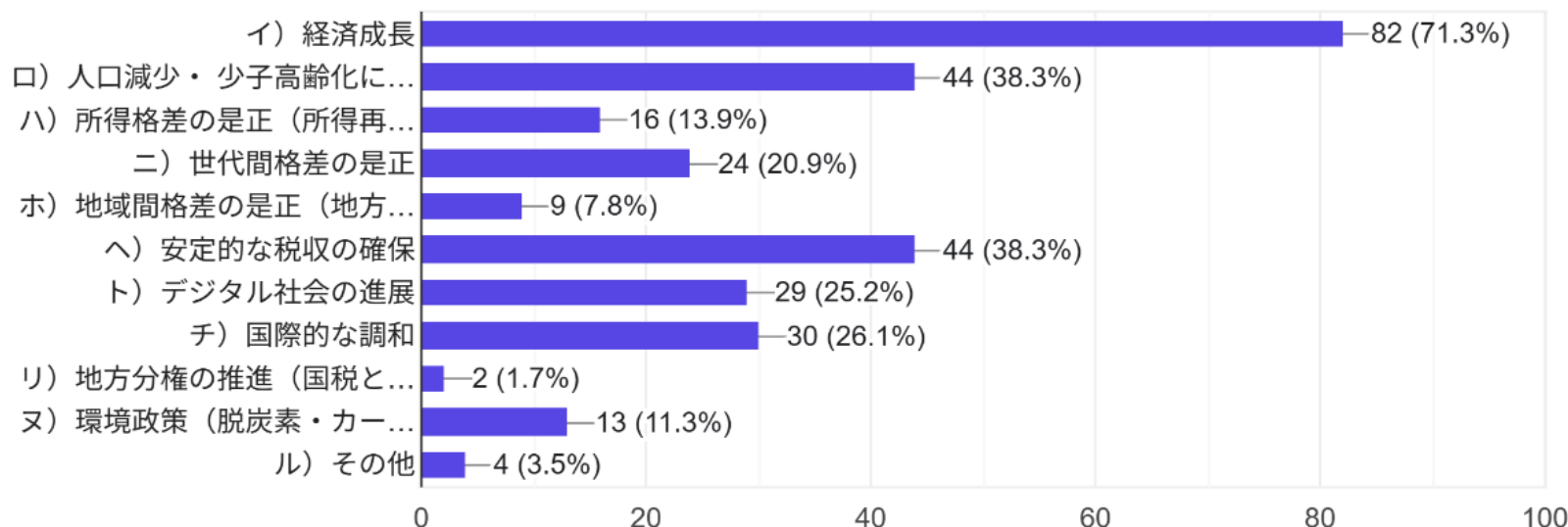
2. 税制全般

(1) 税制改正の基本的視点

【問 9】 税制改革にあたって重要な視点

税制改革に当たり、租税原則に加えて重視する点は何か。

(3点以内選択)



I. 財政及び税制全般

2. 税制全般

(1) 税制改正の基本的視点

税制改革にあたり重視する点として「経済成長」を挙げた会員が71.3%(昨年70.0%)と最多であった。

人口減少・少子高齢化やグローバル化など、経済社会の構造が大きく変化するなかで、税制に対しても様々な役割が期待されているが、活力ある社会を実現するためには経済の持続的な成長が不可欠であり、税制もその実現に資するものであるべきという回答が多数を占めた。とりわけ維持会員（法人）は、「経済成長」を挙げた会員が83.5%にのぼり（個人会員は44.4%）、財源調達、格差の是正（再分配）よりも格段に重視すべき観点であると認識されていることが読み取れる。

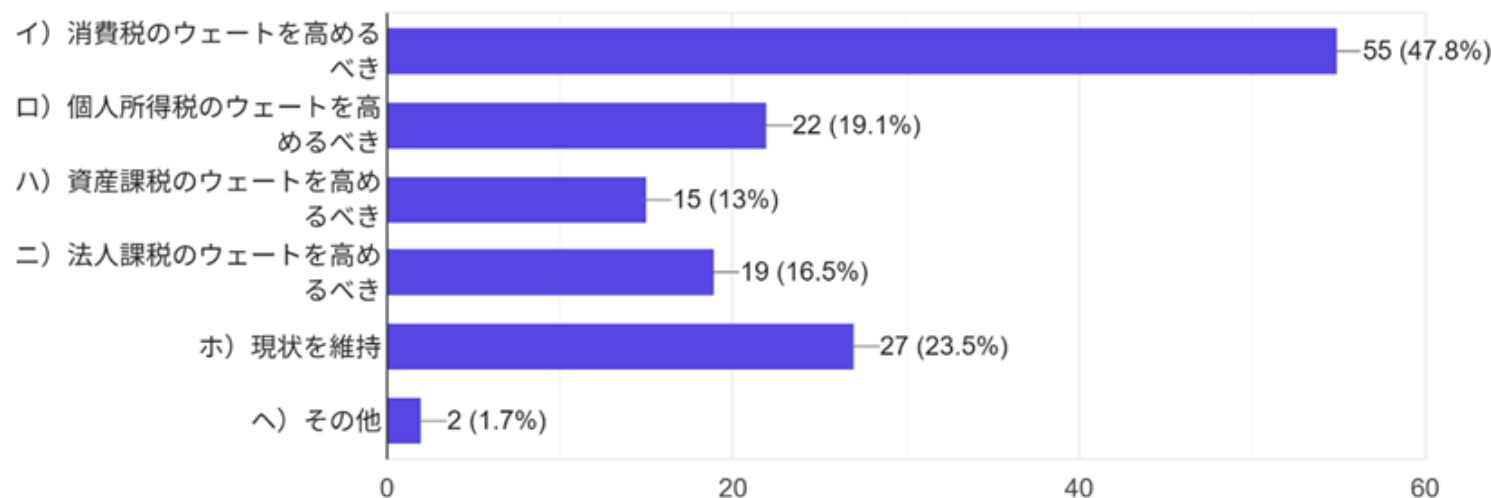
【問10】 税目別バランスと税制改正

I. 財政及び税制全般

2. 税制全般

(1) 税制改正の基本的視点

わが国の税収構成比率は、個人所得課税29.5%、法人課税24.7%、消費課税32.7%、資産課税等13.1%であるが（令和7年予算ベース）望ましい税目別税収構造をどのように考えるか。（複数回答可）



様々な税目の長所を活かしながら、これを組み合わせて最適な税制を構築することが求められる。

わが国の税制における望ましい税収構造について聞いたところ、「消費税のウェートを高めるべき」との回答が47.8%で最多となり、「他の税目のウェートを高めるべき」や「現状維持」の回答を上回った。社会保障制度を支える安定した財源である点に加え、日本の消費税率は欧州各国に比べて低いことがその背景にあると考えられる。

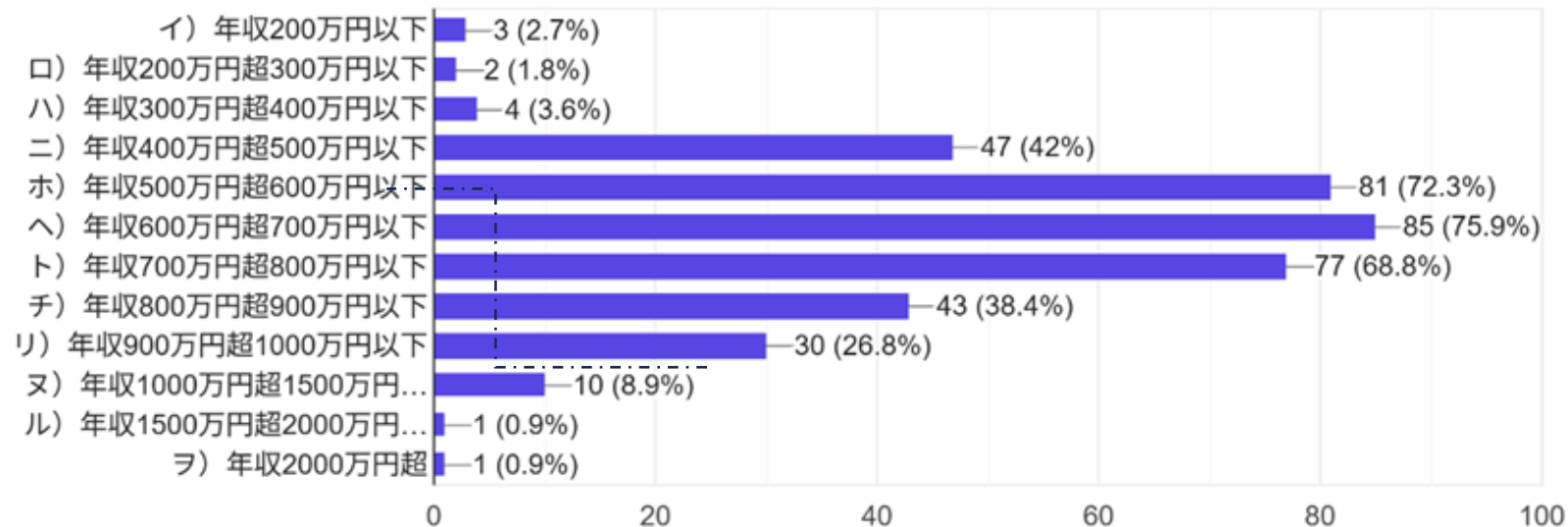
【問11】 所得階層について

税制改正等で中所得層を考えるときに、どの範囲の所得層を
中所得層と捉えているか。（複数範囲選択）

II. 各税目

1. 個人所得税

(1) 税込調達と所得再配分



税・社会保障制度を通じた負担・受益のあり方において取り上げられる「中所得者層」について、年収ベースでどう捉えているか聞いたところ、概ね年収500万円超800万円以下の範囲と考える会員が多い。わが国の給与所得者の平均給与は478万円(令和7年9月民間給与実態統計調査)であり、概ね平均値からその2倍までの水準までが中所得者層であると意識されている。

【問12】 個人所得税と税収調達機能

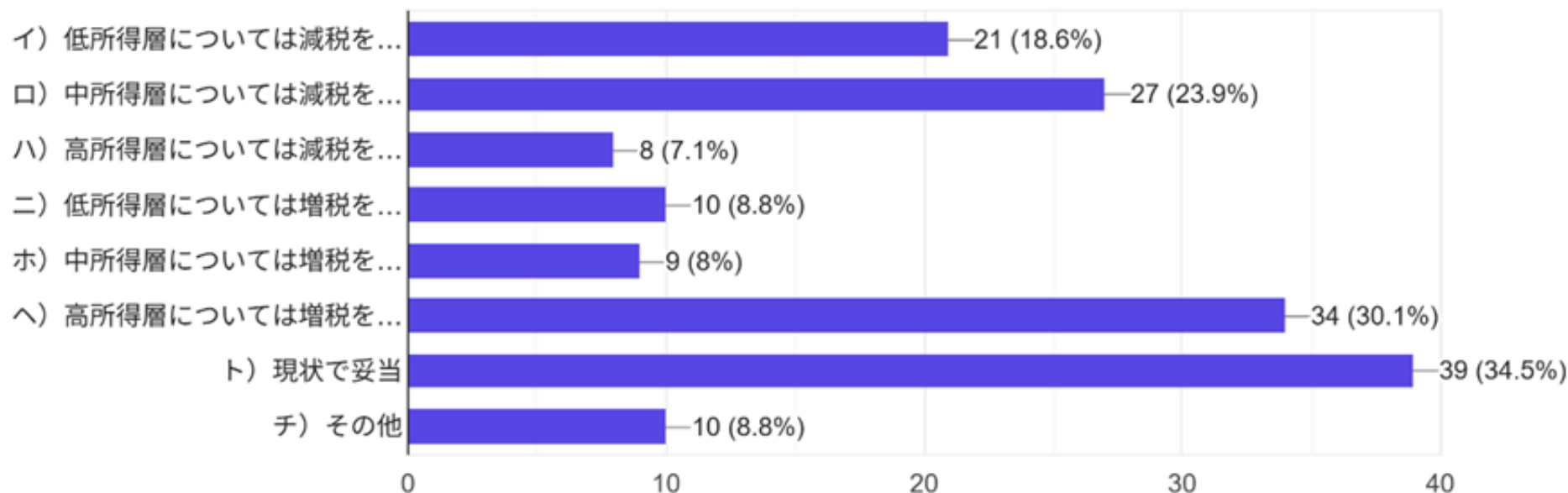
個人所得税の負担のあり方をどのように考えるか。

(複数回答可)

II. 各税目

1. 個人所得税

(1) 税収調達と所得再配分

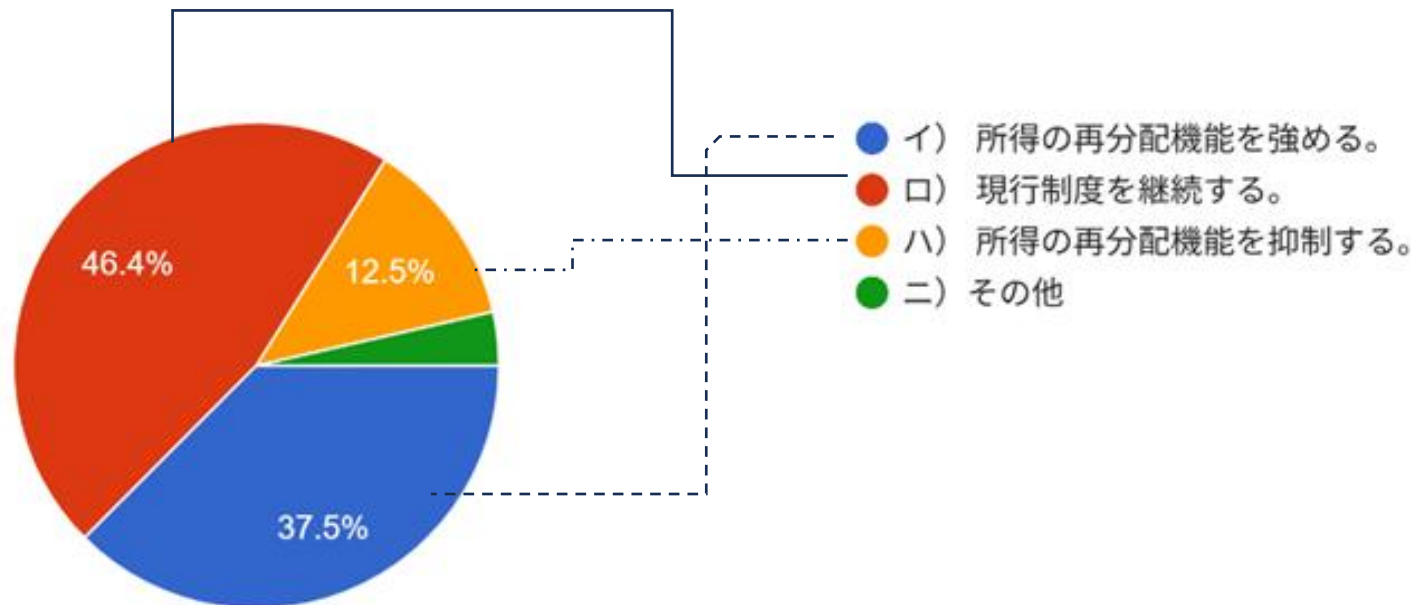


所得税の負担については、「現状が妥当」との回答（33.9%(昨年28.6%から増加)）が「高所得者層について増税すべき」（30.1%(昨年38.9%から減少)）を上回り、高所得者層に更なる負担増を求めるべきとの意見は若干減少した。

中所得・低所得者層についてはいずれも「増税すべき」との回答よりも「減税すべき」との回答が多く、かつ、中所得者について負担減を求める声強い。

【問13】 税制による所得再分配

わが国の所得税制による所得再分配の今後の方向性。



II. 各税目

1. 個人所得税

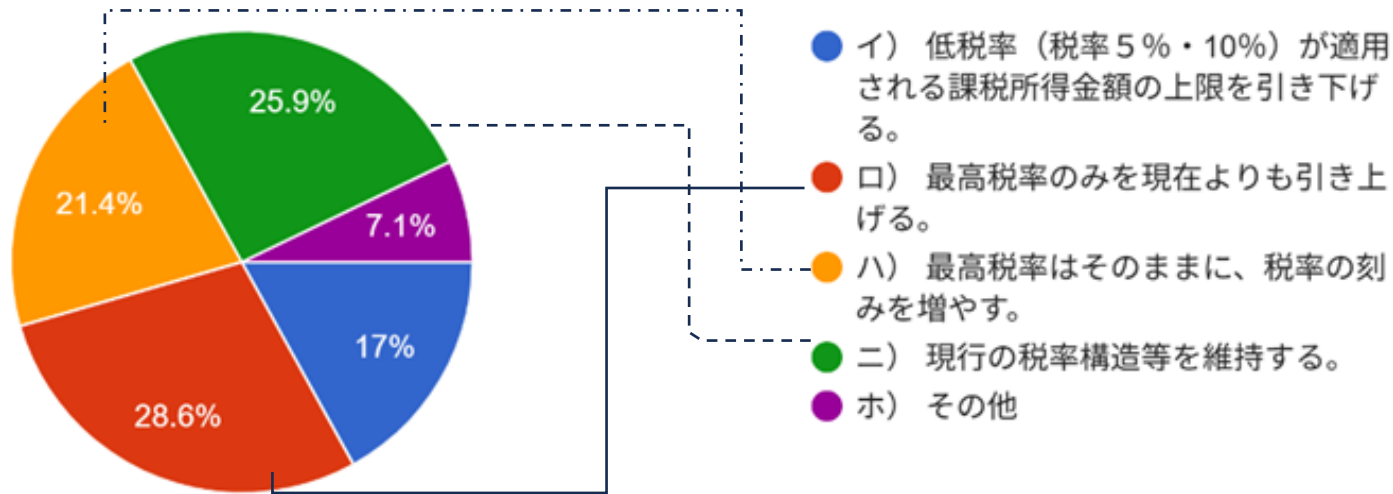
(1) 税込調達と所得再配分

所得税制を通じた所得再分配機能の今後の方向性については、「現行制度を継続する」との回答が46.4%（昨年46.8%）と最多であった。「所得の再分配機能を強める」は37.5%（昨年35.7%）、「所得の再分配機能を抑制する」は12.5%（昨年12.7%）と、回答の傾向に変動はない。

再分配のあり方については、所得税の負担構造のみならず、税制・社会保障制度を通じた負担と受益の状況を踏まえて総合的に検討していく必要がある。

【問14】 税率構造と適用ブラケット

所得税の税率は、5～45%の7段階に区分されているが、所得税制における税率構造と適用ブラケットについて最も重要な改正論点は何か。



II. 各税目

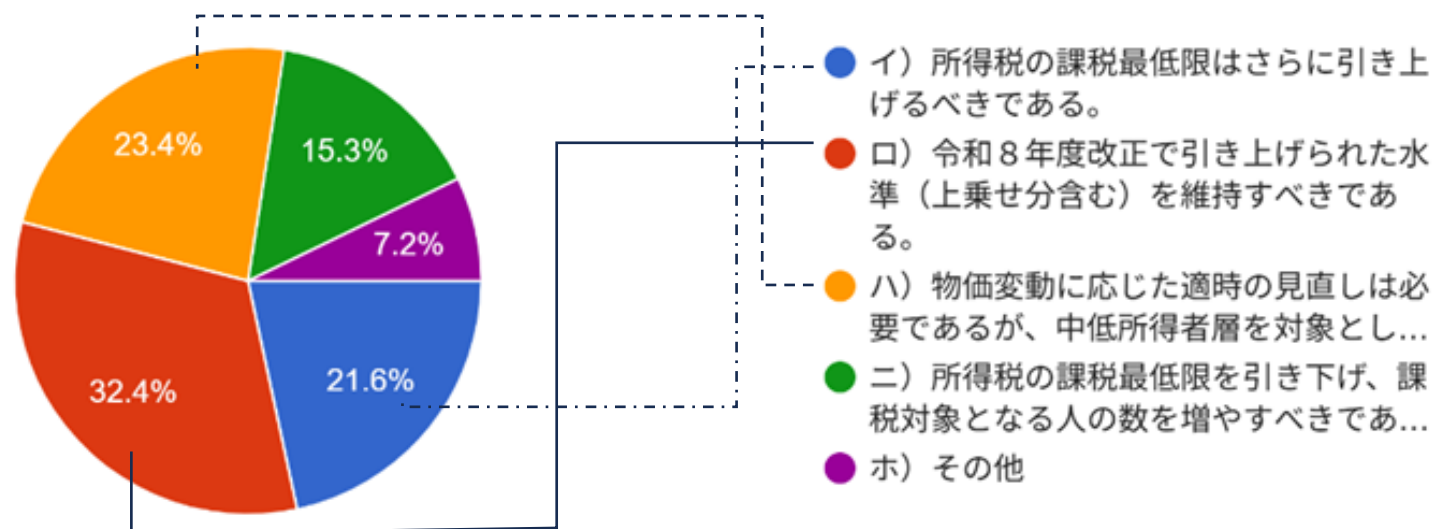
1. 個人所得税

(2) 税率と所得控除等

所得税制における税率構造と適用ブラケットについては、「最高税率のみを現在よりも引き上げる」が28.6%（昨年26.4%）で最多であった。そのほか「税率の刻みを増やす」「低税率の適用対象者を現状よりも低所得者に限定」なども含め、多くの会員が改正の必要性を感じている。その他として、最低税率の引上げなどの意見も出された。

【問15】 所得税の課税最低限の水準

所得税の課税最低限の水準に関する近年の税制改正(※)についてどのように考えるか。



II. 各税目

1. 個人所得税

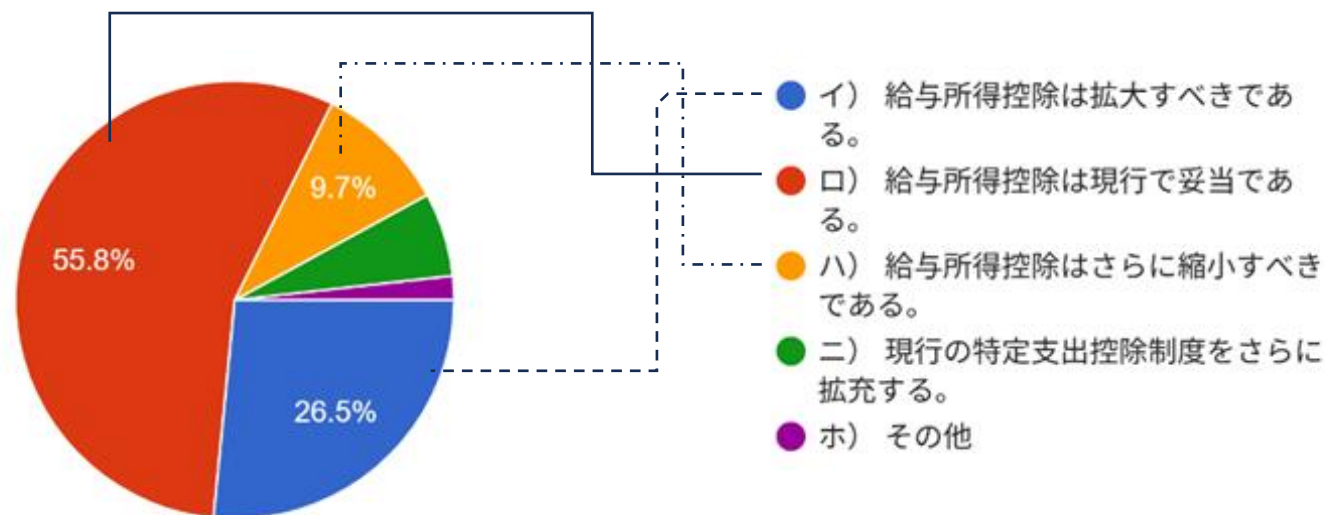
(2) 税率と所得控除等

(※)令和7年・8年改正で基礎控除と給与所得控除の最低保障額が見直された結果、所得税の課税最低限は103万円から178万円まで引き上げられた。基礎控除等の額について、物価上昇に連動して引き上げられる仕組みが導入された。

所得税における課税最低限の水準については、「現行水準(178万円)を維持すべき」との回答が最多(32.4%)を占める一方、「物価変動に連動して基礎控除の額を引き上げる措置の上乗せ部分については期限到来時に廃止すべき」も23.4%の回答があった。「さらに引き上げるべき」(21.6%)、「引き下げるべき」(15.3%)については前年から大きな変動はなかった。なお、所得税にかかる制度の複雑さへの批判の意見もあった。

【問16】 給与所得控除の在り方

給与所得控除には、勤務費用の概算控除と他の所得との負担調整」の二つの性格を持つと言われているが、給与所得控除のあり方についてどう考えるか。



給与所得控除については、働き方の多様化への対応、控除水準の適正化等の観点から見直しが行われてきたが、令和7・8年度改正では最低保障額の引上げが行われている。今後のあり方についての意見としては、「現行で妥当」との回答が55.8%で昨年(47.6%)に続き最多を占めた。そして、「拡大すべき」は26.5%(昨年31.7%)、「縮小すべき」は9.7%(昨年11.9%)であり、現状肯定ないしは拡大が望ましいとの回答が多い。

II. 各税目

1. 個人所得税

(2) 税率と所得控除等

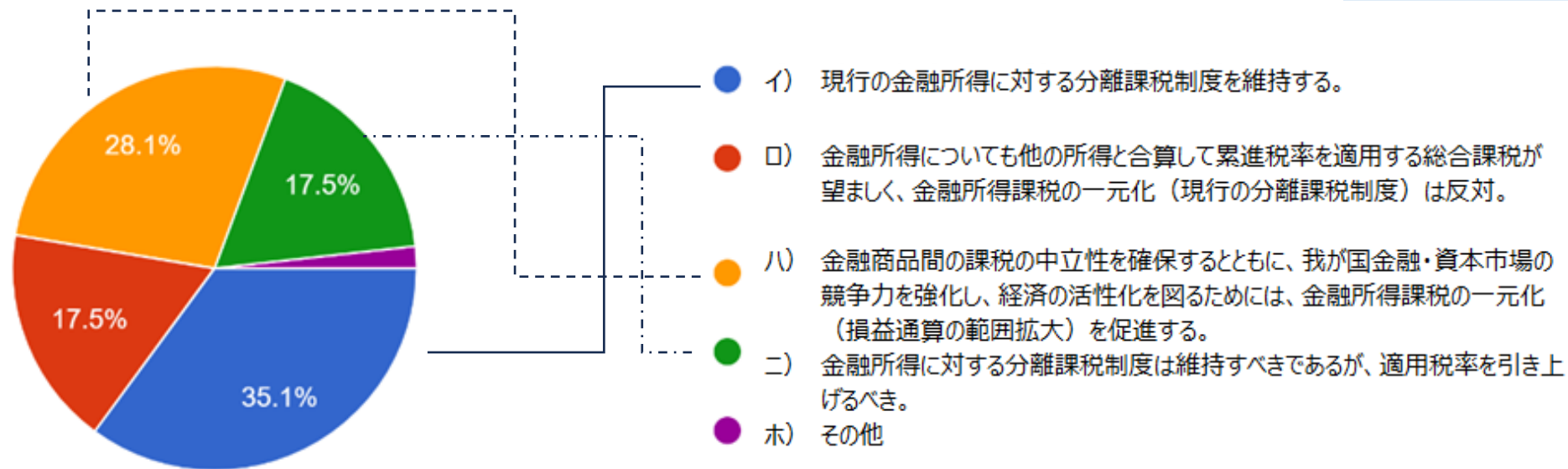
【問17】 総合課税と金融所得課税の一元化

金融所得に対する課税の一元化（利子・配当、譲渡損益等の損益通算、分離課税制度）についてどう考えるか。

II. 各税目

1. 個人所得税

(3) その他



金融所得は所得額に関係なく一定の税率で分離課税されるため、所得に占める金融所得の割合が大きい高所得者層では所得税の負担率が低下する傾向がみられており、税負担の公平性や再分配の観点から問題が指摘されている。

金融所得課税に関しては、「現行の分離課税の維持」(35.1%)、「金融所得課税の一元化を促進する」(28.1%)が多数ではあるものの、「累進性のある総合課税化を支持する」(17.5%)、「分離課税の適用税率を引き上げるべき」(17.5%)との回答も一定数あり、意見が分かれている。

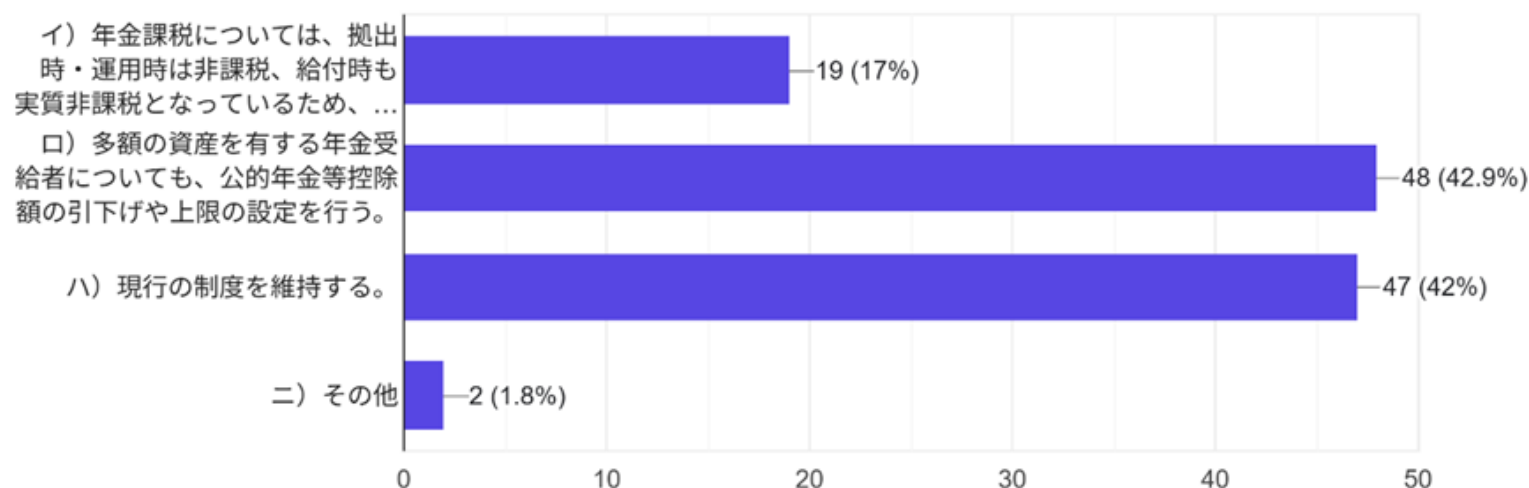
【問18】 公的年金課税

公的年金等は拠出時・運用時は非課税、給付時には公的年金等控除の適用により税負担の軽減が図られている。公的年金課税についてどう考えるか。（複数回答可）

II. 各税目

1. 個人所得税

(3) その他



公的年金課税については、「多額の資産を有する年金受給者についても、公的年金等控除額の引下げや上限の設定を行う」が42.9%(昨年46.1%)と最多であり、「公的年金等控除の引下げ等により給付時の課税を強化すべき」も含めて課税を強化すべきとの意見が現状維持を上回っている。

所得税負担の公平性を確保するためには、年金生活者と一括りにするのではなく、担税力や資産保有の大小などにも留意し、きめ細やかな対応を行う必要がある。

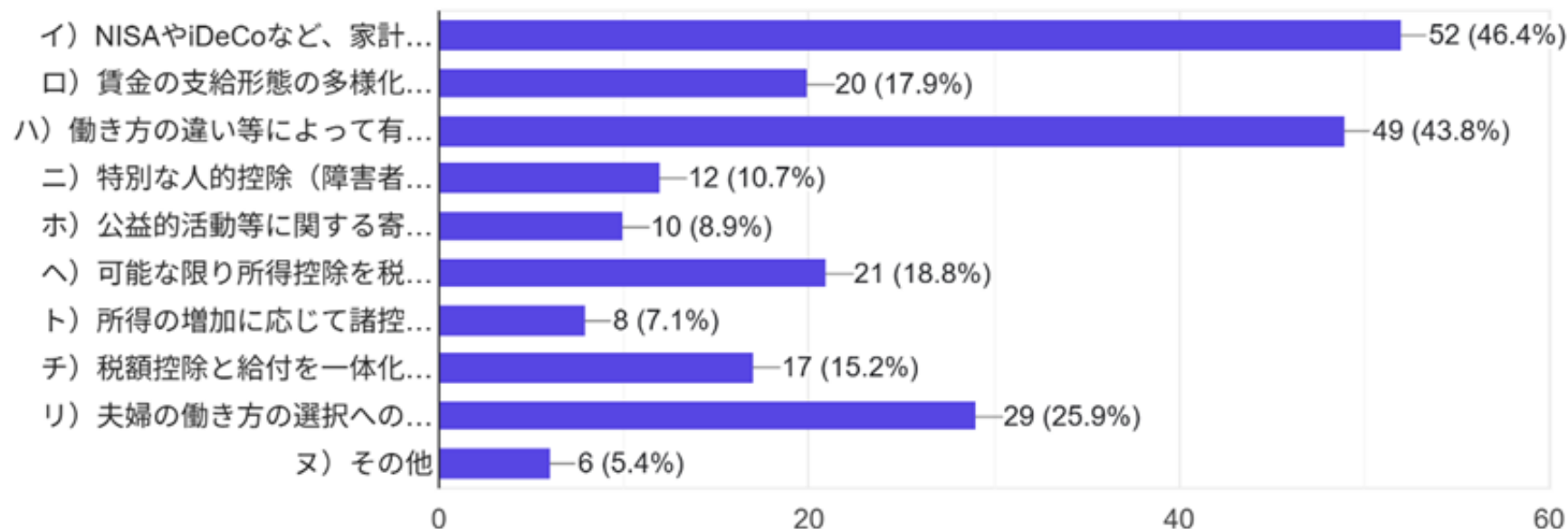
【問19】 所得税のその他の改正

問11～18までの所得税の論点以外で重要と思われる
改正論点はどれか。（複数回答可）

II. 各税目

1. 個人所得税

(3) その他

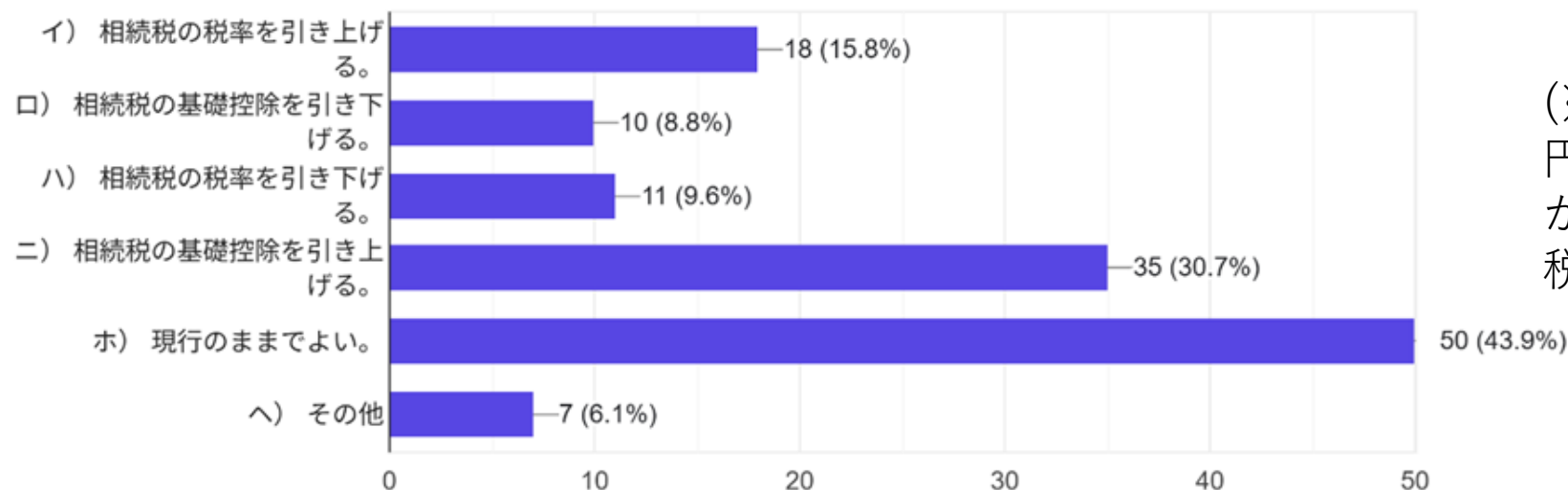


所得税に関して重要と思われるその他の論点について尋ねたところ、「NISAやiDeCoなど、家計の資産形成の支援のための制度の拡充」が46.4%で最多であった。「働き方の違いによって有利・不利が生じないように、企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いを検討」との意見も多い（43.8%、昨年37.7%から増加）であった。近年、確定拠出年金の拠出限度額の引上げ、NISAの抜本的拡充・恒久化等の措置がなされたが、依然として関心の高さが窺われる。

【問20】 相続税

相続税(※)についてどのように考えるか。

(複数回答可)



II. 各税目

2. 相続税・贈与税

(※)基礎控除は3000万円＋600万円×法定相続人数。税率は10%から55%の8段階の超過累進課税。

相続税の課税割合は10.4%、被相続人1人あたりの税額は約1,946万円となっている(国税庁「報道発表資料 令和6年分 相続税の申告実績の概要」より)。

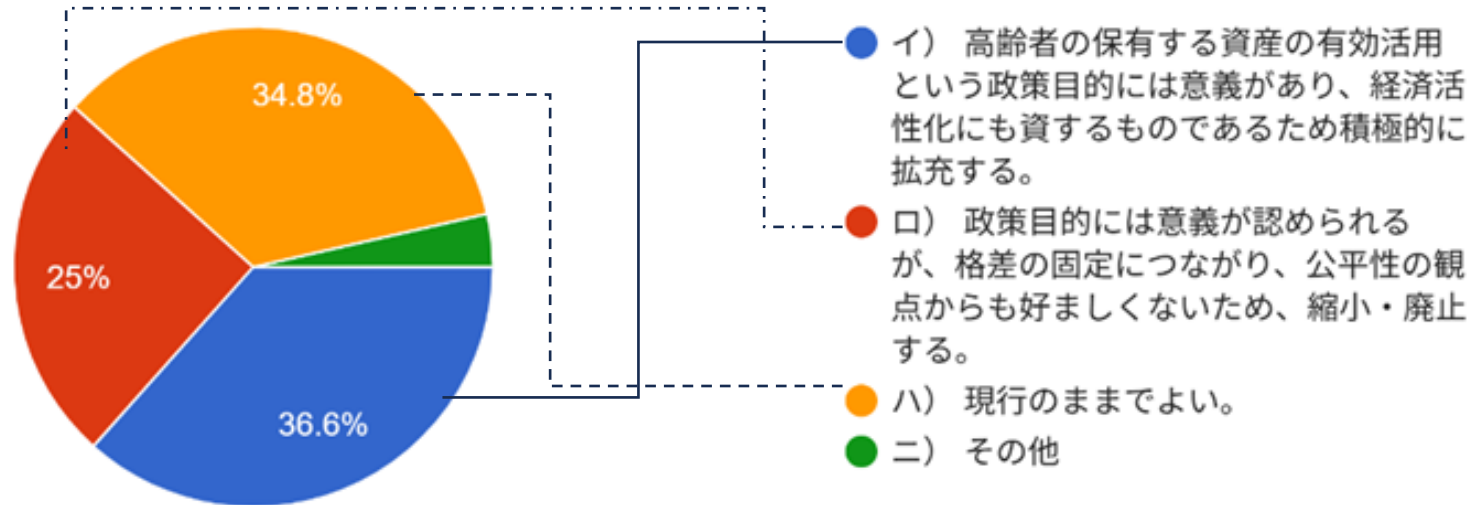
相続税は富の集中抑制・格差是正の役割を担っているが、今後の方向性については「現状維持」が43.9%(昨年39.5%)と最多であった。平成27年適用分から据え置きとなっている「基礎控除の引き上げ」は30.7%と昨年の34.1%から若干の減少。

その他には、上場株式等の価格変動リスクがある資産に係る相続税評価額・評価手法の見直しを求める意見があった。

【問21】 贈与税の非課税措置

贈与税の非課税措置(※)についてどのように考えるか。

(※)住宅取得等資金、教育資金及び結婚・子育て資金の贈与
(教育資金の一括贈与に係る非課税措置は令和8年3月31日をもって廃止)



贈与税については、高齢化に伴い相続による資産移転の時期が遅くなったことを受け、一定の非課税措置が手当されている。この非課税措置については、「積極的に拡充」が最多であったものの、その割合は36.6%(昨年は37.3%)に留まり、「現状維持」の34.8%(昨年は31.0%)、「縮小・廃止」の25.0%(昨年28.6%)と意見が割れている。相続税とともに再分配機能・格差の固定防止という目的をもつが、制度の利用実態の検証を踏まえた見直しを行うことが重要である。

II. 各税目

2. 相続税・贈与税

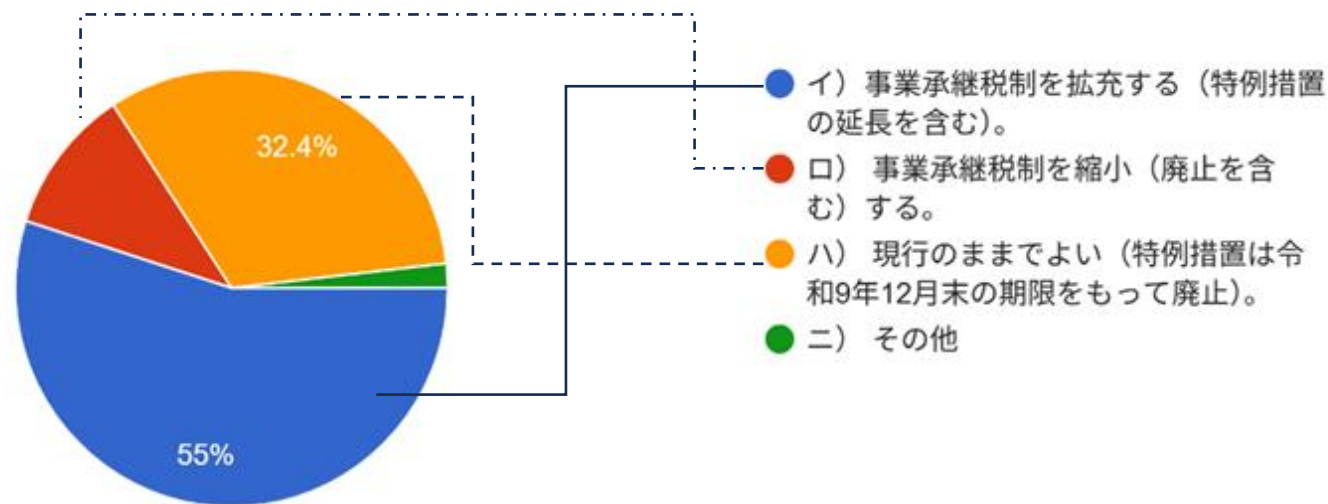
【問22】 事業承継税制

わが国の事業承継税制(※)についてどのように考えるか。

(※)後継者が特定の要件を満たすことで相続税・贈与税が猶予・免除される

II. 各税目

2. 相続税・贈与税



中小企業の経営の円滑な承継を促進する目的から導入された事業承継税制について今後の方向性を尋ねたところ、「拡充」が55.0%と昨年(46.9%)に続いて最多であった。また「現状維持」も32.4%(昨年36.7%)であり、「縮小・廃止」は10.8%(昨年11.7%)に留まっていることから、事業承継税制については総じて肯定的な評価であり、政策的配慮の必要性について理解が得られていることがうかがわれる。

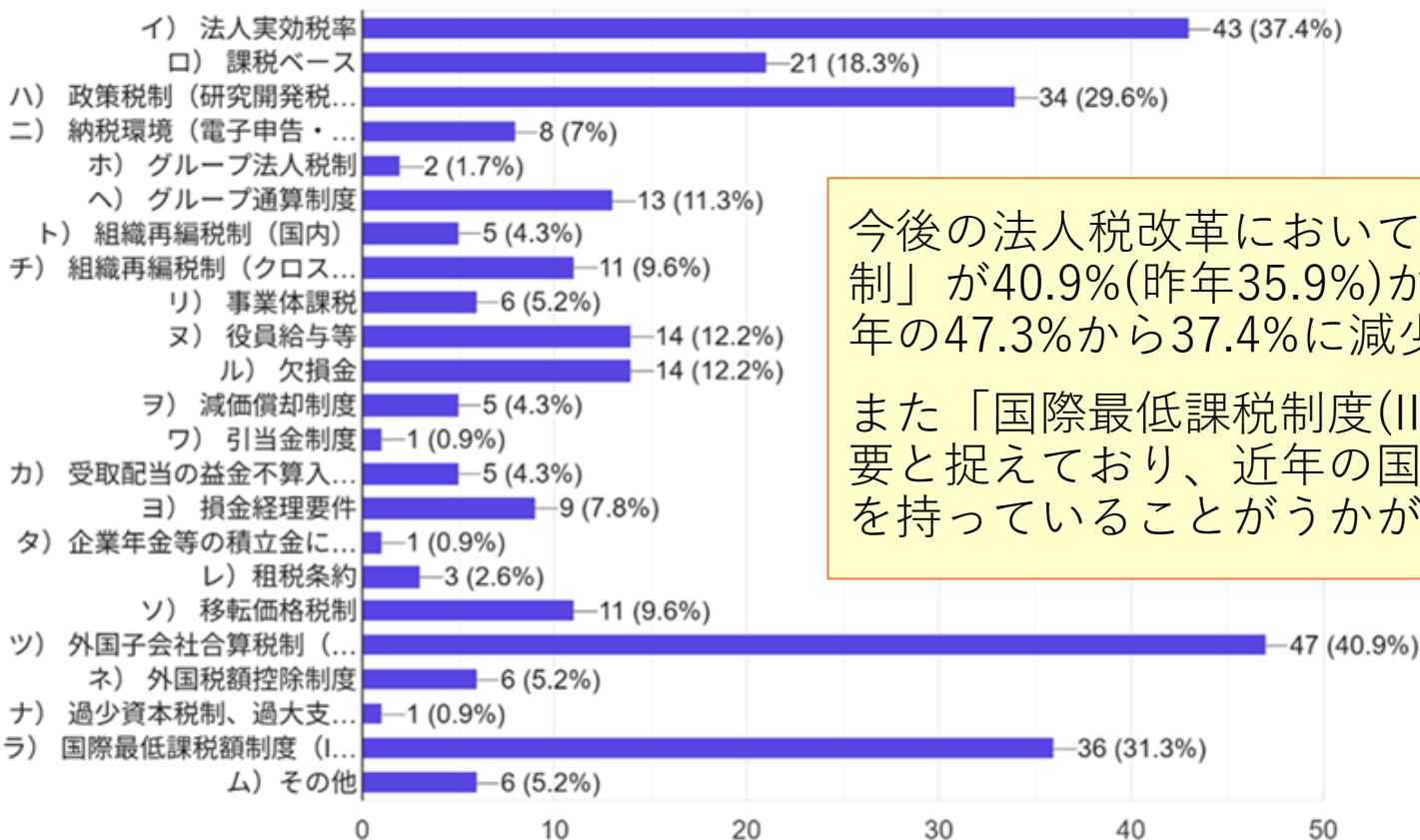
【問23】 法人税改革

近年、税込中立の下で、課税ベースを拡大しつつ実効税率の引下げが図られてきたが、今後の法人税改革について重要と考えるものはどれか。（3点以内選択）

II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース

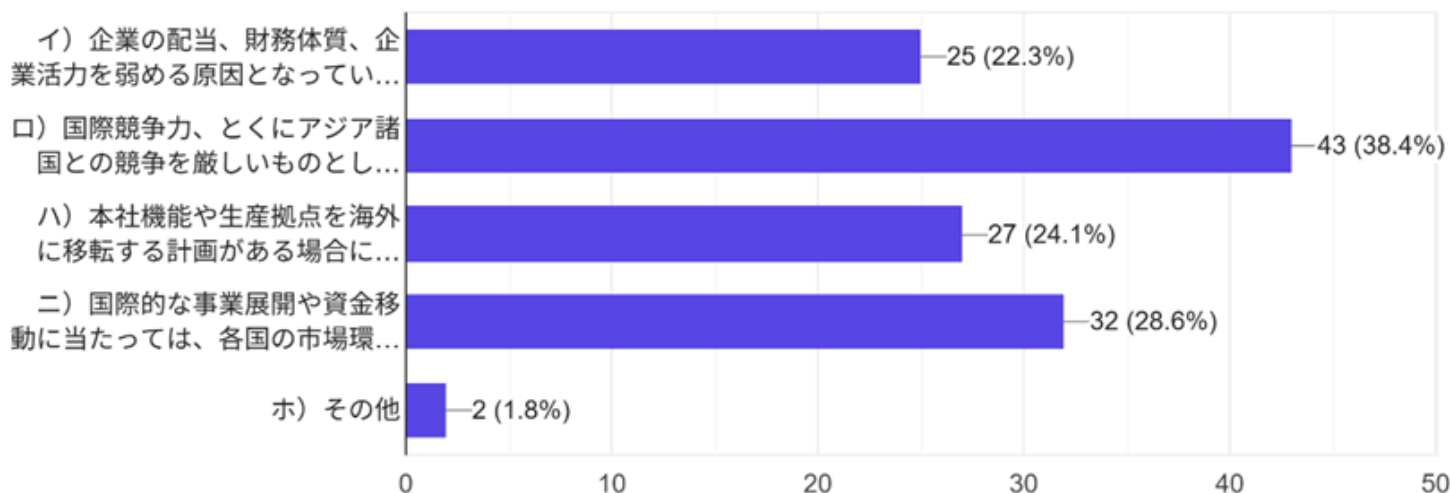


今後の法人税改革において重要と考える項目として、「外国子会社合算税制」が40.9%(昨年35.9%)が最多となり、「法人実効税率」については昨年の47.3%から37.4%に減少した。

また「国際最低課税制度(IIR,QDMTT,UTPR)」も31.3%と多くの会員が重要と捉えており、近年の国際課税改革への対応や事務負担に強い問題意識を持っていることがうかがわれる。

【問24】 実効税率と企業行動

わが国の実効税率は30.64%(標準税率。防衛特別法人税含む)
であるが、諸外国との比較において、企業行動にどのような
影響を与えると考えるか。（複数回答可）



わが国の実効税率の水準が企業行動に与える影響について尋ねた。昨年までの択一式から複数回答可としたが、諸外国に比して実効税率が高いことが「国際競争力を厳しいものとする」(38.4%)が最多である一方、「実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない」(28.6%)も一定数を占めた。

その他では、実効税率を含む税制全般について、海外競合企業との競争条件を揃える観点（イコール・フットイング）から再検討を求める意見があった。

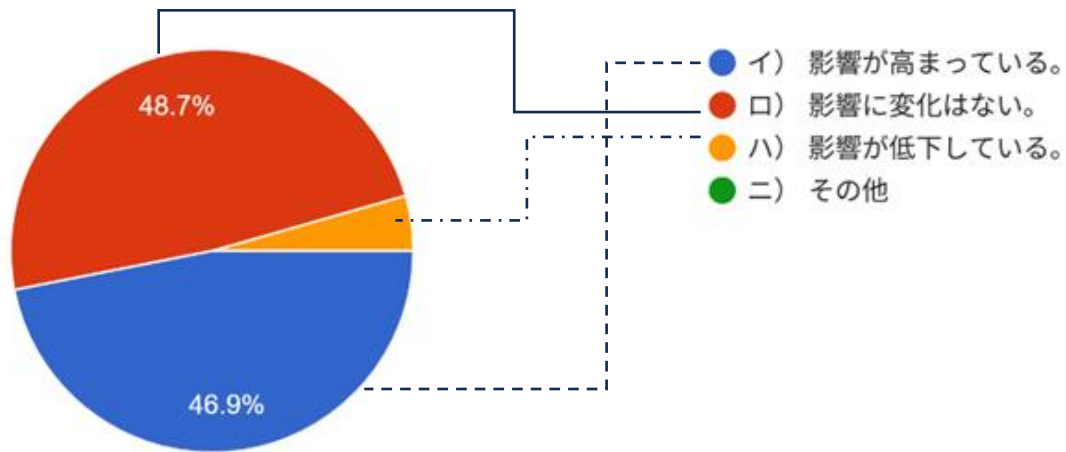
II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース

【問25】 法人税の企業への影響の変化

ここ数年、企業行動において法人税の影響は高まったか。



前設問で実効税率が企業活動に一定の影響があるという回答があったが、ここ数年において法人税の影響が高まったと感じるかどうかについて尋ねた。「影響が高まっている」46.9%(昨年53.9%)、「影響に変化はない」48.7%(昨年39.8%)との回答が拮抗している。

会員種別でみると、法人会員では「影響が高まっている」との回答が多数であり、個人会員では「影響に変化はない」との回答が多数であった。グローバル展開する企業において他国との税率差や制度対応に伴うコンプライアンスコストが強く意識されていることが読み取れる。

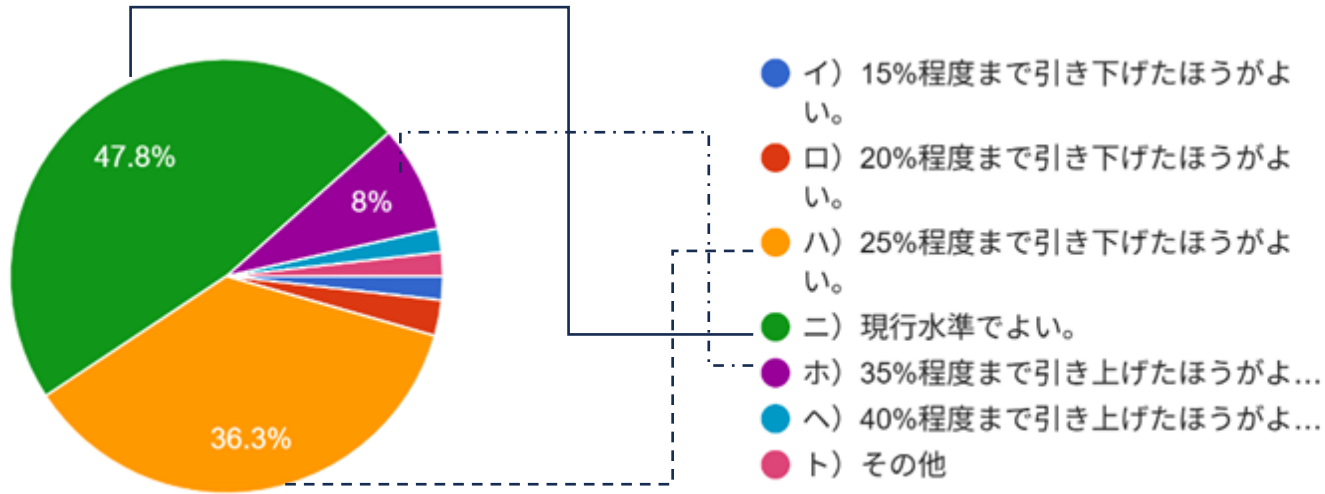
II. 各税目

3. 法人税

(1)実効税率と課税ベース

【問26】 実効税率の水準について

実効税率は税制改正を経て令和8年度から30.64%になった。
望ましい実効税率の水準についてどのように考えるか。



法人実効税率（国・地方）の水準についてどのように考えるか尋ねたところ、「現行水準で良い」と答えた会員が47.8%(昨年40.6%)と最多であった。

引下げを望む回答肢の合計は40.7%であり(最多は「25%程度までの引下げ」)、引上げを望む回答肢の合計9.8%を大きく上回っている。

II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース

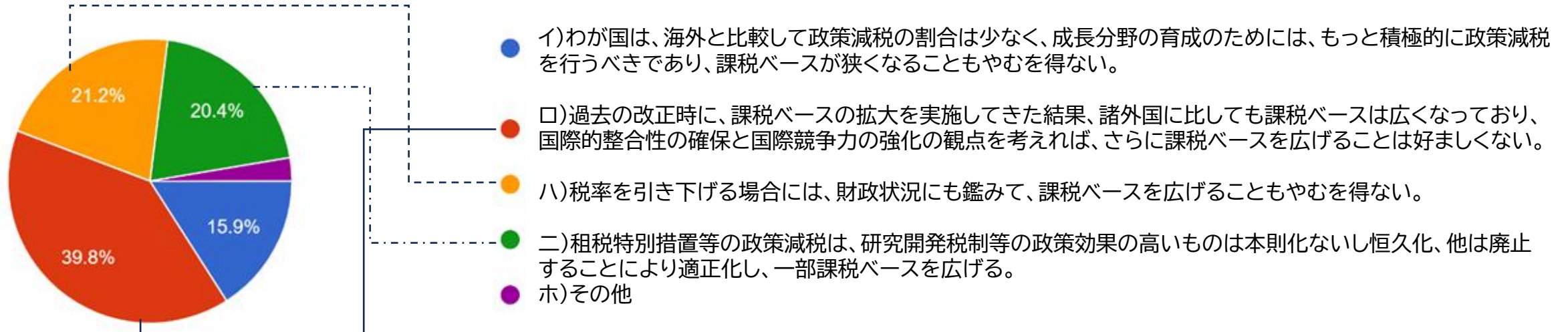
【問27】 課税ベースの拡大

税制改正では、法人税率の引下げに合わせて課税ベースが拡大されてきた。課税ベースのあり方についてどのように考えるか。

II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース



「成長志向の法人税改革」で法人税率の引下げに合わせて課税ベースの拡大がなされてきたが、法人税の課税ベースのあり方について尋ねたところ、「諸外国に比して広い課税ベースをさらに広げることは好ましくない」との回答が39.8%(昨年37.0%)と最多であった。

「政策減税を恒久化し、一部課税ベースを広げる」が20.4%(昨年26.0%)、「減税時の課税ベース拡大はやむを得ない」は21.2%(昨年20.5%)と、課税ベースのあり方を検討する場合にはスクラップ&ビルドを検討すべきとの意見も一定数あった。

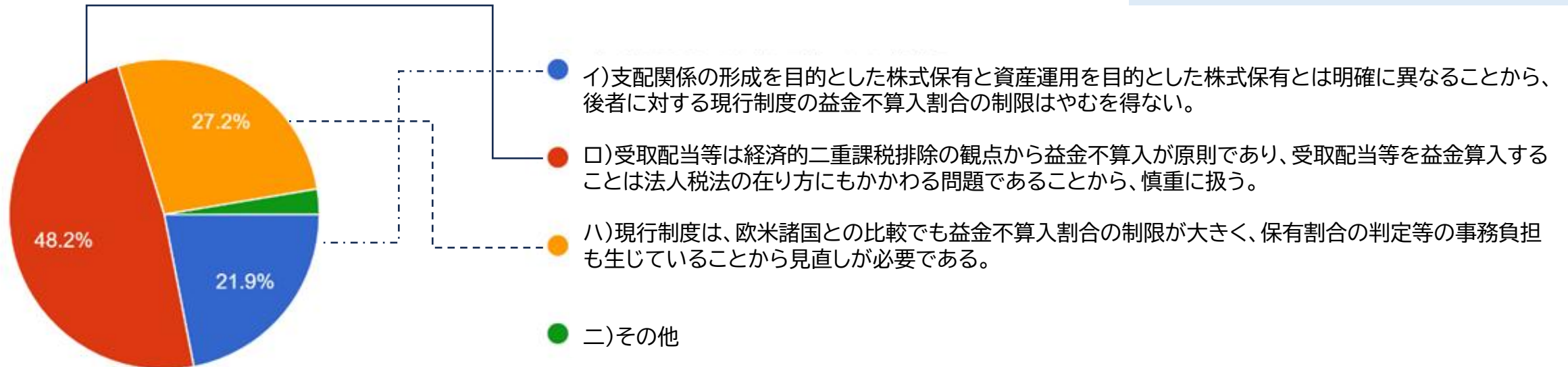
【問28】 受取配当等益金不算入

法人が受け取る配当等については、保有割合に応じてその一部または全額が益金不算入となる。この制度についてどう考えるか。

II. 各税目

3. 法人税

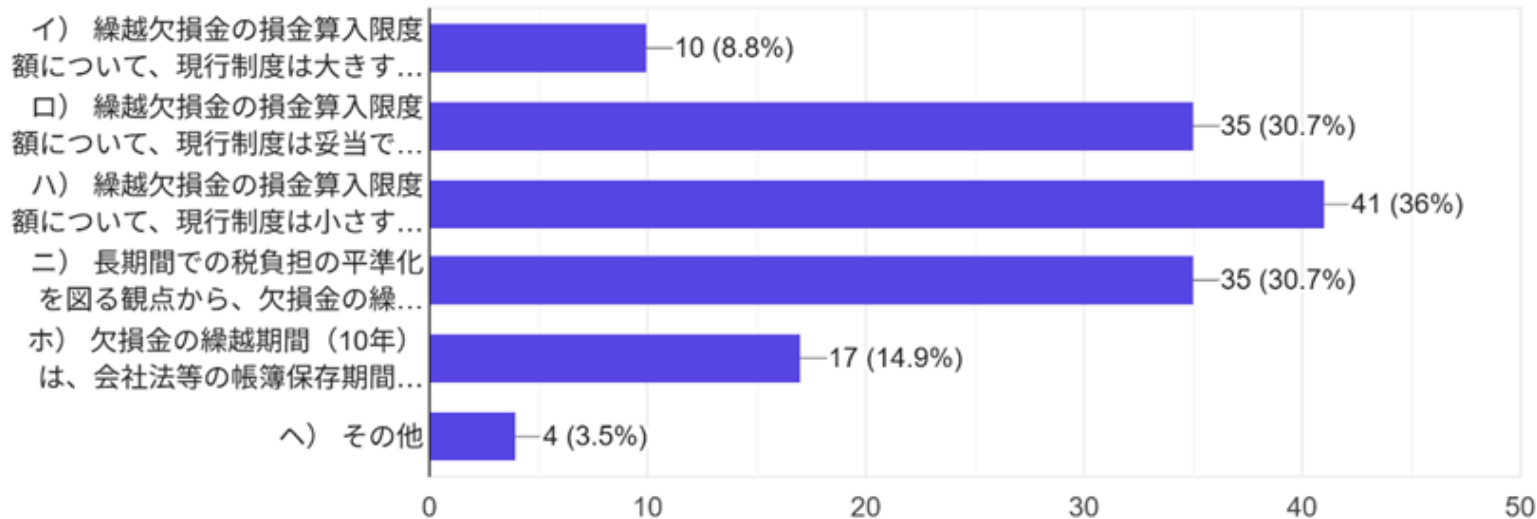
(1) 実効税率と課税ベース



保有割合に応じて取扱いが異なる受取配当等の益金不算入制度について尋ねたところ、「経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則」との回答が48.2%(昨年56.7%)と最多であり、「欧米諸国との比較でも益金不算入割合の制限が大きく、事務負担も生じていることから見直しが必要」との回答27.2%(昨年19.7%)とあわせて、会員の7割超が現行制度の見直しを望んでいる。

【問29】繰越欠損金の損金算入の見直し

大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入限度額が段階的に引き下げられてきた。この制度についてどう考えるか。
(複数回答可)



繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えるか尋ねた。「現行の損金算入限度額は小さすぎる」という意見が36.0%(昨年は39.5%)で、「繰越期間を超長期間にする」が30.7%(昨年は38.0%)が続いた。これに対し、「現行制度は妥当」とする回答も30.7%(昨年は25.6%)と一定数あった。課税負担の平準化による中長期的な経営の安定性確保の観点から、多くの会員が繰越期間・損金算入限度額にかかる改正の必要性を指摘している。

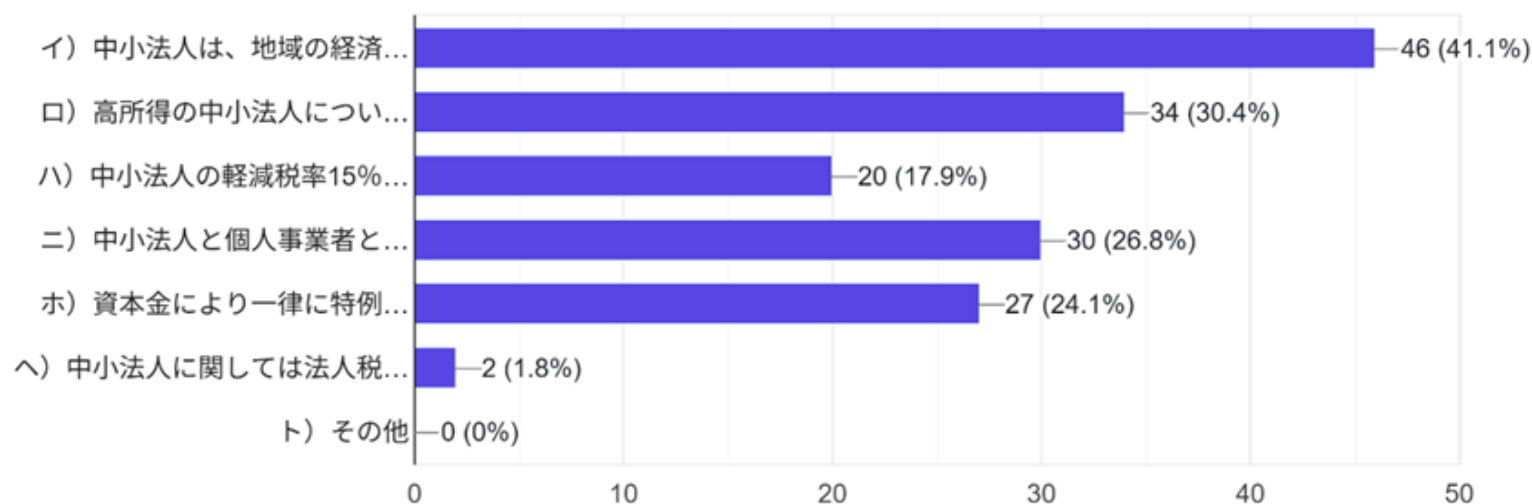
II. 各税目

3. 法人税

(1)実効税率と課税ベース

【問30】 中小法人税制の見直し

資本金が1億円以下の中小法人には多くの特例措置(※)が設けられているが、中小法人の範囲・税率・税制上の特例措置についてどう考えるか。（複数回答可）



II. 各税目

3. 法人税

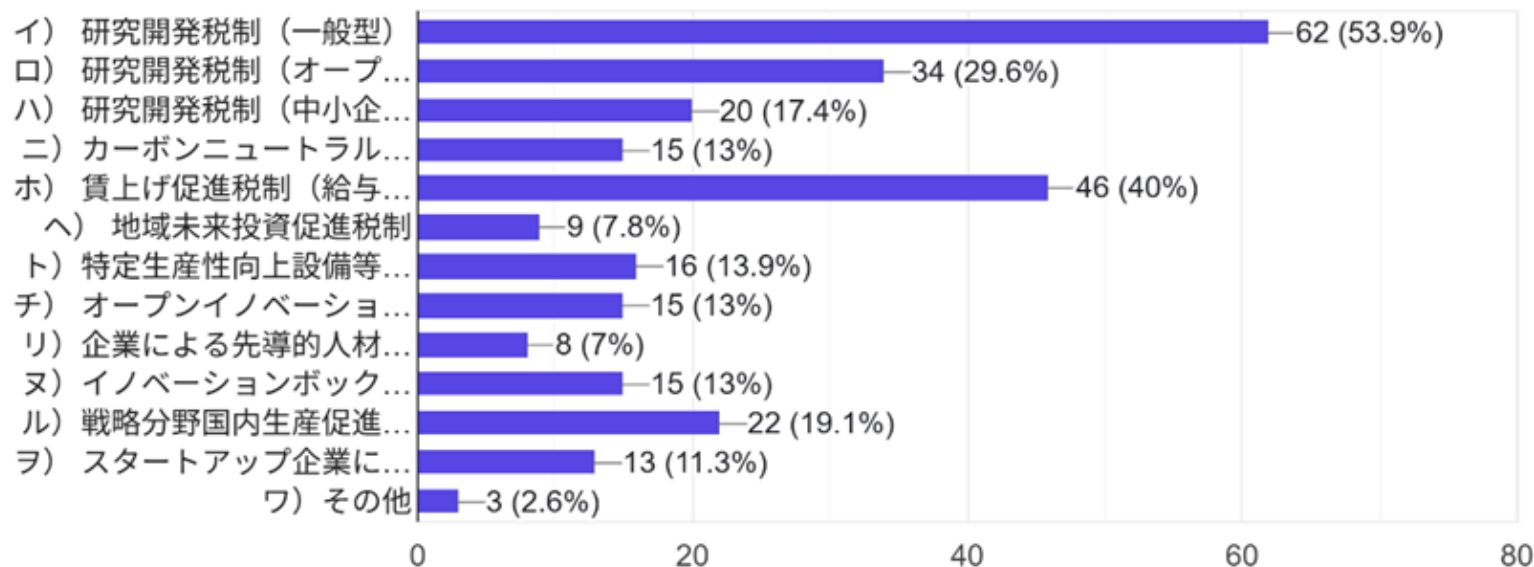
(1) 実効税率と課税ベース

(※)法人税率は800万円以下の所得に対して19%に軽減、さらに租税特別措置により15%に軽減されている。

全法人の99%が法人税法上の中小法人（資本金等の額1億円以下）に該当している。中小法人に対する課税のあり方について複数回答可で尋ねたところ、選択肢のいずれも概ね4割弱の同意に留まり、会員間で意見が纏まっているとは言えなかった。順位別には以下の通り。①中小法人の課税強化には慎重であるべき(41.1%) ②高所得の中小法人への課税を強化(30.4%) ③中小法人と個人事業者との税制上の差異を解消(26.8%) ④資本金以外の要素を踏まえた要件設定(24.1%)

【問31】 政策税制

イノベーションや人への投資など政策目的を達成するための
税制上の優遇措置として重要・有効と考えるもの。



II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース

各種の政策税制（租税特別措置）のうち、重要・有効と考えるものとしては、「研究開発税制(一般型)」53.9%(昨年53.9%)のみが過半数を超えた。大企業向けの制度が廃止された「賃上げ促進税制」は40.0%と昨年の53.1%から大きく減少した。この他に「研究開発税制(オープンイノベーション型)」、令和6年度税制改正で創設された「戦略分野国内生産促進税制」が続いた。

【問32】 研究開発等投資促進税制

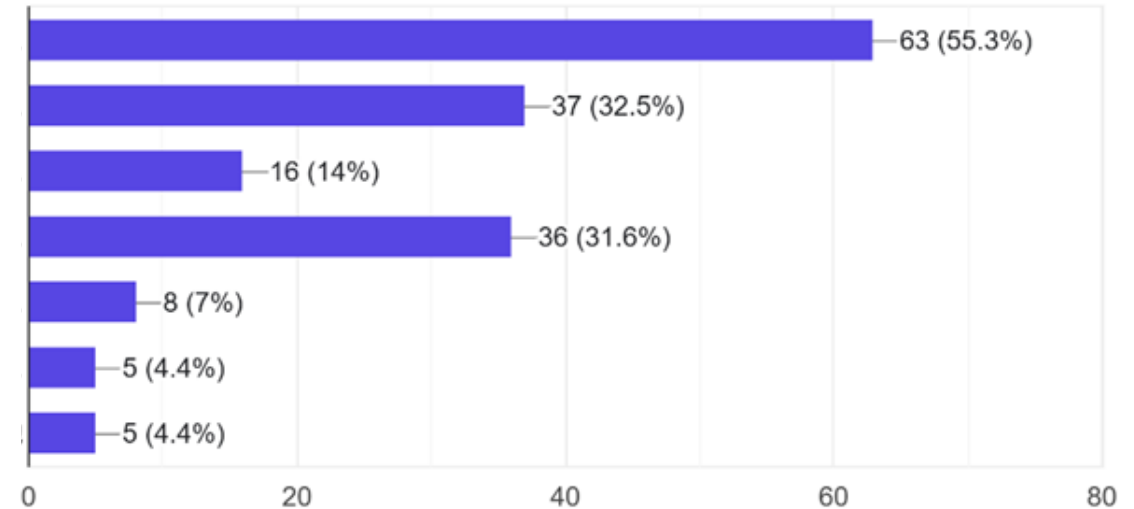
研究開発税制については、一般型・オープンイノベーション型に加えて戦略技術領域型が新設されるなど、積極的に見直しが行われている。 研究開発税制について、どう考えるか。（複数回答可）

II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース

- イ) わが国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、適用対象範囲なども含め積極的に拡充する。
- ロ) わが国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の期限措置ではなく、現行制度を本則化し恒久的な税制とする。
- ハ) わが国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であり現行制度を維持する。
- ニ) 適用要件・手続きの簡素化により、利用しやすい制度とする。
- ホ) 研究開発投資の拡大を支援する観点から、さらにメリハリをつける。
- ヘ) 研究開発税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平の原則に反するから廃止する。
- ト) その他



問31の通り、会員はイノベーションの原動力となる研究開発投資が重要と考えている。研究開発税制は研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から見直しが続いているところであるが、今後の方向性について尋ねたところ、「研究開発の促進のため積極的に拡充すべき」が55.3%で最多となった。このほか「研究開発税制を恒久的な税制とすべき」32.5%や「適用要件・手続きの簡素化により利用しやすい制度とする」31.6%と、大多数の会員が研究開発投資の重要性と投資促進のための税制上の措置の必要性を認識している。

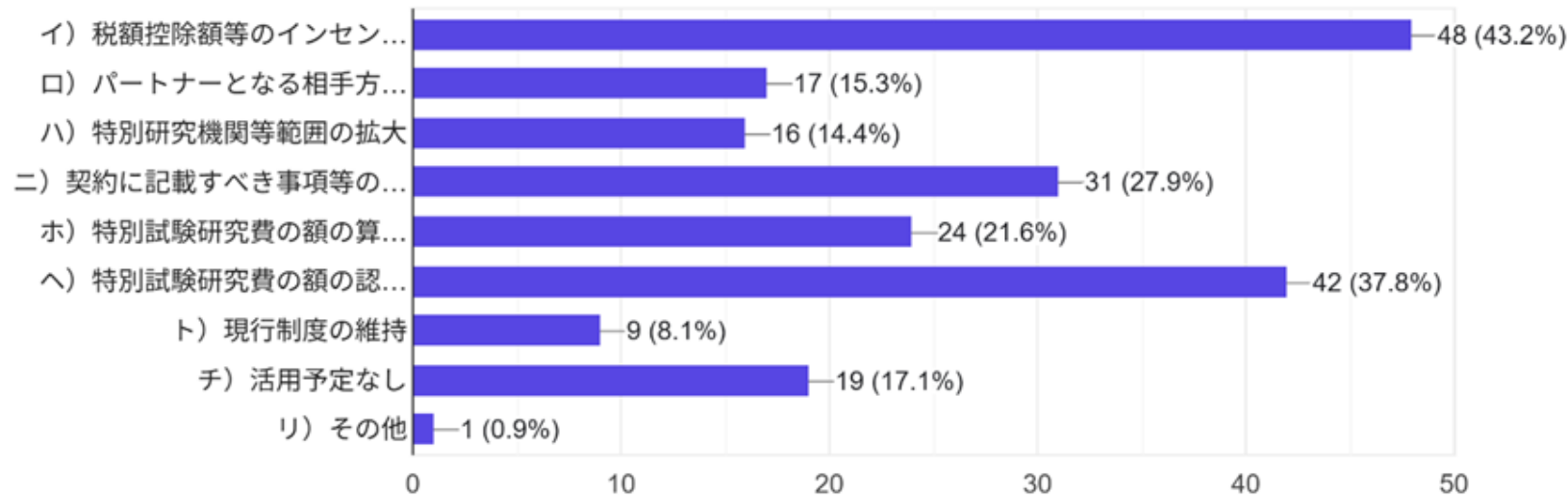
【問33】 特別試験研究費税額控除制度

オープンイノベーションに関する特別試験研究費税額控除制度について特に望むこと。（3点以内選択）

II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース



大学・国の研究機関、他企業等との共同研究及び委託研究等、オープンイノベーションに関する税制上のインセンティブ措置である特別試験研究費税額控除制度については、「税額控除等のインセンティブ拡大」が43.2%となり昨年の33.6%から増加した。「金額の認定・監査・確認手続きの簡素化」を求める意見は37.8%と昨年(46.1%)から減少。「契約記載事項の簡素化」27.9%、「算定方法の簡素化」21.6%と、制度や手続きの簡素化を望む声が根強い。利用の裾野を広げるためには利用しやすい制度の構築が求められる。

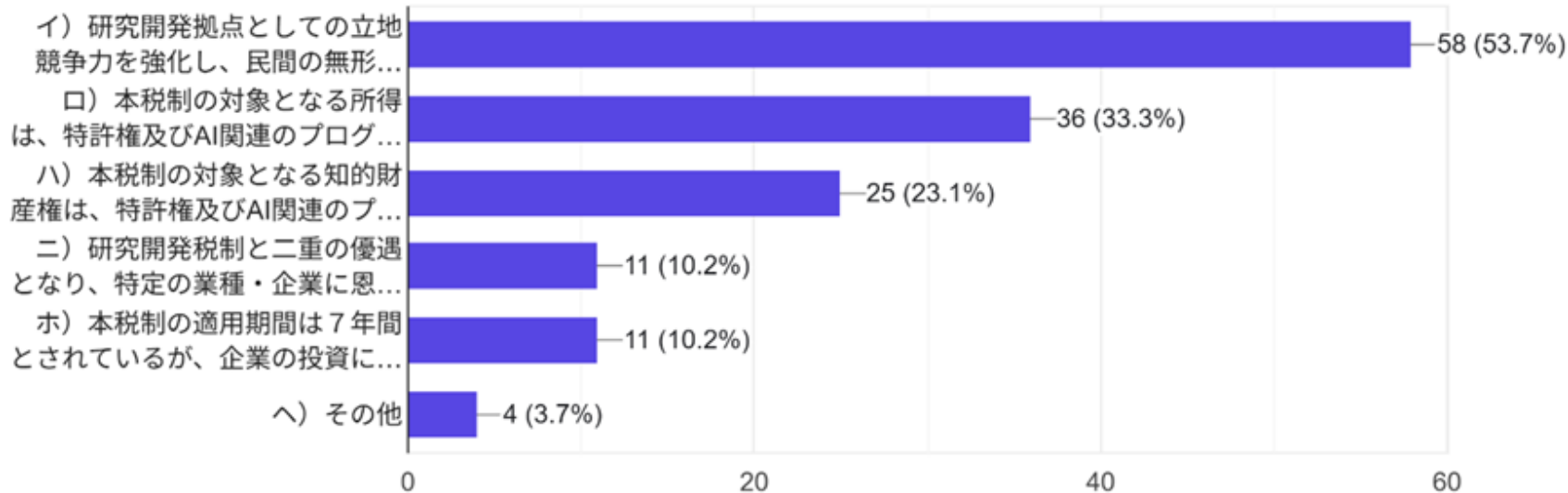
【問34】イノベーションボックス税制

令和6年度改正で導入されたイノベーションボックス税制についてどのように考えるか。（複数回答可）

II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース



特許等の知的財産から生じる所得の一定割合を控除するイノベーションボックス税制については、「導入を評価できる」と答えた会員が53.7%で過半数となった。そして適用拡大を求める意見として「適用所得の範囲拡大」が33.3%、「AI関連以外のソフトウェアへの範囲拡大」が23.1%であった。一方、「研究開発税制との二重の優遇となることから拡大すべきではない」は10.2%にすぎなかった。

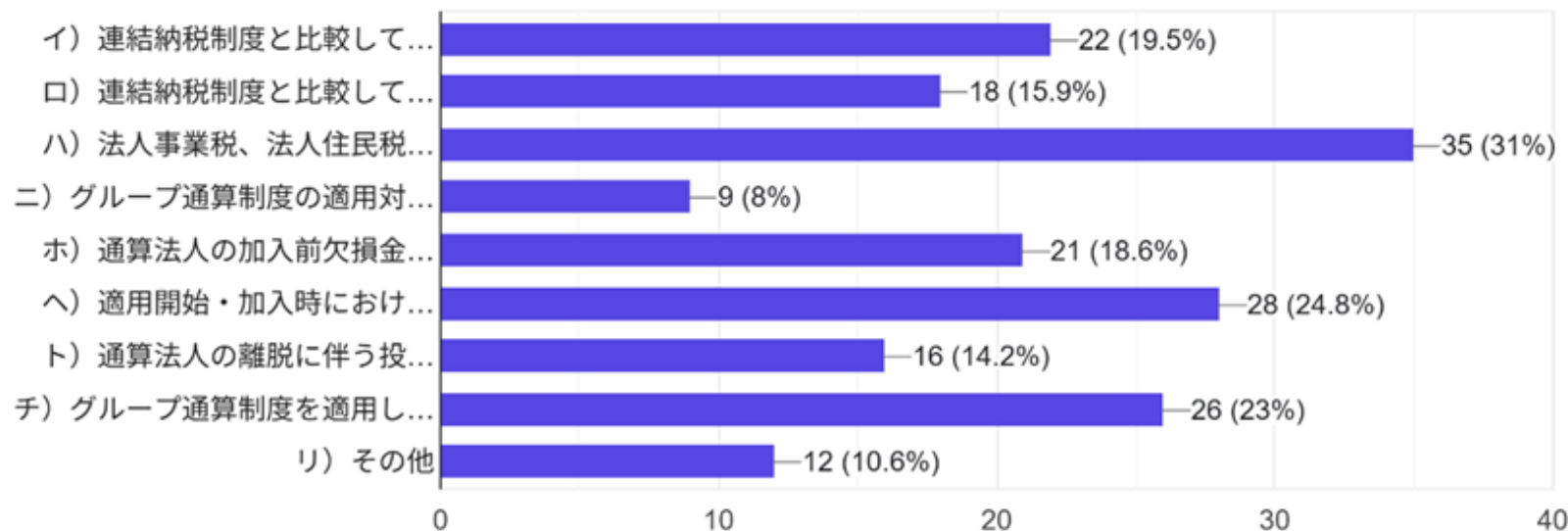
【問35】 グループ通算制度

令和2年度改正で連結納税制度に代わって導入されたグループ通算制度について、どのように考えるか。（複数回答可）

II. 各税目

3. 法人税

(2) 法人関連税制

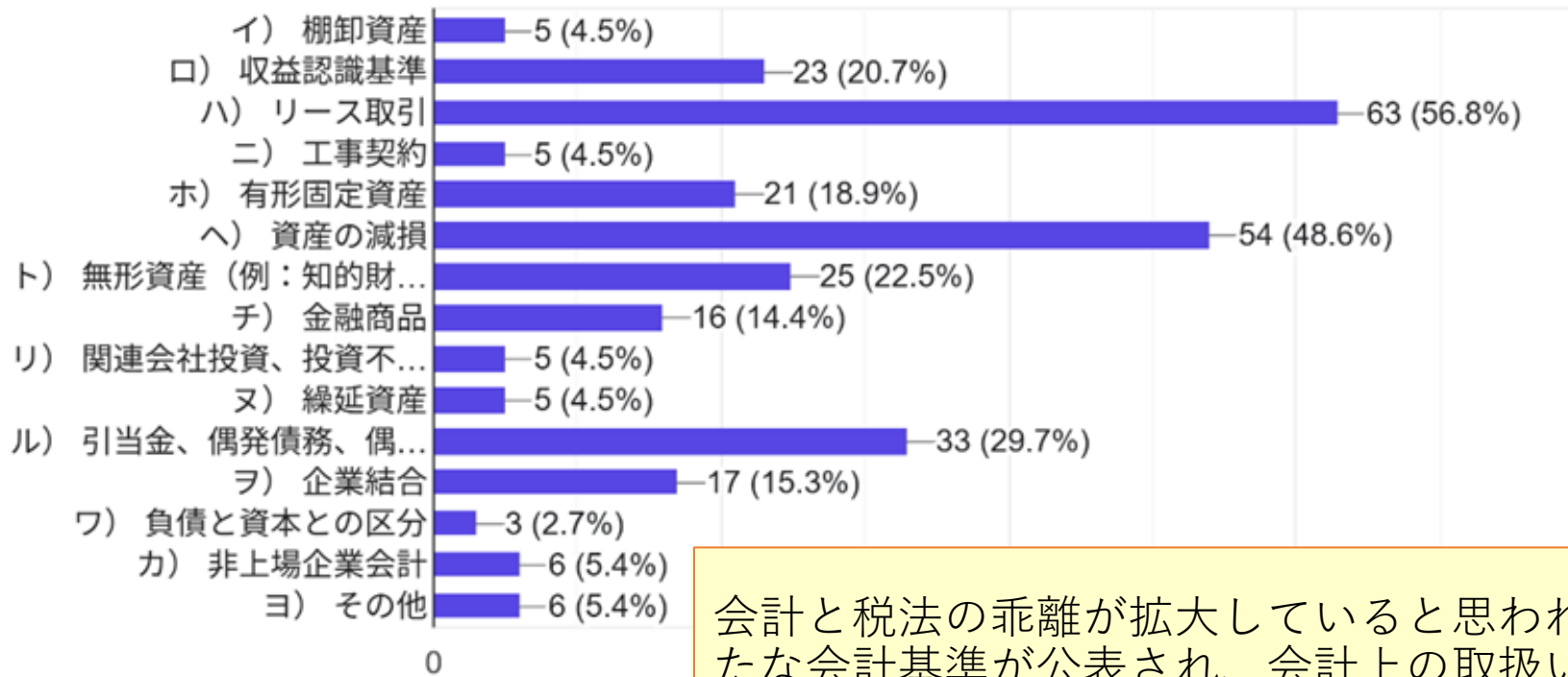


令和4年4月1日以降開始事業年度から適用が始まっているグループ通算制度については、「地方税(事業税・住民税)への適用拡大」を求める会員が31.0%(昨年31.5%)と最多であった。

連結納税制度と比較しての事務負担については、「減った」と答えた会員19.5%が「増えた」と答えた会員15.9%を上回っている。このほか「納税証明書について、各社ごとの納税状態に応じて発行できるようにして頂きたい」との要望が複数の会社から寄せられている。

【問36】 企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への接近に伴い、会計と税法との乖離が問題とされるが、乖離が大きくなると思われる項目はどれか。（複数回答可）



会計と税法の乖離が拡大していると思われる項目については、令和6年9月に新たな会計基準が公表され、会計上の取扱いが変更されたことに伴い、「リース取引」が最多の56.8%(昨年49.2%)であった。このほか「資産の減損」「無形資産」「引当金・偶発債務・偶発資産」なども会計・税務の双方に特に目配りが必要であると認識されている。

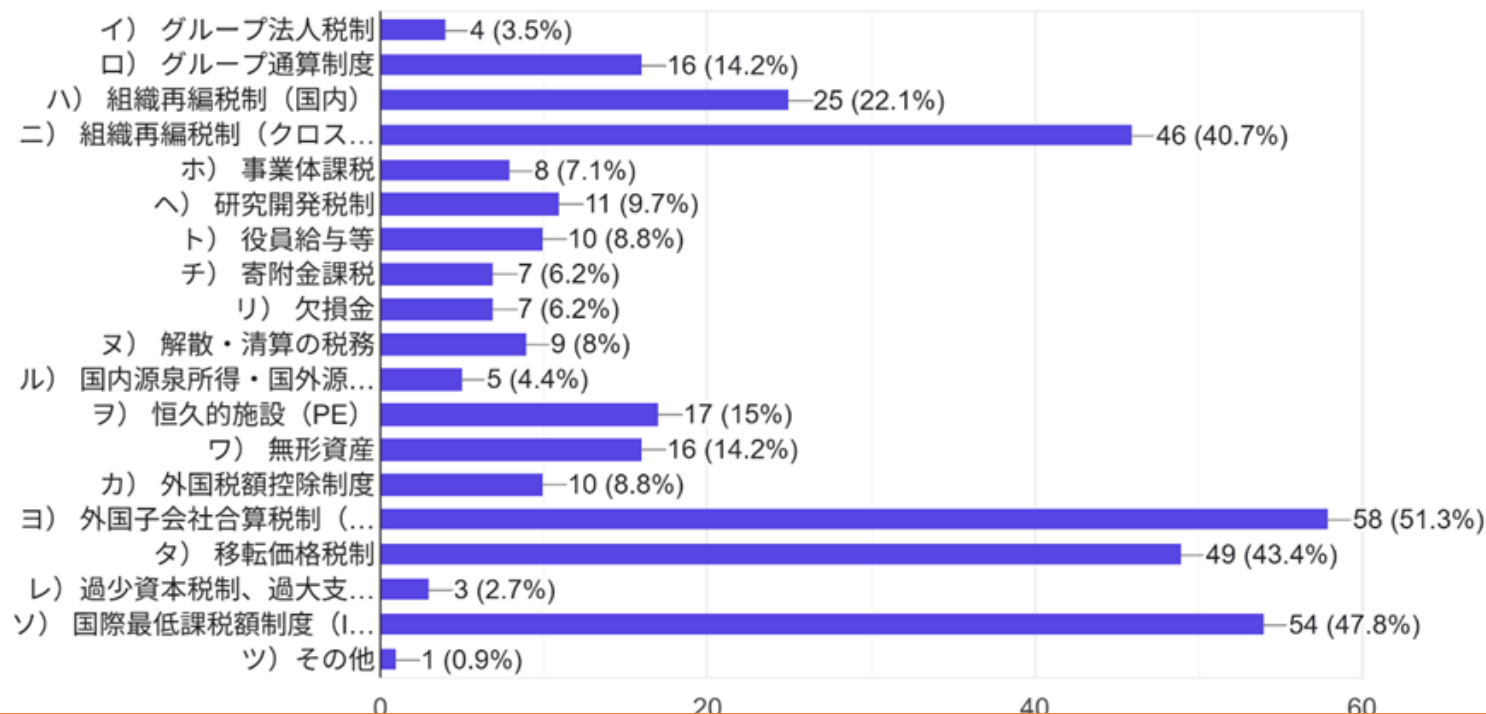
II. 各税目

3. 法人税

(3) 企業会計と税法の乖離

【問37】 課税上の取扱いや租税負担に関する予測可能性

実務上、不透明性を感じ、予測可能性を高めるべきと考える領域があるか。（複数回答可）



II. 各税目

3. 法人税

(4) 税制の予測可能性

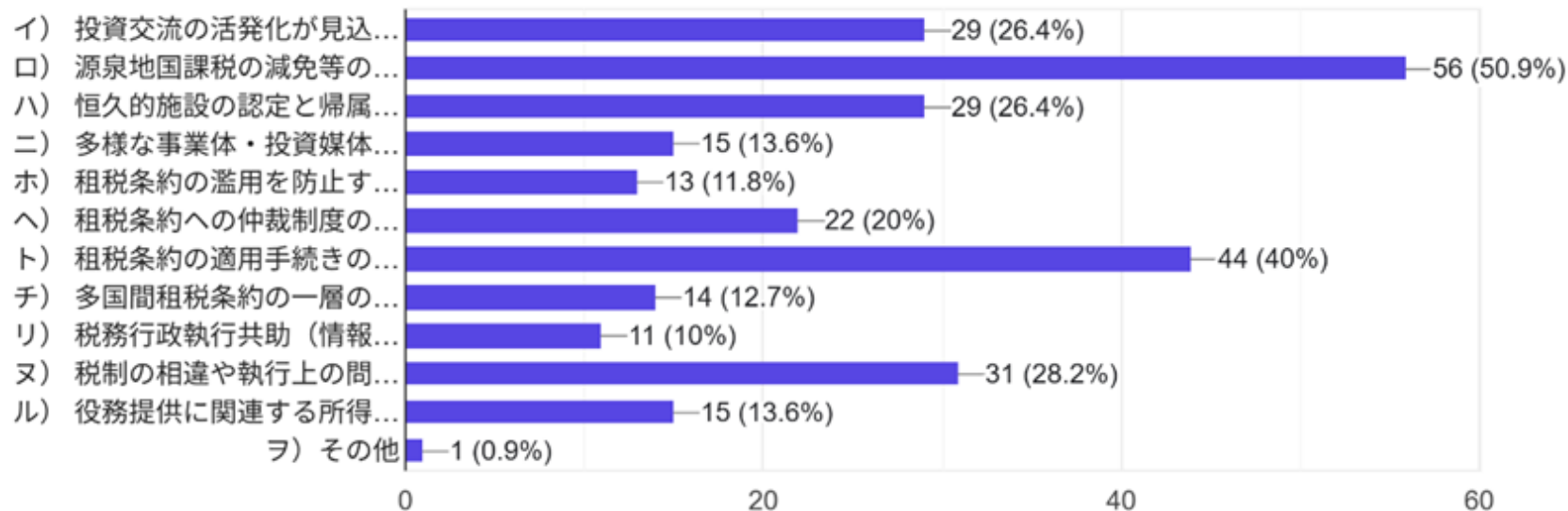
実務上の取扱いが不透明で課税上の予測可能性を高めるべき項目として、約半数の会員が「外国子会社合算税制」「国際最低課税額制度(IIR,QDMTT,UTPR)」「移転価格税制」「組織再編成(クロスボーダー)」を挙げた。国際的に事業展開する企業にとって、制度・執行における明確性と予測可能性の担保が求められている。

【問38】 租税条約

二国間の租税条約について、優先度の高い改善項目はどれか。
(複数回答可)

II. 各税目

4. 国際課税

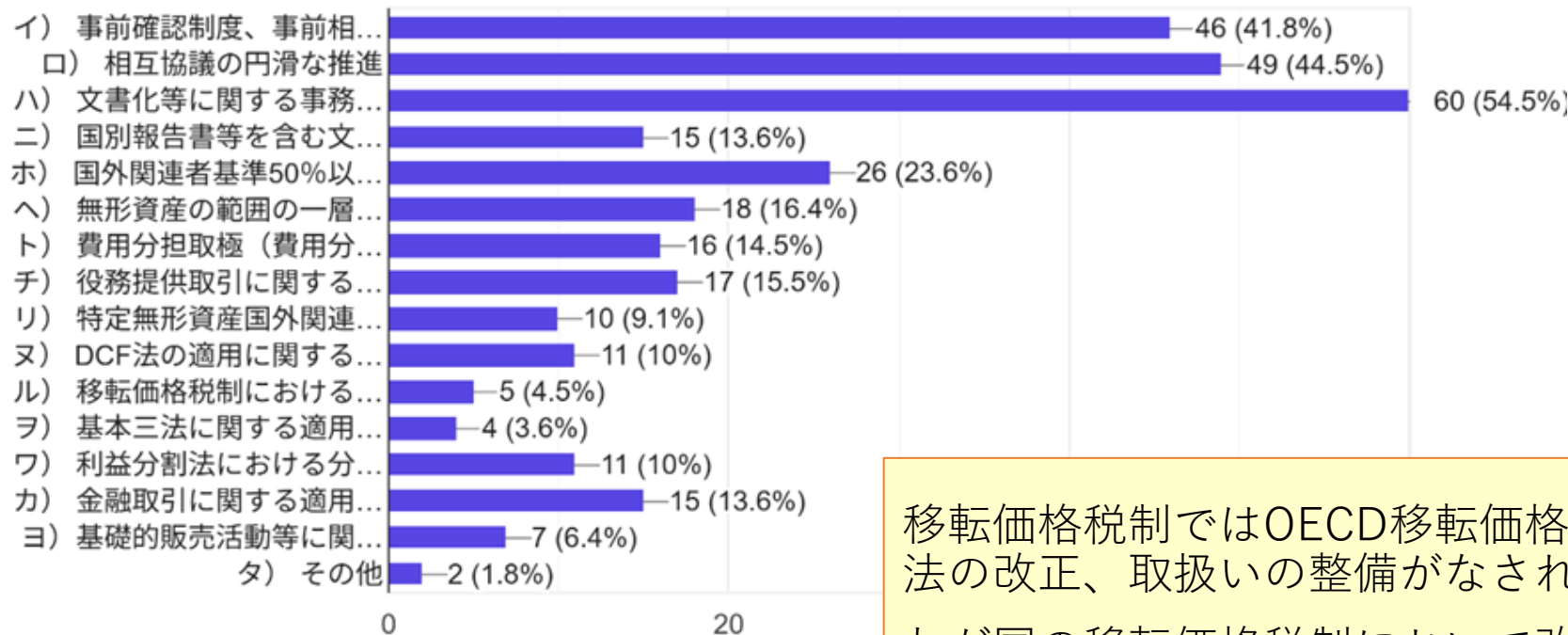


税務当局間の国際的なネットワークの拡充が進展している中で、二国間の租税条約について改善項目を尋ねた。「源泉地国課税の減免等の促進」「租税条約の適用手続きの簡素化」が4割超の回答を得た。「税制の相違や執行上の問題から生じる二重課税の確実な排除」も28.2%となっている。

OECD主導の国際課税ルール of 枠組みからの米国の離脱、国連主導でのルール構築を目指すグローバルサウスの台頭など、複雑さを増す中で、進出先国での課税により生じる国際的二重課税の排除について高い関心が寄せられている。

【問39】 移転価格税制

わが国の移転価格税制(※)について、今後改善を期待する項目は
どれか。(複数回答可)



II. 各税目

4. 国際課税

(※)OECD移転価格ガイドラインの改訂に応じて改正を経てきた。
・無形資産取引に関してDCF法等の評価技法等を導入(令元)。
・費用分担契約と金融取引を中心に事務運営指針を改正(令4)。

移転価格税制ではOECD移転価格ガイドラインの改訂に応じて国内法の改正、取扱いの整備がなされてきたところである。

わが国の移転価格税制において改善を期待する項目を尋ねたところ、「文書化等に関する事務負担軽減」が54.5%と昨年(60.5%)に次いで最多であり、「相互協議の円滑な推進」44.5%(昨年45.2%)、「事前確認制度・事前相談体制の強化」41.8%(昨年45.2%)がこれに続いた。

【問40】 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)

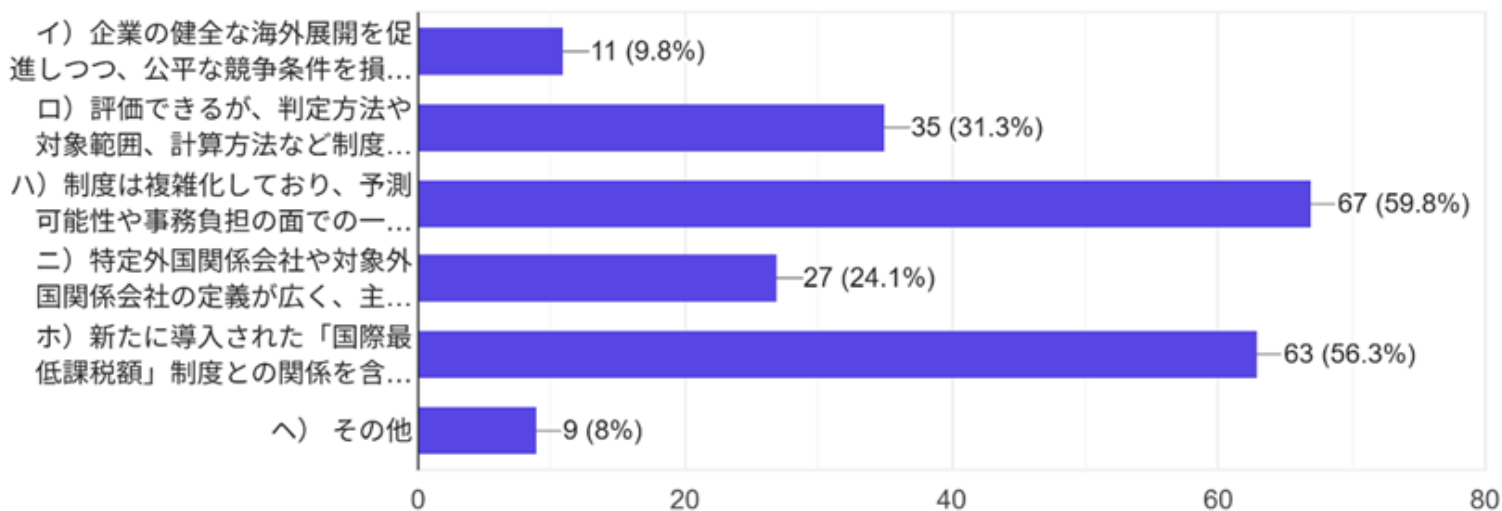
外国子会社合算税制(※)について、どのような評価や関心を持っているか。(複数回答可)

II. 各税目

4. 国際課税

(※) CFC税制ともいう。

- ・ 国際最低課税額制度の導入に伴い、特定外国関係会社のトリガー税率を引下げ(令5)。
- ・ 外国関係会社の合算時期を見直し(令7)。



わが国の外国子会社合算税制(CFC税制)についての評価や関心事項を複数回答可で尋ねた。「制度が複雑化し予測可能性や事務負担面での改善を望む」が59.8%(昨年65.1%)「国際最低課税額制度との関係を含め事務負担が過大とならないよう見直し及び運用の明確化が必要」が56.3%(昨年63.5%)と、制度適用における予測可能性の向上と事務負担軽減を望む意見が過半数となった。

国際最低課税額制度の導入に伴い合算対象となる外国関係会社の範囲、合算時期の見直し等が行われているが、企業の事務負担及びコンプライアンスコストが増加するなか、租税負担割合の計算を共通化するなど、CFC税制と国際最低課税額制度との重複を解消するための抜本的な見直しを求める意見が多い。

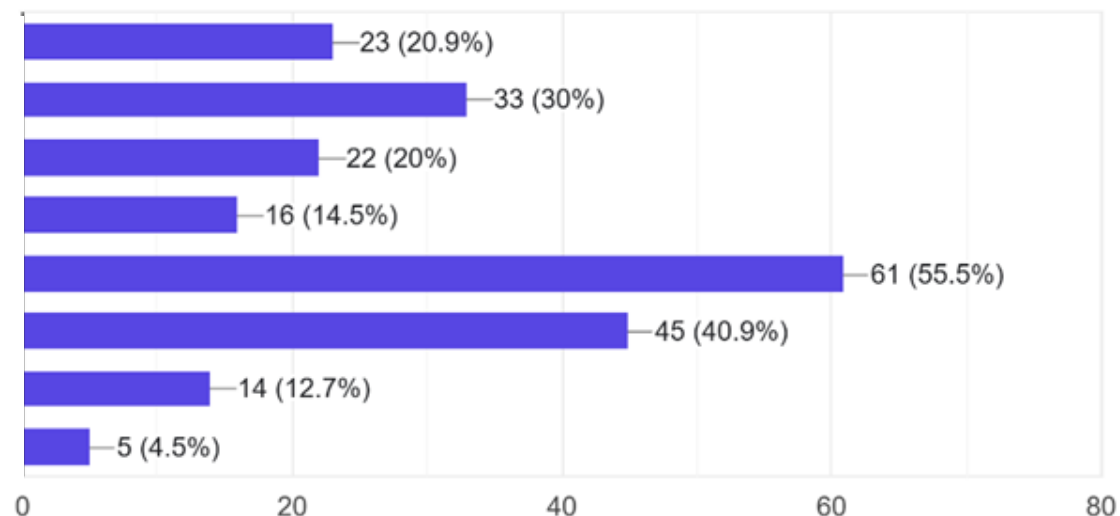
【問41】 デジタル経済への対応

BEPS包摂的枠組みで合意された第二の柱に関しては、令5改正以降IIR、UTPR、QDMTTが順次導入され、令8改正では、共存システムにかかる見直しがなされた。デジタル経済への対応について。（複数回答可）

II. 各税目

4. 国際課税

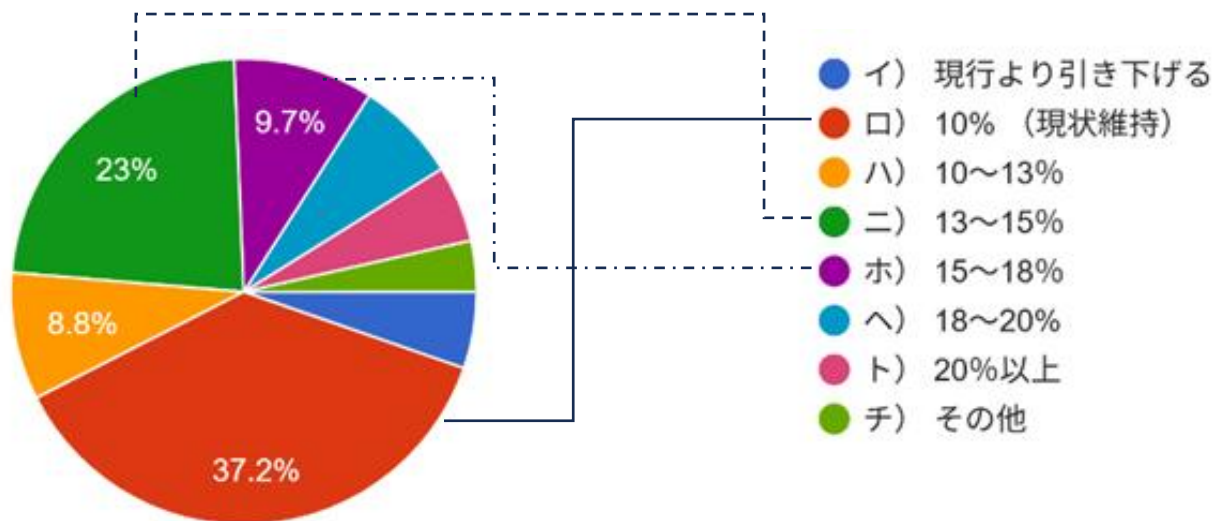
- イ) 第1の柱で合意された本仕組みは、実務上または理論上問題が多く、賛同しがたい。
- ロ) デジタルサービス税などの各国の一方的な措置が拡大することに懸念を有す。
- ハ) 市場国における新たな課税の枠組みの形成を模索すべき。
- 二) IIR/UTPRやQDMTTは、方向性としては賛同できる。
- ホ) CFC税制などの既存の租税回避防止措置との重複が多く、重複の排除や簡素化が欠かせない。
- ヘ) 予見可能性を確保する観点から、OECD及び各国における検討状況等を踏まえた国内法制の整備、実務上の取扱いや執行方針についての前広な情報提供を望む。
- ト) 国内法の制定にあたってはOECDの完全準拠に拘泥せず、我が国に適した形で行うべき。
- チ) その他



デジタル経済への国際課税上の対応のあり方について、どのような印象や考えを持っているか尋ねたところ、「第二の柱への対応は既存の租税回避防止措置との重複が多く、この排除や簡素化が欠かせない」が55.5%(昨年53.6%)と半数を超え、「予見可能性を確保するため国内法整備・実務上の取扱い・執行方針等の前広な情報提供を望む」が40.9%(昨年51.2%)で続く。OECDの国際課税ルールから米国が離脱を表明することで「第一の柱が頓挫した状況にあり、各国の一方的な措置が拡大することに懸念」する会員も3割を超えている。

【問42】消費税の引上げの是非、引上げ幅

将来的に消費税の標準税率（国＋地方）は、どの程度が妥当であると考えるか。



II. 各税目

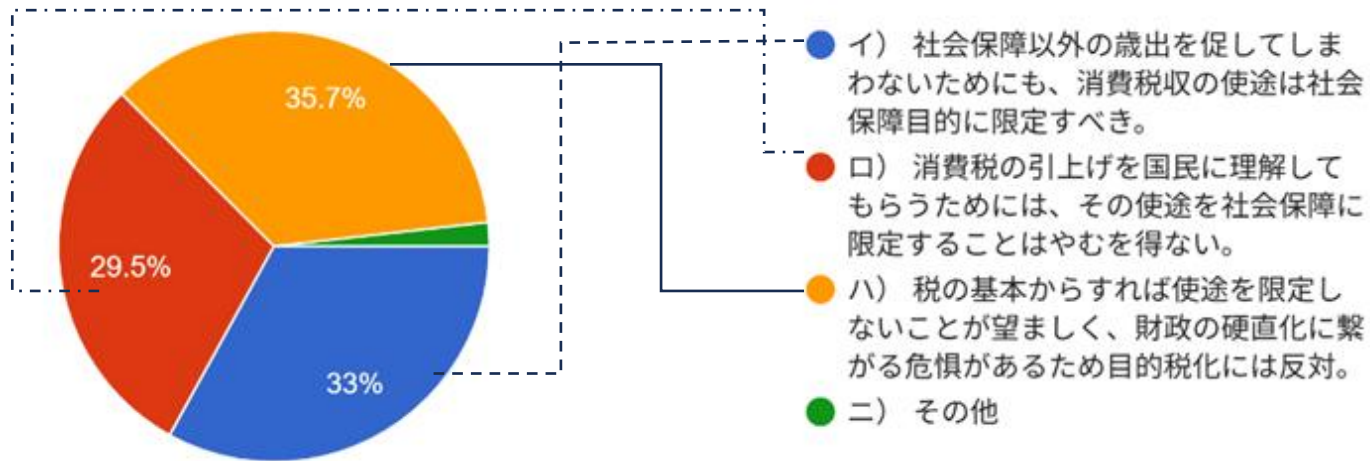
5. 消費税

(1)消費税率と使途

将来的な消費税率はどの程度が妥当と考えるか尋ねた。「現状維持」が37.2%(昨年31.5%)と最多であるが、「13～15%」が23.0%(昨年19.7%)、「15～18%」が9.7%(昨年9.4%)となるなど、引上げを許容する会員が多い。逆に「現行より引下げ」を求める意見は5.3%と昨年14.2%から減少した。飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げの方針が決定されているが、社会保障費のさらなる増加に対応していくために、短期的な減税に慎重な立場を取る意見や、財政状況に鑑み税率を柔軟に変動させる仕組みを求める意見が寄せられた。

【問43】消費税の使途

消費税の収入は、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化の対策に要する経費に充てるものとされているが、今後消費税率が引上げられたとき、使途はどうすべきと考えるか。



消費税の使途は社会保障4経費に限定されているが、今後税率の引上げがなされたときにその使途はどうすべきか尋ねた。「税の基本からすれば目的税化に反対」が35.7%(昨年43.3%)とやや多いものの、「社会保障以外の歳出を促さないため、社会保障目的に限定すべき」「引上げの国民的理解のため、社会保障に使途を限定することはやむを得ない」とほぼ三等分されており、使途について会員の意見は分かれている。

II. 各税目

5. 消費税

(1)消費税率と使途

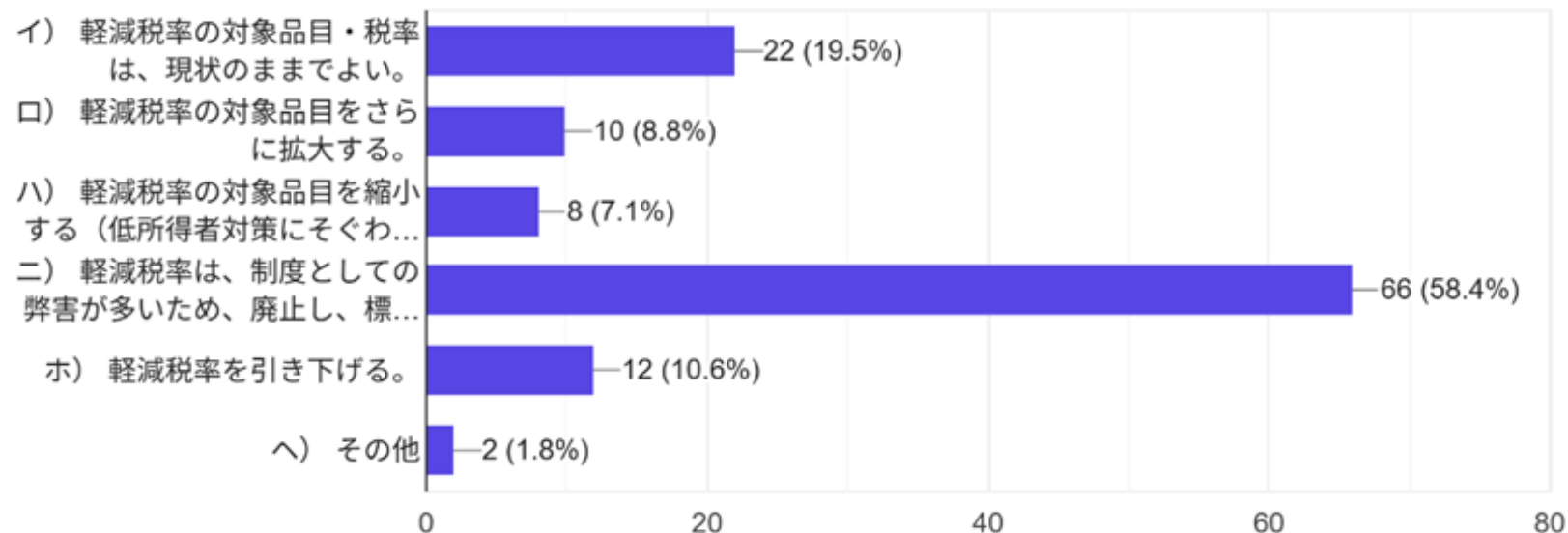
【問44】 軽減税率のあり方

消費の軽減税率についてどう考えるか。（複数回答可）

II. 各税目

5. 消費税

(1)消費税率と使途



消費税の軽減税率制度について尋ねたところ、半数超(58.4%)の会員が「制度としての弊害が多いため廃止し、標準税率に一本化すべき」と回答した(昨年49.2%)。

令和9年4月1日から2年間限定で飲食料品の消費税率が1%に引き下げられる予定であるが、軽減税率の引下げに同意する会員は10.6%に留まっている。

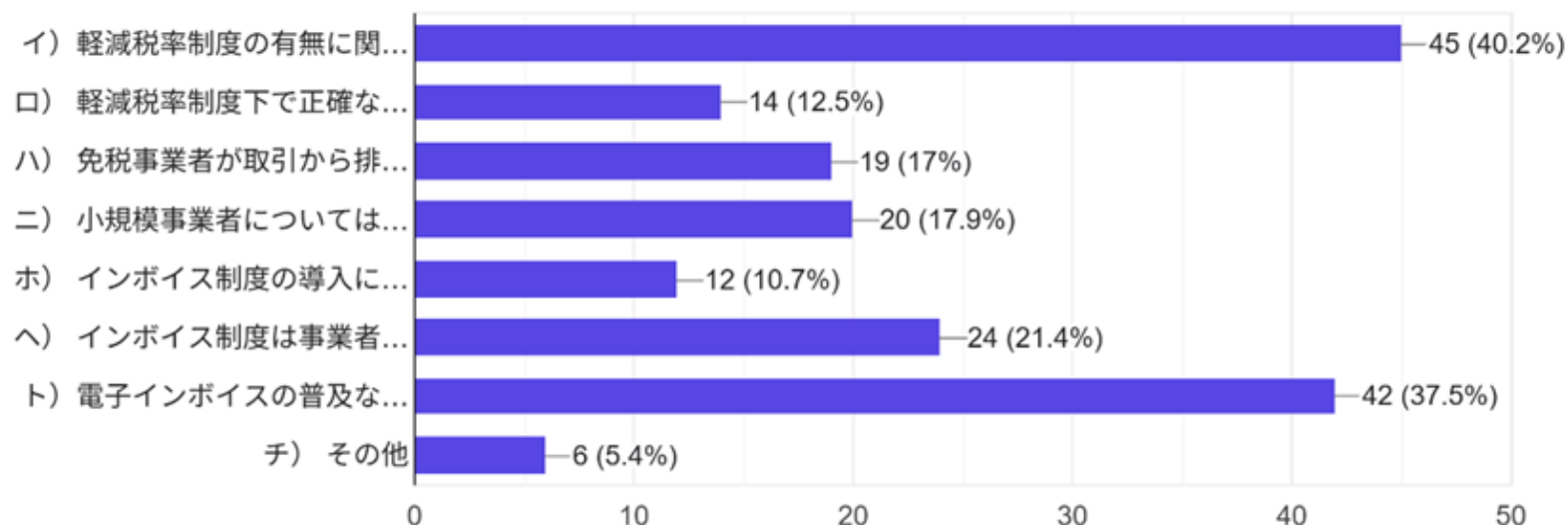
【問45】 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

令和5年10月からインボイス制度が実施されているが、
この制度についてどう考えるか。(複数回答可)

II. 各税目

5. 消費税

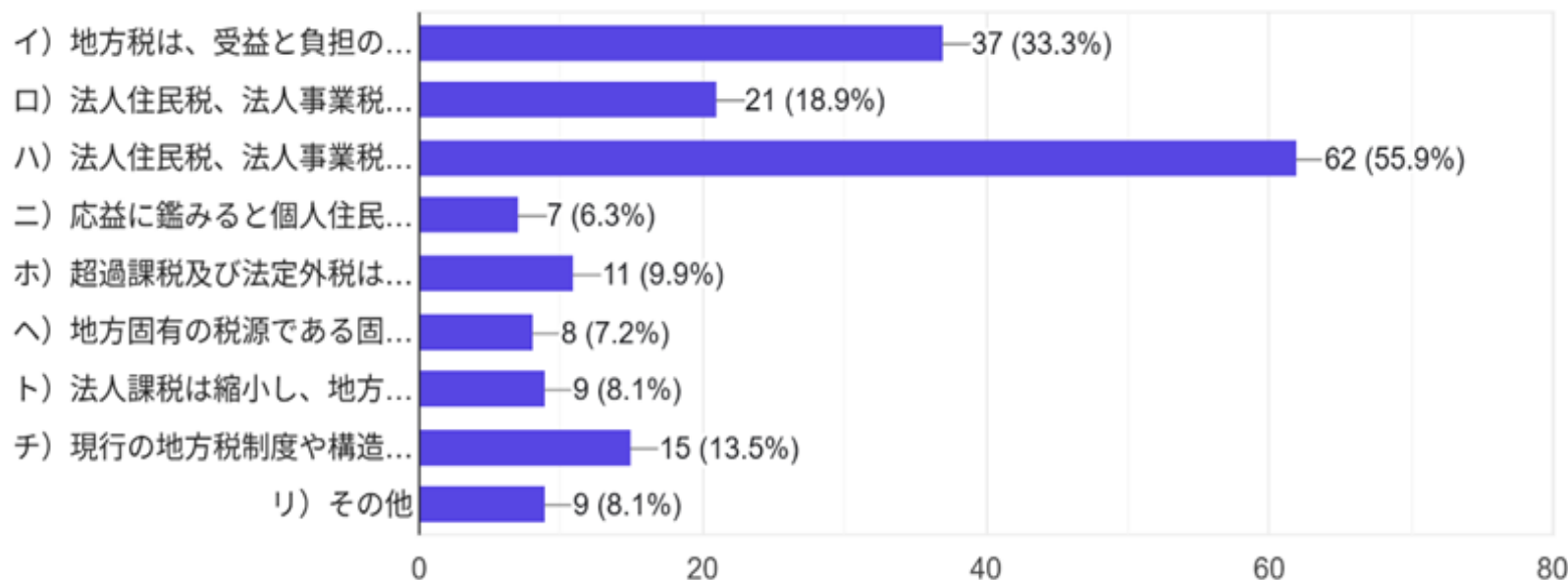
(2) インボイス制度



令和5年10月から実施されている適格請求書等保存方式（インボイス制度）について尋ねた。「軽減税率の有無に関係なく徴税の適正化の視点から必要な制度」との肯定的な意見が40.2%と年を経過するごとに増加しており（一昨年23.7%、昨年33.9%）、制度の浸透が垣間見える。また「電子インボイスなど事務効率化、生産性向上につながる取組みが必要」と答えた会員が37.5%おり、企業間取引・経理事務のデジタル化に対応したインフラ整備の観点からの意見が寄せられている。

【問46】 地方税のあり方

地方税のあり方についてどのように考えるか。（複数回答可）



II. 各税目

6. 地方税

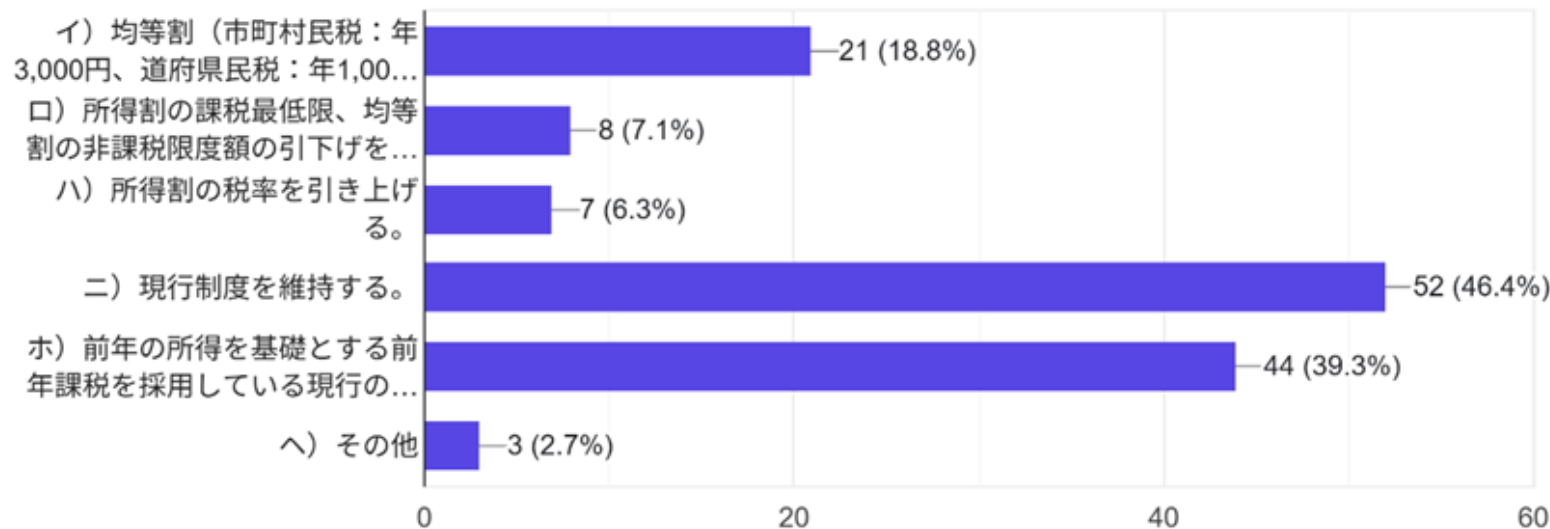
(1) 地方税

地方税のあり方については、「法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべき」が55.9%と昨年(54.3%)に続いて最多となった。次に「地方税は受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底すべき」が33.3%(昨年40.3%)にのびた。地方自治体の行政サービスによる受益は当該自治体に居住する個人が多いことに対して、法人が様々な名目で負担していることに問題があるとする意見が多い。その他には「固定資産税と事業所税での二重課税は問題」「複雑であり国税に一本化すべき」といった意見が寄せられた。

【問47】 個人住民税

個人住民税のあり方についてどのように考えるか。

(複数回答可)



II. 各税目

6. 地方税

(2)個人住民税

個人住民税は固定資産税とならぶ地方の基幹税である。定額の均等割と比例税率で課税される所得割があり、国税の所得税と比較して応益課税としての性格を強く持っていると言われている。今後の個人住民税のあり方としては、「現行制度を維持」が46.4%(昨年39.7%)で最多であった。次いで「前年の所得を基礎とする前年課税から現年課税に変更するべき」との意見が39.3%(昨年36.5%)であった。個人住民税は地域社会の会費的性格をもつが「均等割を引き上げるべき」と回答した会員は18.8%に留まる。

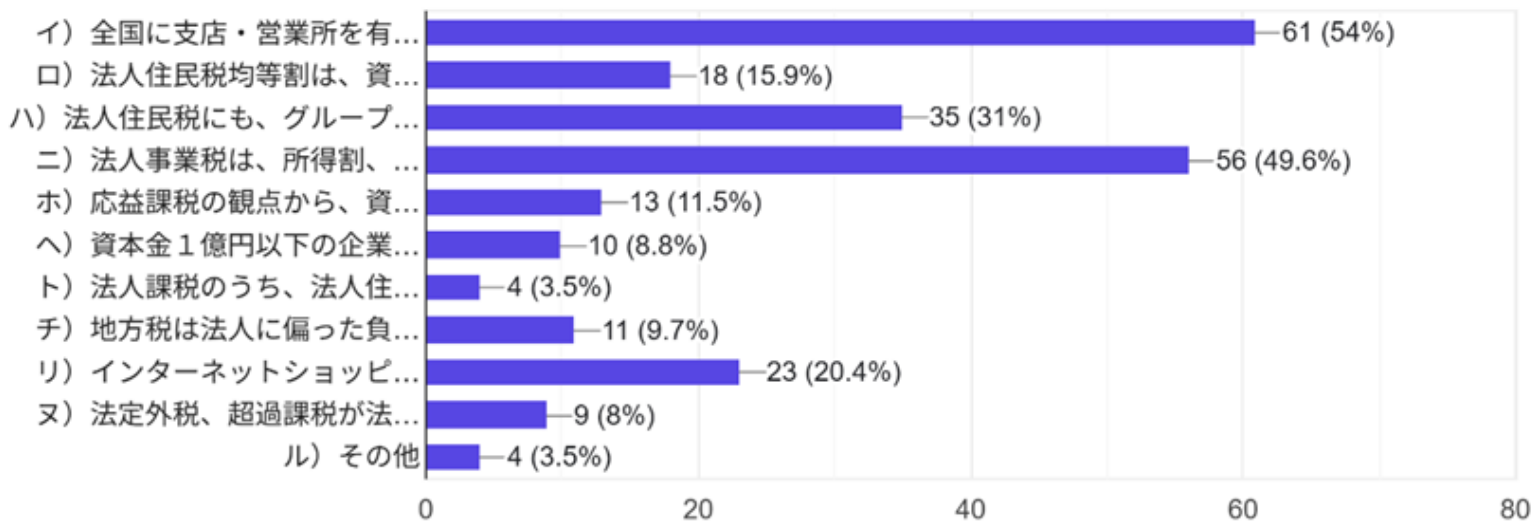
【問48】 法人住民税・事業税

法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えるか。
(複数回答可)

II. 各税目

6. 地方税

(3)法人住民税・事業税等



法人住民税・法人事業税のあり方について尋ねたところ、「全国に支店・営業所を有する法人にとっては、各地に申告納付を行う事務負担が非常に大きいので、利便性の向上を求める」との回答が54.0%と昨年(55.6%)に続いて最多であった。そして「法人事業税は、所得割・付加価値割・資本割が併用される等、仕組みが複雑であり、簡素化を求める」との回答が49.6%(昨年46.0%)と半数近い会員が簡素化を求めている。このほか、地方税へのグループ通算制度導入を望む声も根強い。

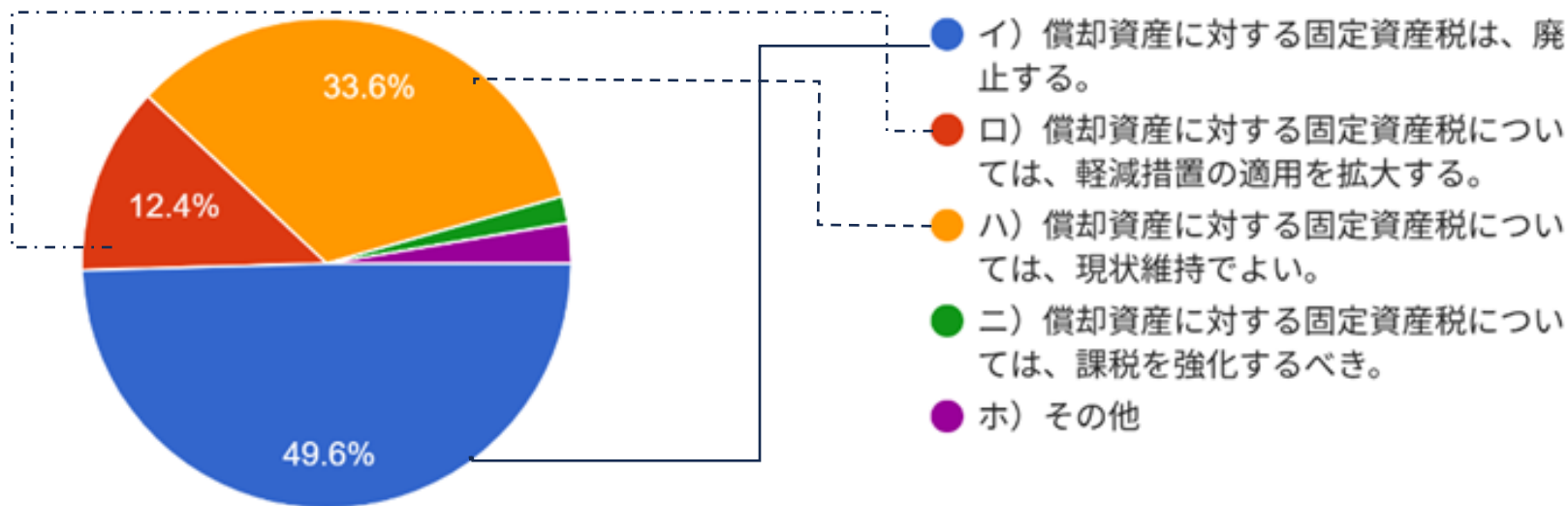
【問49】 固定資産税のあり方

償却資産に対する固定資産税のあり方についてどのように考えますか。

II. 各税目

6. 地方税

(4) 固定資産税



償却資産に対する固定資産税については、約半数の会員が「廃止するべき」との回答である(昨年は62.2%)。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小(負担)と市町村の公共サービス(受益)との関連性は希薄であり、税負担が設備型産業に偏重する実態がある。また法人税と異なる取扱い(最低限度額：取得価額の5%や減価償却方法)の是正を望む意見もあった。

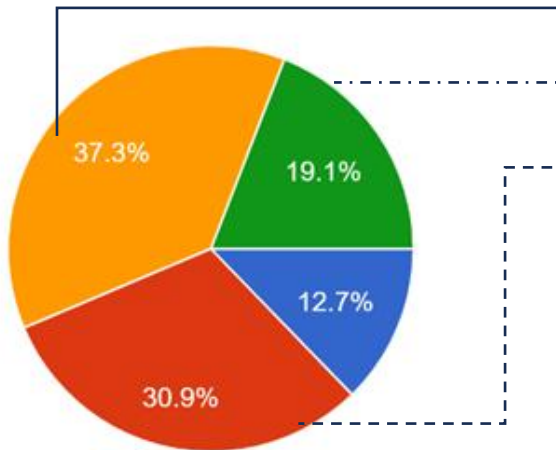
【問50】 グリーン社会の実現と税制

脱炭素に向けた取組を促進するため、2023年に制定されたGX推進法では炭素に対する賦課金と排出量取引制度が盛り込まれた。グリーン社会の実現と税制についてどのように考えるか。

II. 各税目

7. その他の税制等

(1)環境関連税制



- イ)炭素税(賦課金)は、カーボンニュートラルの実現に向けた企業の研究開発や設備投資の原資を奪い、イノベーションを阻害し、グリーン社会の実現に逆行するので反対である。
- ロ)炭素税(賦課金)は、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすものであり、その政策効果や国民負担等の観点からの検証が十分とはいえないことから、導入は尚早である。
- ハ)炭素排出に値付けをする経済的手法は、イノベーションや投資を促進し、産業の競争力強化や経済成長との両立が図られるよう、各種の政策手段との組合せ、導入時期や対象範囲、負担水準、使途など適切な制度設計が必要である。
- 二)持続的な経済成長や産業の競争力強化のためには、本格的な炭素税の導入を含むカーボンプライシングの活用を進め、主要国に遅れることなく、脱炭素型社会への構造転換を促進することが必要である。
- ホ)その他

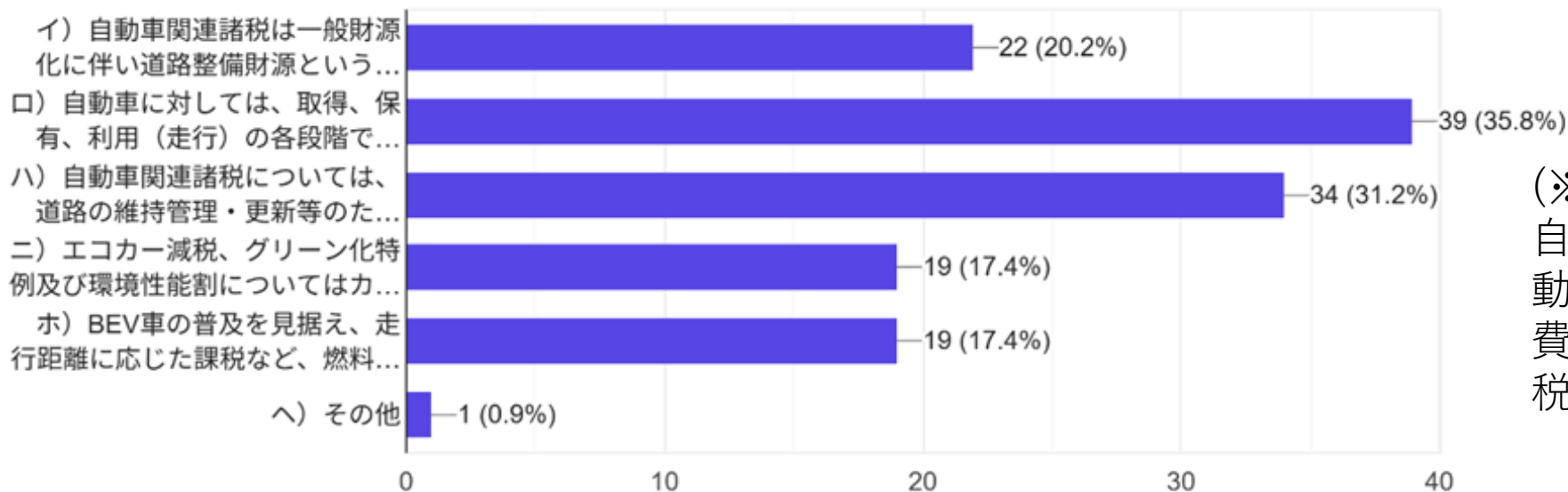
成長志向型カーボンプライシングとして、排出量取引制度(2026年度から開始)及び化石燃料賦課金(2028年度から実施)が導入されている。グリーン社会の実現と税制との関係について尋ねたところ、「イノベーションや投資を促進し、産業の競争力強化や経済成長との両立が図られるような制度設計が必要」37.3% 「カーボンプライシングの活用を通じて脱炭素型社会への構造転換を促進することが必要」19.1%と、ポジティブな意見が6割近くとなった。

一方で「炭素税の導入は時期尚早」30.9% 「炭素税には反対」12.7%との慎重な意見もある。

【問51】 車体課税

自動車関連諸税のあり方についてどのように考えるか。

(複数回答可)



II. 各税目

7. その他の税制等

(1) 環境関連税制

(※)自動車取得税の廃止、自動車重量税・自動車税・軽自動車税は、エコカー減税等、燃費性能や環境性能等に応じた免税・軽減が行われてきた。

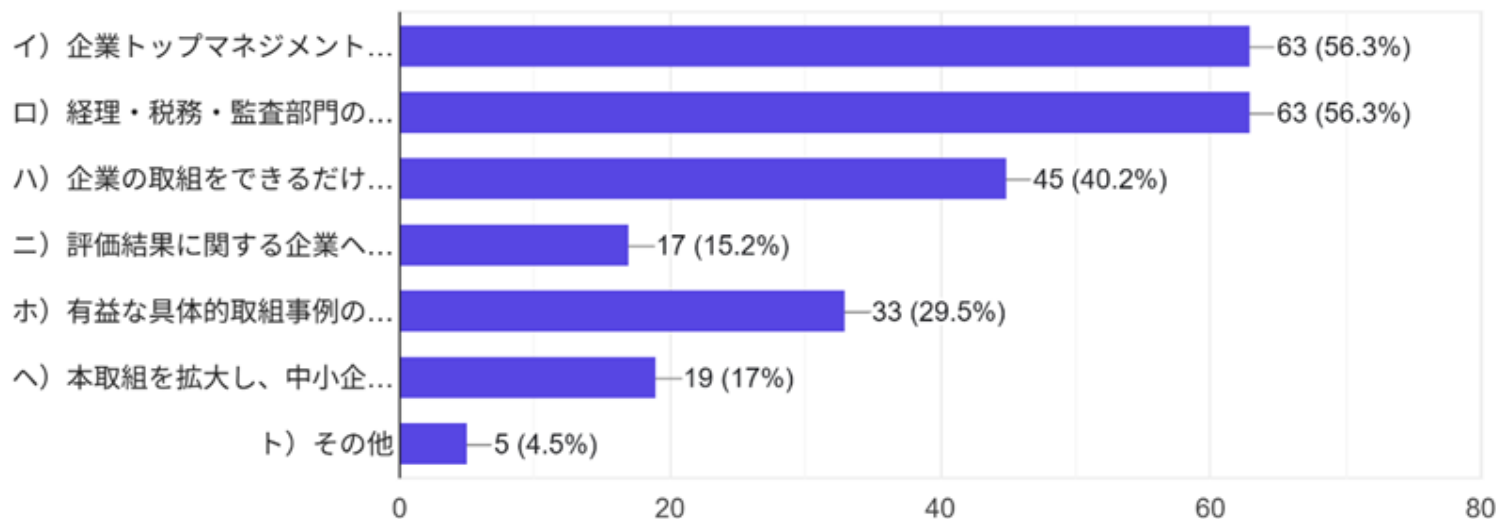
自動車の保有・利用形態、自動車産業における変革、電動車の普及等を踏まえて自動車関連諸税の見直しが検討されているが、今後のあり方について尋ねた。「取得・保有・利用(走行)の各段階でいくつもの税が課され、国際的に見ても高い負担水準を軽減すべき」が35.8%(昨年39.3%)で最多となった。

このほか「目的税化すべき」31.2%、「一般財源化し課税根拠が希薄になったため廃止すべき」20.2%、「エコカー減税等は基準の厳格化をするべき」「BEV車の普及を踏まえ、走行距離に応じた課税も含め、考え方・体系を再構築すべき」がそれぞれ17.4%など、さまざまな意見が出されている。

【問52】 税務に関するコーポレート・ガバナンス

税務当局が推進してきた、税務CGの充実に向けた取組(※)についてどのように考えるか。（複数回答可）

III. 税に関する意識・納税環境



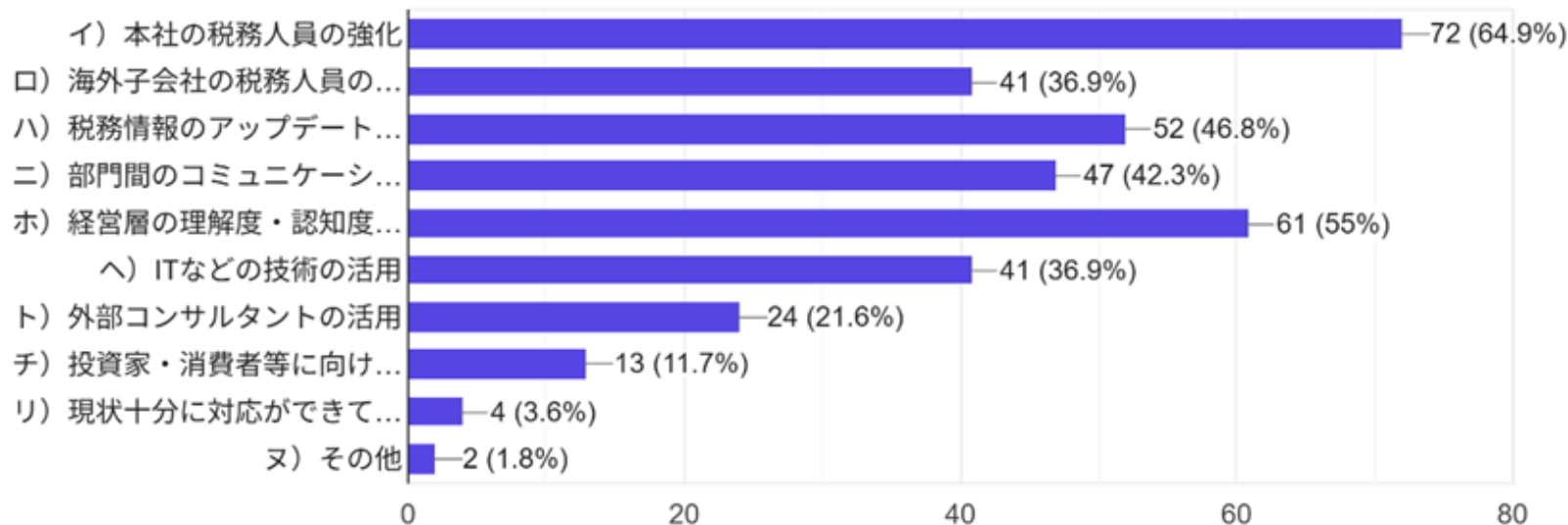
(※)リスク・ベース・アプローチの考え方に基づく実地調査の重点化、評価結果の伝達、情報提供の充実など

大企業の税務コンプライアンス向上には、企業自らが税務に関するコーポレート・ガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的との観点から、税務当局はその充実に向けた取組を推進している。この取組をどう考えているか尋ねたところ、「企業トップマネジメントの適切な関与が必要」と「経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要」との回答がいずれも半数を超え、企業自ら主体的に対応していくべきと捉えている。「企業の取組を尊重し、調査の必要度を決定すべき」が40.2%と、税務CGを充実させることの具体的なメリットを求める意見も出ている。

【問53】企業の税務ガバナンス

III. 税に関する意識・納税環境

グローバル展開するわが国企業の税務ガバナンスにおける重要な点は何か。（複数回答可）



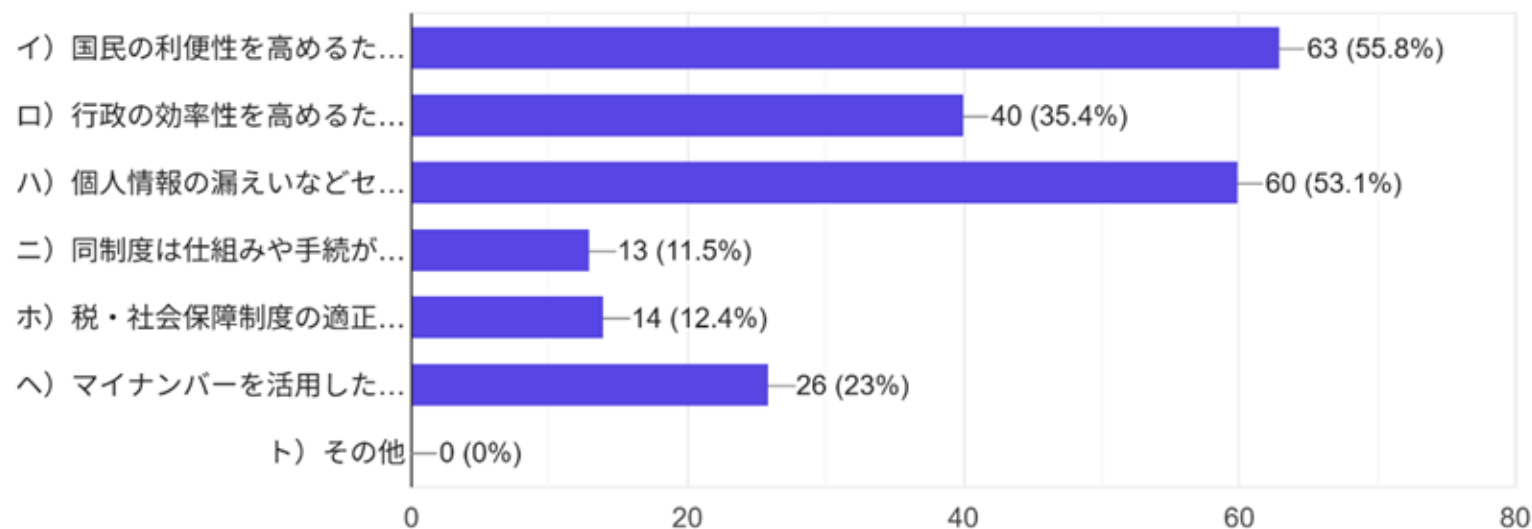
税務リスクの縮減に加えて企業価値向上という観点からも、税務ガバナンスの強化が重要な位置づけとされている。グローバルな企業グループにおける重要課題を尋ねたところ、「本社の税務人員の強化」64.9%(昨年64.6%)、「経営層の理解度・認知度の向上」55.0%(昨年59.8%)を半数以上の会員が挙げた。また「税務情報のアップデート・収集」「海外子会社の人員強化」「部門間のコミュニケーション」も半数近くの会員が重要な点と認識している。

【問54】マイナンバー制度について

マイナンバー制度についてどのように考えるか。

(3点以内選択)

III. 税に関する意識・納税環境

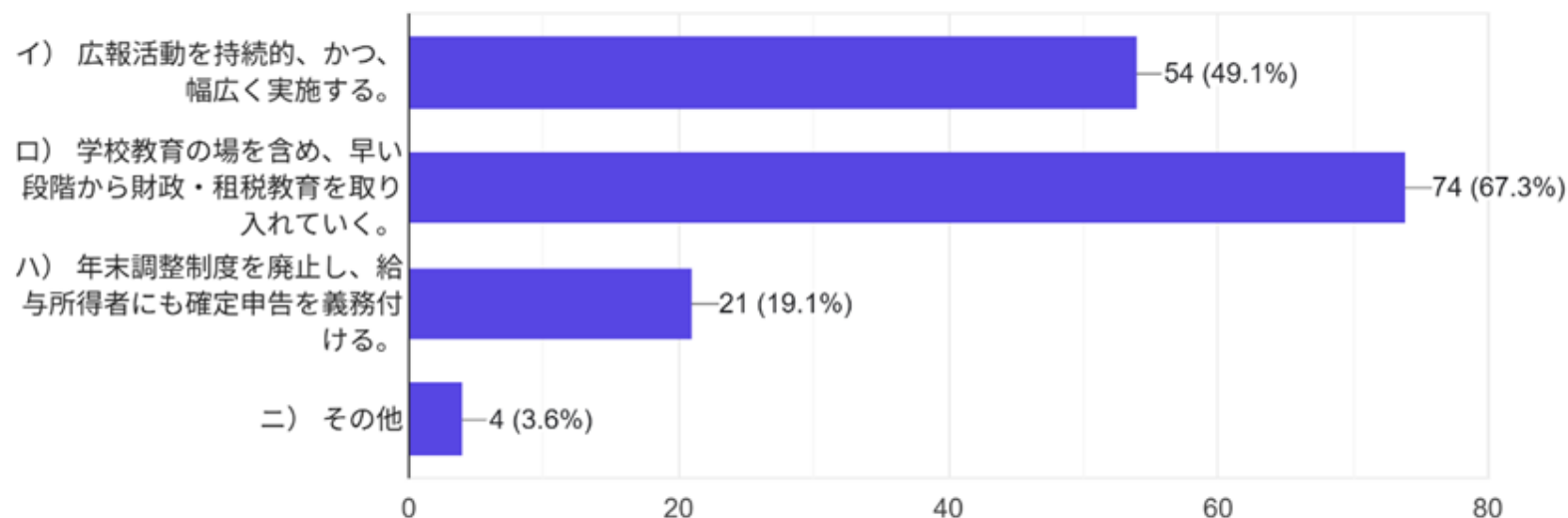


行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のために、マイナンバー制度がその基盤となることが期待されている。マイナンバー制度についての考えを尋ねたところ、「国民の利便性を高めるため、分野の拡大を望む」55.8%(昨年56.3%)、「個人情報の漏えいなどの不安があり徹底した情報管理が必要」53.1%(昨年50.0%)と答えた会員が半数を超えた。セキュリティを確保しながら積極的に活用すべきと考えている会員が多い。

【問55】 納税者の知見・意識の向上

III. 税に関する意識・納税環境

国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税(者)意識を高めるために、どのような施策が有効と考えるか。(複数回答可)



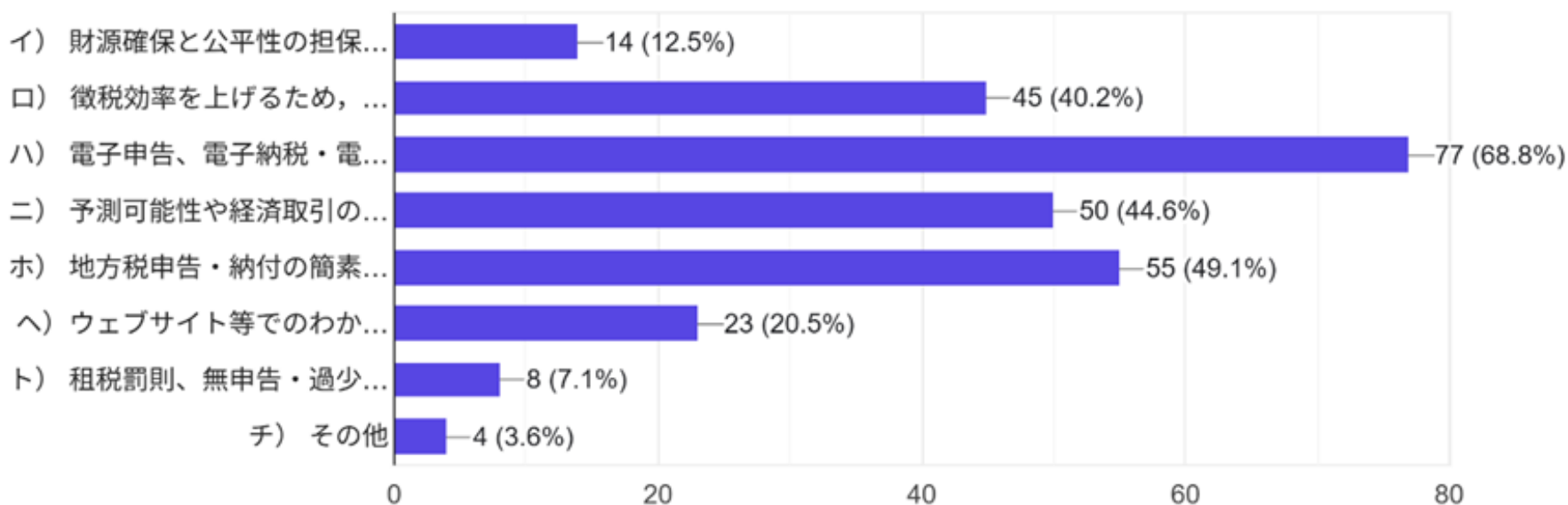
国民の財政・租税に関する知識や意識を高めるために有効な施策について尋ねたところ、「学校教育の場を含め、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく」ことを67.3%(昨年74.0%)の会員が有効と答えた。また「広報活動を持続的かつ幅広く実施する」ことも49.1%(昨年43.3%)の会員が有効と考えている。

【問56】 納税環境の整備

III. 税に関する意識・納税環境

納税環境の整備について重要と思われるものは何か。

(複数回答可)



納税環境の整備としてどのような施策・取組みが重要か尋ねたところ、「電子申告、電子納税・電子帳簿等の利用促進・改善など税務行政のDX化の更なる推進」が68.8%(昨年63.8%)と最多となった。ほかに「地方税申告・納付の簡素化」「予測可能性や経済取引の安全性確保のための事前照会制度や相談体制の充実」「徴税効率を上げるため、地方公共団体間での事務事業の共同化や国との連携強化」も4割近くの会員が重要と答えた。租税制度の改革とともにコンプライアンスコスト・税務リスクの削減のための税務手続の整備、納税環境の改善にも十分な配慮が必要である。

税制に関する意見（アンケート）調査（2026）

（公社）日本租税研究協会

	維持(法人)会員		通常(個人)会員		全体	
	会員数	283	会員数	468	会員数	751
	回収数	82	回収数	36	回収数	118
	回収率	29.0%	回収率	7.7%	回収率	15.7%
1. 経済及び財政政策全般						
(1) 全般						
【問1】 日本が抱える政策課題						
日本が取り組むべき構造的な政策課題のうち優先すべきものを3つお選びください。						
イ) 社会資本の整備・充実（防災・減災、レジリエンスの強化）	12	15.4%	10	27.8%	22	19.3%
ロ) 持続的な経済成長（賃上げ・物価の安定を含む）	55	70.5%	17	47.2%	72	63.2%
ハ) 通商・貿易政策（自由・公正な貿易・投資の維持・推進）	8	10.3%	4	11.1%	12	10.5%
ニ) 行政改革	4	5.1%	2	5.6%	6	5.3%
ホ) 税制改革	15	19.2%	11	30.6%	26	22.8%
ヘ) 財政健全化	38	48.7%	16	44.4%	54	47.4%
ト) 社会保障制度改革	17	21.8%	9	25.0%	26	22.8%
チ) 働き方・労働市場の改革（雇用の流動化、リスキリング、給与制度見直しを含む）	6	7.7%	6	16.7%	12	10.5%
リ) イノベーションの推進（デジタル・AIの活用等）	18	23.1%	4	11.1%	22	19.3%
ス) 産業構造の転換（スタートアップ・新陳代謝の促進等）	2	2.6%	2	5.6%	4	3.5%
ル) 人口減少・少子化対策（子育て・こども政策、労働力不足への対応）	25	32.1%	10	27.8%	35	30.7%
ヲ) 地方創生・地方分権	1	1.3%	3	8.3%	4	3.5%
ワ) 文教・科学技術の振興	1	1.3%	1	2.8%	2	1.8%
カ) 外交・安全保障（経済安全保障を含む）	18	23.1%	4	11.1%	22	19.3%
ヨ) 気候変動・地球温暖化への対応	3	3.8%	2	5.6%	5	4.4%
タ) ダイバーシティの実現	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
レ) 貧困・格差への対応	0	0.0%	2	5.6%	2	1.8%
ソ) エネルギー政策	6	7.7%	0	0.0%	6	5.3%
ヅ) その他（具体的に記入ください）	1	1.3%	0	0.0%	1	0.9%
(2) 経済及び財政政策						
【問2】 財政赤字と財政健全化						
我が国の財政収支・プライマリーバランスは赤字が続いております。足元においても税収が伸びる一方で、歳出の抑制は進まず、国・地方の長期債務残高は1300兆円を超え、対GDP比2.1倍と国際的にも突出した水準になっています。財政健全化に関して、あなたの考え方に近い選択肢はどれですか。						
イ) 歳出における重点化・効率化・適正化を進める必要がある。	44	56.4%	17	47.2%	61	53.5%
ロ) 消費税などの増税を通じて歳入確保を進める必要がある。	6	7.7%	7	19.4%	13	11.4%
ハ) 経済成長を通じて税収増を目指す必要がある。	26	33.3%	9	25.0%	35	30.7%
ニ) その他（具体的に記入ください）	2	2.6%	3	8.3%	5	4.4%
【問3】 歳出削減						
高齢化の進行に伴う社会保障費の増大等により、我が国の歳出はさらに増大します。財政健全化に向けて、歳入面での見直しとともに、歳出面での思い切った効率化・重点化は避けて通れないようにも思えます。その場合、今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか。（複数回答可）						
イ) 社会保障	39	50.0%	11	31.4%	50	44.2%
ロ) 公共事業	21	26.9%	6	17.1%	27	23.9%
ハ) 防衛	6	7.7%	5	14.3%	11	9.7%
ニ) 文教・科学振興	3	3.8%	1	2.9%	4	3.5%
ホ) 地方交付税等	12	15.4%	6	17.1%	18	15.9%
ヘ) 公務員人件費	14	17.9%	5	14.3%	19	16.8%
ト) 特別会計、独立行政法人等	53	67.9%	18	51.4%	71	62.8%
チ) 削減すべきものはない	4	5.1%	5	14.3%	9	8.0%
リ) その他（具体的に記入ください）	3	3.8%	2	5.7%	5	4.4%
(3) 受益と負担						
【問4】 受益と負担水準						
これまで我が国においては、社会保障に係る国民の受益と負担が「中福祉－低負担」になっており、その財政負担を将来世代へ先送りしている状況です。今後、少子高齢化の進行に伴い支出がさらに増加することになりますが、今後の社会保障のあり方としてどのような方向性が望ましいでしょうか。						
イ) 社会保障については、自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、公的に提供するサービスについては、「低福祉－低負担」とする。	19	24.4%	7	19.4%	26	22.8%
ロ) 現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、「中福祉－中負担」を目指す。	52	66.7%	21	58.3%	73	64.0%
ハ) 「より安心な社会」を目指し、それに見合う負担が望ましく、「高福祉－高負担」に踏み出す。	4	5.1%	7	19.4%	11	9.6%
ニ) その他（具体的に記入ください）	3	3.8%	1	2.8%	4	3.5%
【問5】 国民負担率に関する意識						
我が国の、租税負担率と社会保障負担率を合計した国民負担率は45.7%（令和8年度見通し、国税・地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。膨大な累積債務残高や高齢化の進行による社会保障関連支出の増大が見込まれることからすれば、国民の税・社会保険料負担の上昇は避けられないものと思われます。国民負担率については、どの程度までなら許容できますか。 （参考）各国の国民負担率（日本は2026年度見通し、日本以外は2023年実績） 日本45.7% アメリカ34.2% イギリス49.8% ドイツ53.4% フランス64.8% スウェーデン55.2%						
イ) 60%程度までの負担はやむを得ない。	4	5.1%	6	16.7%	10	8.8%
ロ) 現状の50%程度を維持する。	48	61.5%	21	58.3%	69	60.5%
ハ) 現状でも、負担レベルが高く、負担レベルを下げる。	24	30.8%	8	22.2%	32	28.1%
ニ) その他（具体的に記入ください）	2	2.6%	1	2.8%	3	2.6%
【問6】 社会保障改革の方向性について						
社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、膨張を続ける社会保障関係費の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠といえます。現在、社会保障改革のなかで効率化・重点化に向けた検討課題として挙げられている下記の項目のうち、優先的に取り組むべきものを3つ以内でお選びください。						
イ) 医療提供体制の改革、医療の無駄排除等	58	74.4%	26	72.2%	84	73.7%

ロ) 診療報酬・薬価、介護報酬等の引下げ	10	12.8%	8	22.2%	18	15.8%
ハ) 生活保護の適正化	31	39.7%	22	61.1%	53	46.5%
ニ) 少子化対策・子育て支援の見直し	18	23.1%	13	36.1%	31	27.2%
ホ) 高齢者の負担の見直し（高齢者医療費自己負担割合の引上げ、介護高齢者の利用者負担の拡大等）	53	67.9%	16	44.4%	69	60.5%
ヘ) 年金支給開始年齢の引上げ	11	14.1%	4	11.1%	15	13.2%
ト) 年金給付水準の引下げ	3	3.8%	1	2.8%	4	3.5%
チ) その他（具体的にご記入ください）	4	5.1%	0	0.0%	4	3.5%
【問7】 社会保障財源について 社会保障給付費用（年金・医療・介護、子育てその他）は年々増加し、令和7年度（予算ベース）では140.7兆円に上っています。その財源は保険料（82.2兆円、約6割）と公費負担（税・国債55.4兆円、約4割）等により賄われており、国の一般会計歳出における社会保障費は33.2%、国債費は24.5%を占めています。いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳～）となり医療・介護等の費用や少子化対策費用も急速に増加すると見込まれます。その場合、社会保障政策に関する財源として最も優先すべきものはどれですか。						
イ) 消費税の引上げにより賄うべき	20	26.0%	19	52.8%	39	34.5%
ロ) 社会保険料の負担増により賄うべき	3	3.9%	1	2.8%	4	3.5%
ハ) 国債発行により賄うべき	5	6.5%	0	0.0%	5	4.4%
ニ) 税体系全般の見直しにより財源を確保すべき	44	57.1%	14	38.9%	58	51.3%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	5	6.5%	2	5.6%	7	6.2%
2. 税制全般 (1) 税制改正に向けての基本的視点						
【問8】 租税原則 次の租税原則のうち、最も重視すべき原則はどれでしょうか。						
イ) 公平の原則	49	62.0%	21	58.3%	70	60.9%
ロ) 中立の原則	8	10.1%	5	13.9%	13	11.3%
ハ) 簡素の原則	18	22.8%	9	25.0%	27	23.5%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	4	5.1%	1	2.8%	5	4.3%
【問9】 税制改革にあたって重要な視点 税制改革に当たり、租税原則に加え、特に重視する点はどのようなことですか。3つ以内でお選びください。						
イ) 経済成長	66	83.5%	16	44.4%	82	71.3%
ロ) 人口減少・少子高齢化に対応した税制の構築	27	34.2%	17	47.2%	44	38.3%
ハ) 所得格差の是正（所得再分配機能の回復）	9	11.4%	7	19.4%	16	13.9%
ニ) 世代間格差の是正	16	20.3%	8	22.2%	24	20.9%
ホ) 地域間格差の是正（地方間の税源偏在の是正）	5	6.3%	4	11.1%	9	7.8%
ヘ) 安定的な税収の確保	30	38.0%	14	38.9%	44	38.3%
ト) デジタル社会の進展	18	22.8%	11	30.6%	29	25.2%
チ) 国際的な調和	23	29.1%	7	19.4%	30	26.1%
リ) 地方分権の推進（国税と地方税の役割分担の明確化を含む）	2	2.5%	0	0.0%	2	1.7%
ヌ) 環境政策（脱炭素・カーボンプライシングを含む）	8	10.1%	5	13.9%	13	11.3%
ル) その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	3	8.3%	4	3.5%
【問10】 税目別バランスと税制改正 日本の課税状況（国税・地方税計）は、令和7年度（予算ベース）で、個人所得課税が29.5%、法人課税が24.7%、消費課税が32.7%、資産課税等が13.1%という税収構造比率になっています。今後、日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。（複数回答可） （参考）各国の税目別バランス 日本 個人所得 29.5%、法人所得 24.7%、消費 32.7%、資産等 13.1%（2025年度予算ベース） アメリカ 個人所得 56.5%、法人所得 9.4%、消費 20.9%、資産等 13.3%（2022年実績） ドイツ 個人所得 42.6%、法人所得 9.7%、消費 43.2%、資産等 4.5%（ " ） フランス 個人所得 31.3%、法人所得 9.2%、消費 38.5%、資産等 20.9%（ " ） イギリス 個人所得 35.8%、法人所得 11.4%、消費 38.2%、資産等 14.6%（ " ）						
イ) 消費税のウェートを高めるべき	38	48.1%	17	47.2%	55	47.8%
ロ) 個人所得税のウェートを高めるべき	14	17.7%	8	22.2%	22	19.1%
ハ) 資産課税のウェートを高めるべき	7	8.9%	8	22.2%	15	13.0%
ニ) 法人課税のウェートを高めるべき	11	13.9%	8	22.2%	19	16.5%
ホ) 現状を維持	21	26.6%	6	16.7%	27	23.5%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	1	2.8%	2	1.7%
1. 個人所得税 (1) 税収調達機能と所得再分配機能						
【問11】 所得階層について 税制改正等で中所得層について話題になることがありますが、どの範囲の所得層を中所得層と考えていますか。該当する範囲を以下の選択肢から全てお選び下さい。 * 個人の年収でご回答ください 例：年収400万～800万円までの場合、ニ）、ホ）、ヘ）、ト）を全て選択。						
イ) 年収200万円以下	1	1.3%	2	5.6%	3	2.7%
ロ) 年収200万円超300万円以下	1	1.3%	1	2.8%	2	1.8%
ハ) 年収300万円超400万円以下	3	3.9%	1	2.8%	4	3.6%
ニ) 年収400万円超500万円以下	36	47.4%	11	30.6%	47	42.0%
ホ) 年収500万円超600万円以下	57	75.0%	24	66.7%	81	72.3%
ヘ) 年収600万円超700万円以下	59	77.6%	26	72.2%	85	75.9%
ト) 年収700万円超800万円以下	53	69.7%	24	66.7%	77	68.8%
チ) 年収800万円超900万円以下	30	39.5%	13	36.1%	43	38.4%
リ) 年収900万円超1000万円以下	18	23.7%	12	33.3%	30	26.8%
ヌ) 年収1000万円超1500万円以下	6	7.9%	4	11.1%	10	8.9%
ル) 年収1500万円超2000万円以下	1	1.3%	0	0.0%	1	0.9%
ヲ) 年収2000万円超	1	1.3%	0	0.0%	1	0.9%
【問12】 個人所得税と税収調達機能 個人所得税の負担のあり方についてどのようにお考えですか。（複数回答可）						
イ) 低所得層については減税をするべき	11	14.3%	10	27.8%	21	18.6%

ロ) 中所得層については減税をするべき	18	23.4%	9	25.0%	27	23.9%
ハ) 高所得層については減税をするべき	5	6.5%	3	8.3%	8	7.1%
ニ) 低所得層については増税をするべき	6	7.8%	4	11.1%	10	8.8%
ホ) 中所得層については増税をするべき	4	5.2%	5	13.9%	9	8.0%
ヘ) 高所得層については増税をするべき	17	22.1%	17	47.2%	34	30.1%
ト) 現状で妥当	32	41.6%	7	19.4%	39	34.5%
チ) その他（具体的にご記入ください）	10	13.0%	0	0.0%	10	8.8%
【問13】 税制による所得再分配						
わが国の所得税制による所得再分配について、今後の方向性としてどのようにお考えですか。						
イ) 所得の再分配機能を強める。	27	35.5%	15	41.7%	42	37.5%
ロ) 現行制度を継続する。	37	48.7%	15	41.7%	52	46.4%
ハ) 所得の再分配機能を抑制する。	8	10.5%	6	16.7%	14	12.5%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	4	5.3%	0	0.0%	4	3.6%
(2) 税率と所得控除等						
【問14】 税率構造と適用ブラケット						
所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されており、納税者数およびその構成比は以下の通りです。所得税制における税率構造と適用ブラケット（その税率が適用される所得金額の範囲）について最も重要な改正論点はどれでしょうか。						
【所得税の税率表】						
課税所得金額 □	適用税率	納税者数（令和7年度予算ベースの推計値）				
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	約2,530万人（52%）				
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	約1,170万人（24%）				
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	約 940万人（19%）				
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	約 120万人（ 2%）				
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	約 110万人（ 2%）				
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	約 30万人（ 1%）				
40,000,000円 以上	45%	約 10万人（ 0.2%）				
イ) 低税率（税率5％・10%）が適用される課税所得金額の上限を引き下げる。	13	16.9%	6	17.1%	19	17.0%
ロ) 最高税率のみを現在よりも引き上げる。	19	24.7%	13	37.1%	32	28.6%
ハ) 最高税率はそのままに、税率の刻みを増やす。	19	24.7%	5	14.3%	24	21.4%
ニ) 現行の税率構造等を維持する。	20	26.0%	9	25.7%	29	25.9%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	6	7.8%	2	5.7%	8	7.1%
【問15】 所得税の課税最低限の水準						
所得税の課税最低限の水準に関する近年の税制改正についてどう考えますか。						
イ) 所得税の課税最低限はさらに引き上げるべきである。	15	19.7%	9	25.7%	24	21.6%
ロ) 令和8年度改正で引き上げられた水準（上乗せ分含む）を維持すべきである。	25	32.9%	11	31.4%	36	32.4%
ハ) 物価変動に応じた適時の見直しは必要であるが、中低所得者層を対象とした上乗せ分は期限到来時に廃止すべきである。	22	28.9%	4	11.4%	26	23.4%
ニ) 所得税の課税最低限を引き下げ、課税対象となる人の数を増やすべきである。	8	10.5%	9	25.7%	17	15.3%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	6	7.9%	2	5.7%	8	7.2%
【問16】 給与所得控除の在り方						
給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つといわれています。給与所得控除のあり方についてどのように考えますか。						
（注）近年の税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復、働き方の多様化への対応などの観点から給与所得控除について次のような見直しが行われています。						
・給与所得控除の上限設定						
給与所得控除については、平成29年～平成31年分は年収1000万円を越えると220万円で、令和2年分以後は年収850万円を超えると195万円（子育て世帯は特例で上限210万円）で固定とされました。						
・給与所得控除から基礎控除への振替え						
・特定支出控除の見直し						
令和7年度改正では、「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」として、最低保障額が55万円から65万円に、そして令和8年度改正ではさらに74万円（令和8・9年分の特例5万円を含む）に引き上げられました。						
イ) 給与所得控除は拡大すべきである。	22	28.6%	8	22.2%	30	26.5%
ロ) 給与所得控除は現行で妥当である。	44	57.1%	19	52.8%	63	55.8%
ハ) 給与所得控除はさらに縮小すべきである。	5	6.5%	6	16.7%	11	9.7%
ニ) 現行の特定支出控除制度をさらに拡充する。	5	6.5%	2	5.6%	7	6.2%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	1	2.8%	2	1.8%
(3) その他						
【問17】 総合課税と金融所得課税の一元化						
現行の金融所得に対する課税の一元化（利子・配当、譲渡損益等の損益通算、分離課税制度）について、どのようにお考えですか。						
イ) 現行の金融所得に対する分離課税制度を維持する。	26	33.3%	14	38.9%	40	35.1%
ロ) 金融所得についても他の所得と合算して累進税率を適用する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化（現行の分離課税制度）は反対。	13	16.7%	7	19.4%	20	17.5%
ハ) 金融商品間の課税の中立性を確保するとともに、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化（損益通算の範囲拡大）を促進する。	28	35.9%	4	11.1%	32	28.1%
ニ) 金融所得に対する分離課税制度は維持すべきであるが、適用税率を引き上げるべき。	9	11.5%	11	30.6%	20	17.5%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	2	2.6%	0	0.0%	2	1.8%
【問18】 公的年金課税						
公的年金等は受取時に雑所得として課税されますが、公的年金等控除の適用により税負担の軽減が図られています。公的年金等控除については、平成30年度改正において上限額の設定及び年金以外に多額の所得がある年金受給者に適用される控除額の引下げが行われました。また、令和8年度改正では給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限が280万円とされました。公的年金課税についてどう考えますか。（複数回答可）						
イ) 年金課税については、抛出時・運用時は非課税、給付時も実質非課税となっているため、公的年金等控除の引下げ等により給付時の課税を強化すべきである。	11	14.5%	8	22.2%	19	17.0%
ロ) 多額の資産を有する年金受給者についても、公的年金等控除額の引下げや上限の設定を行う。	36	47.4%	12	33.3%	48	42.9%
ハ) 現行の制度を維持する。	32	42.1%	15	41.7%	47	42.0%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	1	2.8%	2	1.8%

【問19】 所得税のその他の改正						
問11～18までの所得税の論点以外で重要と思われる改正論点はどれでしょうか。（複数回答可）						
イ） NISAやiDeCoなど、家計の資産形成の支援のための制度の拡充を図る。	34	44.7%	18	50.0%	52	46.4%
ロ） 賃金の支給形態の多様化が進む中で、退職給付に対する税制上の優遇の見直しを図る。	12	15.8%	8	22.2%	20	17.9%
ハ） 働き方の違い等によって有利・不利が生じないよう、企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いを検討する。	34	44.7%	15	41.7%	49	43.8%
ニ） 特別な人的控除（障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除等）について簡素化をする。	5	6.6%	7	19.4%	12	10.7%
ホ） 公益的活動等に関する寄附税制を拡充する。	4	5.3%	6	16.7%	10	8.9%
ヘ） 可能な限り所得控除を税額控除に改める。	15	19.7%	6	16.7%	21	18.8%
ト） 所得の増加に応じて諸控除を減又は消失させる所得控除を導入する。	2	2.6%	6	16.7%	8	7.1%
チ） 税額控除と給付を一体化した制度を導入する。	10	13.2%	7	19.4%	17	15.2%
リ） 夫婦の働き方の選択への中立性、少子化対策などの観点から、現行の個人単位の課税方式を見直し、合算分割方式（2分2乗、N分N乗）方式を導入する。	23	30.3%	6	16.7%	29	25.9%
ヌ） その他（具体的にご記入ください）	3	3.9%	3	8.3%	6	5.4%
2. 相続税・贈与税						
【問20】 相続税						
相続税についてどのように考えますか。（複数回答可） ・相続税の基礎控除は3000万円+600万円×法定相続人数、税率は10%から55%の8段階の超過累進税率となっています。 ・令和6年における相続税の課税割合（被相続人ベース）は10.4%となっています。						
イ） 相続税の税率を引き上げる。	9	11.5%	9	25.0%	18	15.8%
ロ） 相続税の基礎控除を引き下げる。	5	6.4%	5	13.9%	10	8.8%
ハ） 相続税の税率を引き下げる。	7	9.0%	4	11.1%	11	9.6%
ニ） 相続税の基礎控除を引き上げる。	24	30.8%	11	30.6%	35	30.7%
ホ） 現行のままでよい。	37	47.4%	13	36.1%	50	43.9%
ヘ） その他（具体的にご記入ください）	5	6.4%	2	5.6%	7	6.1%
【問21】 贈与税の非課税措置						
贈与税については、高齢化に伴い相続による資産移転の時期が遅くなったことを受け、住宅取得等資金、教育資金及び結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置が手当てされています。一方で、適用期限の延長の際には、節税的な利用を制限するなど、格差固定を防止する観点からの見直しを加えられています（教育資金の一括贈与に係る非課税措置は令和8年3月31日をもって廃止）。贈与税の非課税措置についてどのように考えますか。						
イ） 高齢者の保有する資産の有効活用という政策目的には意義があり、経済活性化にも資するものであるため積極的に拡充する。	29	38.2%	12	33.3%	41	36.6%
ロ） 政策目的には意義が認められるが、格差の固定につながり、公平性の観点からも好ましくないため、縮小・廃止する。	14	18.4%	14	38.9%	28	25.0%
ハ） 現行のままでよい。	31	40.8%	8	22.2%	39	34.8%
ニ） その他（具体的にご記入ください）	2	2.6%	2	5.6%	4	3.6%
【問22】 事業承継税制						
我が国の中小企業の経営の円滑な承継を促進する目的から、事業承継をする後継者が特定の要件を満たすことで相続税・贈与税が猶予及び免除される事業承継税制が導入されています。平成30年度税制改正において一部要件の緩和などの特例（令和9年12月末までの10年間の時限措置）が講じられ、また、令和元年度税制改正において個人事業者の事業承継税制も導入されています。我が国の事業承継税制についてどのように考えますか。						
イ） 事業承継税制を拡充する（特例措置の延長を含む）。	39	51.3%	22	62.9%	61	55.0%
ロ） 事業承継税制を縮小（廃止を含む）する。	8	10.5%	4	11.4%	12	10.8%
ハ） 現行のままでよい（特例措置は令和9年12月末の期限をもって廃止）。	28	36.8%	8	22.9%	36	32.4%
ニ） その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	1	2.9%	2	1.8%
3. 法人税						
(1) 法人実効税率と課税ベース						
【問23】 法人税改革						
法人課税については、近年の税制改革の中、税収中立の下で、課税ベースを拡大しつつ、実効税率の引下げが図られてきました。今後の法人税の改革について重要と考えるものを3つ以内で選択してください。						
イ） 法人実効税率	29	36.7%	14	38.9%	43	37.4%
ロ） 課税ベース	12	15.2%	9	25.0%	21	18.3%
ハ） 政策税制（研究開発税制等の租税特別措置）	25	31.6%	9	25.0%	34	29.6%
ニ） 納税環境（電子申告・電子納税等）	3	3.8%	5	13.9%	8	7.0%
ホ） グループ法人税制	1	1.3%	1	2.8%	2	1.7%
ヘ） グループ通算制度	12	15.2%	1	2.8%	13	11.3%
ト） 組織再編税制（国内）	3	3.8%	2	5.6%	5	4.3%
チ） 組織再編税制（クロスボーダー）	4	5.1%	7	19.4%	11	9.6%
リ） 事業体課税	2	2.5%	4	11.1%	6	5.2%
ヌ） 役員給与等	5	6.3%	9	25.0%	14	12.2%
ル） 欠損金	11	13.9%	3	8.3%	14	12.2%
ヲ） 減価償却制度	5	6.3%	0	0.0%	5	4.3%
ワ） 引当金制度	0	0.0%	1	2.8%	1	0.9%
カ） 受取配当の益金不算入割合	3	3.8%	2	5.6%	5	4.3%
ヨ） 損金経理要件	8	10.1%	1	2.8%	9	7.8%
タ） 企業年金等の積立金に係る特別法人税	1	1.3%	0	0.0%	1	0.9%
レ） 租税条約	1	1.3%	2	5.6%	3	2.6%
ソ） 移転価格税制	7	8.9%	4	11.1%	11	9.6%
ツ） 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）	40	50.6%	7	19.4%	47	40.9%
ネ） 外国税額控除制度	5	6.3%	1	2.8%	6	5.2%
ナ） 過少資本税制、過大支払利子税制等	0	0.0%	1	2.8%	1	0.9%
ラ） 国際最低課税額制度（IIR、QDMTT、UTPR）	29	36.7%	7	19.4%	36	31.3%
ム） その他（具体的にご記入ください）	4	5.1%	2	5.6%	6	5.2%
【問24】 実効税率と企業行動						

我が国の法人実効税率（法定実効税率）は30.64%（国税＋地方税＜標準税率＞、防衛特別法人税（※）考慮前は29.74%）であり、主要国は下記のとおりとなっています。このような状況は企業の行動にどのような影響を与えますか。（複数回答可） （参考）実効税率（2025年1月現在） アメリカ 27.98%（加州の実効税率）、フランス 25%、ドイツ 30.07%、イギリス 25%（所得25万ポンド超）、中国 25%、韓国26.4%（所得3000億ウォン超） （注）上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。 （※）令和7年度税制改正で防衛特別法人税が創設され、（基準法人税額が500万円を超える法人においては）令和8年度以降の実効税率は約0.9%上昇する。							
	イ）企業の配当、財務体質、企業活力を弱める原因となっている。	20	25.6%	5	14.7%	25	22.3%
	ロ）国際競争力、特にアジア諸国との競争を厳しいものとしている。	31	39.7%	12	35.3%	43	38.4%
	ハ）本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合に重要な判断の要素の一つとなっている。	16	20.5%	11	32.4%	27	24.1%
	ニ）国際的な事業展開や資金移動に当たっては、各国の市場環境・法制度や成長性、製品・サービスの競争力など、需要・供給両面から多くの要素を総合的に勘案しており、実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない。	19	24.4%	13	38.2%	32	28.6%
ホ）その他（具体的に記入ください）	2	2.6%	0	0.0%	2	1.8%	
【問25】 法人税の企業への影響の変化							
ここ数年において（10年前と比較して）、企業行動における、法人税の影響は高まったと感じますか。							
イ）影響が高まっている。	42	53.8%	11	31.4%	53	46.9%	
ロ）影響に変化はない。	35	44.9%	20	57.1%	55	48.7%	
ハ）影響が低下している。	1	1.3%	4	11.4%	5	4.4%	
ニ）その他（具体的に記入ください）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
【問26】 実効税率の水準について							
平成28年度税制改正により、地方税を含めた実効税率は平成28・29年度には29.97%、平成30年度から29.74%に引き下げられました。また、令和7年度税制改正により防衛特別法人税が創設され、対象法人の実効税率は令和8年度から30.64%になりました。 我が国において望ましい実効税率の水準についてどのように考えますか。							
イ）15%程度まで引き下げたほうがよい。	1	1.3%	1	2.9%	2	1.8%	
ロ）20%程度まで引き下げたほうがよい。	3	3.8%	0	0.0%	3	2.7%	
ハ）25%程度まで引き下げたほうがよい。	34	43.6%	7	20.0%	41	36.3%	
ニ）現行水準でよい。	36	46.2%	18	51.4%	54	47.8%	
ホ）35%程度まで引き上げたほうがよい。	2	2.6%	7	20.0%	9	8.0%	
ヘ）40%程度まで引き上げたほうがよい。	1	1.3%	1	2.9%	2	1.8%	
ト）その他（具体的に記入ください）	1	1.3%	1	2.9%	2	1.8%	
【問27】 課税ベースの拡大							
税制改正において、法人税率の引下げに合わせて、課税ベースが拡大されてきています。また、国際的にも法人税率の引下げとともに、課税ベースの拡大や他の税目での税收確保が行われてきました。課税ベースのあり方をどのように考えますか。							
イ）我が国は、海外と比較して政策減税の割合は少なく、成長分野の育成のためには、もっと積極的に政策減税を行うべきであり、課税ベースが狭くなることもやむを得ない。	12	15.4%	6	17.1%	18	15.9%	
ロ）過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは広くなっており、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、さらに課税ベースを広げることは好ましくない。	39	50.0%	6	17.1%	45	39.8%	
ハ）税率を引き下げる場合には、財政状況にも鑑みて、課税ベースを広げることもやむを得ない。	11	14.1%	13	37.1%	24	21.2%	
ニ）租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制等の政策効果の高いものは本則化ないし恒久化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる。	14	17.9%	9	25.7%	23	20.4%	
ホ）その他（具体的に記入ください）	2	2.6%	1	2.9%	3	2.7%	
【問28】 受取配当等益金不算入							
法人が受け取る配当等については、持株割合が3分の1超の配当の場合はその全額、3分の1以下5%超の場合はその50%、5%以下の場合にはその20%が益金不算入となっています。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えますか。							
イ）支配関係の形成を目的とした株式保有と資産運用を目的とした株式保有とは明確に異なることから、後者に対する現行制度の益金不算入割合の制限はやむを得ない。	9	11.4%	16	45.7%	25	21.9%	
ロ）受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当等を益金算入することは法人税法の在り方にもかかわる問題であることから、慎重に扱う。	45	57.0%	10	28.6%	55	48.2%	
ハ）現行制度は、欧米諸国との比較でも益金不算入割合の制限が大きく、保有割合の判定等の事務負担も生じていることから見直しが必要である。	23	29.1%	8	22.9%	31	27.2%	
ニ）その他（具体的に記入ください）	2	2.5%	1	2.9%	3	2.6%	
【問29】 繰越欠損金の損金算入の見直し							
大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入限度額が段階的に引き下げられてきました（平成27年度～当期所得の65%、28年度60%、29年度55%、30年度50%）。このような繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えますか。（複数回答可）							
イ）繰越欠損金の損金算入限度額について、現行制度は大きすぎる。	5	6.4%	5	13.9%	10	8.8%	
ロ）繰越欠損金の損金算入限度額について、現行制度は妥当である。	22	28.2%	13	36.1%	35	30.7%	
ハ）繰越欠損金の損金算入限度額について、現行制度は小さすぎる。	33	42.3%	8	22.2%	41	36.0%	
ニ）長期間での税負担の平準化を図る観点から、欠損金の繰越期間は超長期にする。	30	38.5%	5	13.9%	35	30.7%	
ホ）欠損金の繰越期間（10年）は、会社法等の帳簿保存期間の規定が10年であることなどから妥当である。	8	10.3%	9	25.0%	17	14.9%	
ヘ）その他（具体的に記入ください）	3	3.8%	1	2.8%	4	3.5%	
【問30】 中小法人税制の見直し							
法人税法上、中小法人とは資本金が1億円以下の法人をいい、全法人の99%が該当します。中小法人については多くの税制上の特例措置が設けられています。中小法人に対する法人税率（国税）は800万円以下の所得に対しては19%に軽減され、さらに租税特別措置により15%に軽減されています。中小法人の範囲、税率、税制上の特例措置についてどのように考えますか。（複数回答可）							
イ）中小法人は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり、課税強化には、慎重を要する。	28	36.4%	18	51.4%	46	41.1%	
ロ）高所得の中小法人については特例措置の対象外とする制度をさらに拡大する。	28	36.4%	6	17.1%	34	30.4%	
ハ）中小法人の軽減税率15%は個人所得税の税率との比較においても低いことから、見直す。	11	14.3%	9	25.7%	20	17.9%	
ニ）中小法人と個人事業者との選択に歪みが生じないように税制を見直す。	23	29.9%	7	20.0%	30	26.8%	
ホ）資本金により一律に特例措置の対象とするのではなく、売上高や従業員数等の企業規模により適用対象・適用要件を設定する。	20	26.0%	7	20.0%	27	24.1%	
ヘ）中小法人に関しては法人税は課さず、個人の出資者に直接課税する簡素な制度の導入を検討する。	0	0.0%	2	5.7%	2	1.8%	
ト）その他（具体的に記入ください）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

【問31】 政策税制						
イノベーションや人への投資など政策目的を達成するための税制上の優遇措置として重要・有効と考えるもの（拡充・新設すべきもの）を3つ以内で選択してください。						
イ）研究開発税制（一般型）	48	60.8%	14	38.9%	62	53.9%
ロ）研究開発税制（オープンイノベーション型）	20	25.3%	14	38.9%	34	29.6%
ハ）研究開発税制（中小企業技術基盤強化）	4	5.1%	16	44.4%	20	17.4%
ニ）カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	13	16.5%	2	5.6%	15	13.0%
ホ）賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）	36	45.6%	10	27.8%	46	40.0%
ヘ）地域未来投資促進税制	3	3.8%	6	16.7%	9	7.8%
ト）特定生産性向上設備等投資促進税制	16	20.3%	0	0.0%	16	13.9%
チ）オープンイノベーション促進税制（投資やM&Aに対する優遇）	13	16.5%	2	5.6%	15	13.0%
リ）企業による先導的人材投資に係る税制措置	3	3.8%	5	13.9%	8	7.0%
ヌ）イノベーションボックス税制	10	12.7%	5	13.9%	15	13.0%
ル）戦略分野国内生産促進税制	18	22.8%	4	11.1%	22	19.1%
ヲ）スタートアップ企業に対する新たな支援制度の創設	4	5.1%	9	25.0%	13	11.3%
ワ）その他（具体的にご記入ください）	3	3.8%	0	0.0%	3	2.6%
【問32】 研究開発等投資促進税制						
研究開発税制については、研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、既存の一般型およびオープンイノベーション型に加えて戦略技術領域型が新設されるなど、積極的に見直しが行われています。研究開発税制について、どのように考えますか。（複数回答可）						
イ）我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、適用対象範囲なども含め積極的に拡充する。	44	56.4%	19	52.8%	63	55.3%
ロ）我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、現行制度を本則化し恒久的な税制とする。	27	34.6%	10	27.8%	37	32.5%
ハ）我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、現行制度を継続する。	9	11.5%	7	19.4%	16	14.0%
ニ）適用要件・手続の簡素化により利用しやすい制度とする。	22	28.2%	14	38.9%	36	31.6%
ホ）研究開発投資の拡大を支援する観点から、さらにメリハリをつける。	4	5.1%	4	11.1%	8	7.0%
ヘ）研究開発税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平の原則に反するから廃止する。	2	2.6%	3	8.3%	5	4.4%
ト）その他（具体的にご記入ください）	4	5.1%	1	2.8%	5	4.4%
【問33】 特別試験研究費税額控除制度						
大学、国の研究機関、他企業等との共同研究及び委託研究等、オープンイノベーションに関する税制上のインセンティブ措置として創設された特別試験研究費税額控除制度については、支援対象の拡大、一部の控除率引上げ及び控除上限の引上げ等の改正が行われています。同制度について望むことは何ですか。特に重要だと思われるものを3つまであげてください。なお、活用予定がない場合は、チ）とお答えください。						
イ）税額控除額等のインセンティブの拡大	32	42.1%	16	45.7%	48	43.2%
ロ）パートナーとなる相手方（大学等）に対するインセンティブの拡大	10	13.2%	7	20.0%	17	15.3%
ハ）特別研究機関等範囲の拡大	9	11.8%	7	20.0%	16	14.4%
ニ）契約に記載すべき事項等の簡素化	23	30.3%	8	22.9%	31	27.9%
ホ）特別試験研究費の額の算定方法の簡素化	20	26.3%	4	11.4%	24	21.6%
ヘ）特別試験研究費の額の認定、監査及び確認手続きの簡素化	36	47.4%	6	17.1%	42	37.8%
ト）現行制度の維持	4	5.3%	5	14.3%	9	8.1%
チ）活用予定なし	14	18.4%	5	14.3%	19	17.1%
リ）その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	0	0.0%	1	0.9%
【問34】 イノベーションボックス税制						
欧州各国をはじめアジア諸国でも導入が進められている、特許等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用するイノベーションボックス税制が令和6年度改正で導入されましたが、同制度についてどのように考えますか。（複数回答可）						
イ）研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間の無形固定資産投資を後押しするものとして、わが国においてもイノベーションボックス税制が導入されたことは評価できる。	34	45.3%	24	72.7%	58	53.7%
ロ）本税制の対象となる所得は、特許権及びAI関連のプログラム著作物に係る譲渡所得、ライセンス所得に限定されているが、今後の制度改正に当たっては、これらの知的財産権を活用した製品の販売による所得にも適用範囲を拡大することを検討すべきである。	30	40.0%	6	18.2%	36	33.3%
ハ）本税制の対象となる知的財産権は、特許権及びAI関連のプログラム著作物に限定されているが、今後の制度改正に当たってはAI関連以外のソフトウェアにも対象範囲を拡大することを検討すべきである。	17	22.7%	8	24.2%	25	23.1%
ニ）研究開発税制と二重の優遇となり、特定の業種・企業に恩恵が偏るおそれがあることからイノベーションボックス税制はこれ以上拡大すべきでない。	7	9.3%	4	12.1%	11	10.2%
ホ）本税制の適用期間は7年間とされているが、企業の投資における予見可能性を確保する観点からも、対象となる知的財産権、対象所得の範囲、所得控除率等について所要の見直しを行った上で、恒久的な税制として措置されることが望まれる。	8	10.7%	3	9.1%	11	10.2%
ヘ）その他（具体的にご記入ください）	3	4.0%	1	3.0%	4	3.7%
(2) 法人関連税制						
【問35】 グループ通算制度						
令和2年度改正において連結納税制度に代わりグループ通算制度が導入され、令和4年4月1日開始事業年度から適用が始まっています。グループ通算制度について、どのように考えますか。（複数回答可）						
イ）連結納税制度と比較して事務負担が減った	13	16.9%	9	25.0%	22	19.5%
ロ）連結納税制度と比較して事務負担が増えた	13	16.9%	5	13.9%	18	15.9%
ハ）法人事業税、法人住民税においてもグループ通算制度の導入を検討して欲しい	30	39.0%	5	13.9%	35	31.0%
ニ）グループ通算制度の適用対象となる通算法人の範囲見直しが必要	8	10.4%	1	2.8%	9	8.0%
ホ）通算法人の加入前欠損金の通算制限の緩和・廃止が必要	17	22.1%	4	11.1%	21	18.6%
ヘ）適用開始・加入時における資産の時価評価課税の緩和が必要	20	26.0%	8	22.2%	28	24.8%
ト）通算法人の離脱に伴う投資簿価修正の見直しが必要	14	18.2%	2	5.6%	16	14.2%
チ）グループ通算制度を適用していないのでわからない	13	16.9%	13	36.1%	26	23.0%
リ）その他（具体的にご記入ください）	10	13.0%	2	5.6%	12	10.6%
(3) 企業会計と法人税法との乖離						
【問36】 企業会計と法人税法との乖離						
企業会計の国際会計基準への接近に伴い企業会計と法人税法上の取扱いとの乖離が問題とされていますが、次の項目のうち乖離が大きくなると思われるのはどの項目と考えますか。（複数回答可）						
イ）棚卸資産	3	3.9%	2	5.9%	5	4.5%
ロ）収益認識基準	14	18.2%	9	26.5%	23	20.7%
ハ）リース取引	51	66.2%	12	35.3%	63	56.8%
ニ）工事契約	3	3.9%	2	5.9%	5	4.5%

ホ) 有形固定資産	19	24.7%	2	5.9%	21	18.9%
ヘ) 資産の減損	42	54.5%	12	35.3%	54	48.6%
ト) 無形資産（例：知的財産・ソフトウェアなど）	22	28.6%	3	8.8%	25	22.5%
チ) 金融商品	12	15.6%	4	11.8%	16	14.4%
リ) 関連会社投資、投資不動産	3	3.9%	2	5.9%	5	4.5%
ヌ) 繰延資産	4	5.2%	1	2.9%	5	4.5%
ル) 引当金、偶発債務、偶発資産	23	29.9%	10	29.4%	33	29.7%
ヲ) 企業結合	14	18.2%	3	8.8%	17	15.3%
ワ) 負債と資本との区分	2	2.6%	1	2.9%	3	2.7%
カ) 非上場企業会計	0	0.0%	6	17.6%	6	5.4%
コ) その他（具体的にご記入ください）	5	6.5%	1	2.9%	6	5.4%

（4）税制の予測可能性

【問37】 課税上の取扱いや税負担に関する予測可能性

実務を行う上で不透明であったり、特に予測可能性を高めるべき領域がありますか。（複数回答可）

イ) グループ法人税制	0	0.0%	4	11.4%	4	3.5%
ロ) グループ通算制度	9	11.5%	7	20.0%	16	14.2%
ハ) 組織再編税制（国内）	17	21.8%	8	22.9%	25	22.1%
ニ) 組織再編税制（クロスボーダー）	33	42.3%	13	37.1%	46	40.7%
ホ) 事業体課税	1	1.3%	7	20.0%	8	7.1%
ヘ) 研究開発税制	8	10.3%	3	8.6%	11	9.7%
ト) 役員給与等	4	5.1%	6	17.1%	10	8.8%
チ) 寄附金課税	5	6.4%	2	5.7%	7	6.2%
リ) 欠損金	6	7.7%	1	2.9%	7	6.2%
ヌ) 解散・清算の税務	6	7.7%	3	8.6%	9	8.0%
ル) 国内源泉所得・国外源泉所得	3	3.8%	2	5.7%	5	4.4%
ヲ) 恒久的施設（PE）	11	14.1%	6	17.1%	17	15.0%
ワ) 無形資産	9	11.5%	7	20.0%	16	14.2%
カ) 外国税額控除制度	9	11.5%	1	2.9%	10	8.8%
コ) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）	48	61.5%	10	28.6%	58	51.3%
タ) 移転価格税制	34	43.6%	15	42.9%	49	43.4%
レ) 過少資本税制、過大支払子等	1	1.3%	2	5.7%	3	2.7%
ソ) 国際最低課税額制度（IIR、QDMTT、UTPR）	40	51.3%	14	40.0%	54	47.8%
ツ) その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	0	0.0%	1	0.9%

4. 国際課税

【問38】 租税条約

近年、税務当局間の国際的なネットワークの拡充が進展しており、多数の二国間租税条約の改定や新規締結が続く、また税務行政執行共助条約の締結や多数国間条約のネットワークが進展しています。租税条約について、優先度の高い改善項目はどれでしょうか。（複数回答可）

イ) 投資交流の活発化が見込まれる国や地域との新規締結、改定の促進	20	26.7%	9	25.7%	29	26.4%
ロ) 源泉地国課税の減免等の促進	46	61.3%	10	28.6%	56	50.9%
ハ) 恒久的施設の認定と帰属する利得の計算の明確化	20	26.7%	9	25.7%	29	26.4%
ニ) 多様な事業体・投資媒体に関する取扱いの明確化	7	9.3%	8	22.9%	15	13.6%
ホ) 租税条約の濫用を防止するための規定の整備	5	6.7%	8	22.9%	13	11.8%
ヘ) 租税条約への仲裁制度の導入	12	16.0%	10	28.6%	22	20.0%
ト) 租税条約の適用手続きの簡素化	33	44.0%	11	31.4%	44	40.0%
チ) 多国間租税条約の一層の促進	9	12.0%	5	14.3%	14	12.7%
リ) 税務行政執行共助（情報交換を含む）の一層の促進	4	5.3%	7	20.0%	11	10.0%
ヌ) 税制の相違や執行上の問題から生じる二重課税の確実な排除	24	32.0%	7	20.0%	31	28.2%
ル) 役務提供に関連する所得の取扱いの明確化	11	14.7%	4	11.4%	15	13.6%
ヲ) その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	0	0.0%	1	0.9%

【問39】 移転価格税制

移転価格税制では、OECD移転価格ガイドラインの改定に応じた国内法の改正がなされてきました。令和元年度改正で、無形資産取引に関し、割引現在価値等の評価技法や、予測と乖離する結果を基に課税する場合の根拠法令が整備され、令和4年には、費用分担契約と金融取引を中心に事務運営指針の改正もなされました。我が国の移転価格税制において、今後改善を期待する項目はどれでしょうか。（複数回答可）

イ) 事前確認制度、事前相談体制の強化	27	35.5%	19	55.9%	46	41.8%
ロ) 相互協議の円滑な推進	35	46.1%	14	41.2%	49	44.5%
ハ) 文書化等に関する事務負担の軽減	47	61.8%	13	38.2%	60	54.5%
ニ) 国別報告書等を含む文書化に関して記載すべき内容の具体化、明確化	12	15.8%	3	8.8%	15	13.6%
ホ) 国外関連者基準50%以上を50%超に見直し	24	31.6%	2	5.9%	26	23.6%
ヘ) 無形資産の範囲の一層の明確化	10	13.2%	8	23.5%	18	16.4%
ト) 費用分担取極（費用分担契約）に関する取扱いの一層の明確化	10	13.2%	6	17.6%	16	14.5%
チ) 役務提供取引に関する取扱いの明確化	13	17.1%	4	11.8%	17	15.5%
リ) 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置（所謂所得相応性基準）の明確化	3	3.9%	7	20.6%	10	9.1%
ヌ) DCF法の適用に関する指針と具体例の公表	7	9.2%	4	11.8%	11	10.0%
ル) 移転価格税制における税務コンプライアンスに関する取組の運用改善	3	3.9%	2	5.9%	5	4.5%
ヲ) 基本三法に関する適用指針の明確化	4	5.3%	0	0.0%	4	3.6%
ワ) 利益分割法における分割基準の明確化	7	9.2%	4	11.8%	11	10.0%
カ) 金融取引に関する適用指針の一層の明確化	13	17.1%	2	5.9%	15	13.6%
コ) 基礎的販売活動等に関する簡素化・合理化アプローチ（利益B）への対応の検討	5	6.6%	2	5.9%	7	6.4%
ク) その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	1	2.9%	2	1.8%

【問40】 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）

我が国の外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）は、平成29年度改正で、取引ごとの判定のウェートを高め、租税回避防止立法としての趣旨の明確化が図られました。最近では、国際最低課税額制度の導入に伴い、特定外国関係会社の租税負担割合（トリガー税率）の引下げ等が行われたほか、令和7年度改正で外国関係会社の合算時期の見直しがなされました。現行制度に関し、どのような評価や問題関心を持っていますか。（複数回答可）

イ) 企業の健全な海外展開を促進しつつ、公平な競争条件を損なう租税回避に効果的に対応できることから大いに評価できる。	4	5.2%	7	20.0%	11	9.8%
--	---	------	---	-------	----	------

ア	評価できるが、判定方法や対象範囲、計算方法など制度上の改善点は依然として多いと感じる。	20	26.0%	15	42.9%	35	31.3%
ハ	制度は複雑化しており、予測可能性や事務負担の面での一層の改善（さらなる通達・指針等の公表を含む）を望む。	56	72.7%	11	31.4%	67	59.8%
ニ	特定外国関係会社や対象外国関係会社の定義が広く、主体単位の課税と取引単位の課税が共に用意されるなど、課税の強化を図りすぎていると感じる。	26	33.8%	1	2.9%	27	24.1%
ホ	新たに導入された「国際最低課税額」制度との関係を含め、外国子会社合算税制について、海外展開を行う我が国企業にとって納税事務負担が過大なものにならないよう制度の見直し、運用の明確化が必要である。	52	67.5%	11	31.4%	63	56.3%
ヘ	その他（具体的に記入ください）	9	11.7%	0	0.0%	9	8.0%
【問41】 デジタル経済への対応							
OECD/G20BEPS包摂的枠組みにおいて合意された、企業の利得に関する「PEなければ課税なし」とする原則の見直し（第1の柱・利益A）については、多数国間条約の署名・発効は困難な情勢となっています。一方で、軽減税国への利益移転への効果的な対処（第2の柱）に関しては、我が国でも、令和5年度改正でIIRが導入され（法人税法82条以下：令和6年4月1日以降開始事業年度から適用）さらに、令和7年度改正ではUTPR、QDMTTが導入されました（令和8年4月1日以降開始事業年度から適用）。また令和8年度改正では、米国等の類似税制との共存に係る国際合意に基づく見直しがなされました。進展するデジタル経済への国際課税上の対応のあり方について、現時点でどのような印象や考えを持っていますか。（複数回答可）							
イ	第1の柱で合意された上記の仕組みは、実務上または理論上問題が多く、賛同しがたい。	15	19.7%	8	23.5%	23	20.9%
ロ	第1の柱の実施が頓挫した状況にあることから、デジタルサービス税（DST）などの各国の一方的な措置が拡大することについて懸念を有している。	21	27.6%	12	35.3%	33	30.0%
ハ	第1の柱の実施が頓挫した状況にあることから、国際共通ルールに基づいたデジタルサービス税（DST）の共同導入を含め、市場国における新たな課税の枠組みの形成を模索すべき。	12	15.8%	10	29.4%	22	20.0%
ニ	第2の柱における、軽減税国所在の子会社等（又は親会社等）の所得のうち所定の最低税率に達するまで親会社（又は子会社等）の国が課税する仕組み（IIR/UTPR）や、他国からのこうした課税を阻止する自国企業に対するミニマム課税（QDMTT）は、方向性としては基本的に賛同できる。	9	11.8%	7	20.6%	16	14.5%
ホ	第2の柱で合意された上記の仕組みは、外国子会社合算税制などの既存の租税回避防止措置との重複が多いと感じている。国内法制化されたIIR（国際最低課税額制度）も含めて重複の排除や簡素化が欠かせない。	53	69.7%	8	23.5%	61	55.5%
ヘ	2024年から適用が開始されているIIR（国際最低課税額制度）のほか、UTPR、QDMTTについても、予見可能性を確保する観点から、OECD及び各国における検討状況等を踏まえた国内法制の整備、実務上の取扱いや執行方針についての前広な情報提供が望まれる。	36	47.4%	9	26.5%	45	40.9%
ト	第2の柱における共存制の導入もある中、国内法の制定にあたってはOECDルールの完全準拠に拘泥せず、我が国に適した形で行うべきである。	12	15.8%	2	5.9%	14	12.7%
チ	その他（具体的に記入ください）	4	5.3%	1	2.9%	5	4.5%
5. 消費税							
(1) 消費税率の引上げと使途・軽減税率							
【問42】 消費税率の引上げの是非、引上げ幅							
将来的に消費税の標準税率（国＋地方）は、どの程度が妥当であると考えますか。							
イ	現行より引き下げる	4	5.1%	2	5.7%	6	5.3%
ロ	10%（現状維持）	30	38.5%	12	34.3%	42	37.2%
ハ	10～13%	8	10.3%	2	5.7%	10	8.8%
ニ	13～15%	17	21.8%	9	25.7%	26	23.0%
ホ	15～18%	9	11.5%	2	5.7%	11	9.7%
ヘ	18～20%	5	6.4%	3	8.6%	8	7.1%
ト	20%以上	2	2.6%	4	11.4%	6	5.3%
チ	その他（具体的に記入ください）	3	3.8%	1	2.9%	4	3.5%
【問43】 消費税の使途							
消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされています（これを「福祉目的税化」といいます）。今後、消費税率のさらなる引上げが行われたとき、消費税の使途はどのようにすべきと考えますか。							
イ	社会保障以外の歳出を促してしまわないためにも、消費税収の使途は社会保障目的に限定すべき。	30	39.0%	7	20.0%	37	33.0%
ロ	消費税の引上げを国民に理解してもらうためには、その使途を社会保障に限定することはやむを得ない。	17	22.1%	16	45.7%	33	29.5%
ハ	税の基本からすれば使途を限定しないことが望ましく、財政の硬直化に繋がる危機があるため目的税化には反対。	29	37.7%	11	31.4%	40	35.7%
ニ	その他（具体的に記入ください）	1	1.3%	1	2.9%	2	1.8%
【問44】 軽減税率のあり方							
消費税率の10%（国＋地方）への引上げ時に軽減税率（8%）が導入されていますが、軽減税率についてどのように考えますか。（複数回答可）							
イ	軽減税率の対象品目・税率は、現状のままでよい。	16	20.8%	6	16.7%	22	19.5%
ロ	軽減税率の対象品目をさらに拡大する。	7	9.1%	3	8.3%	10	8.8%
ハ	軽減税率の対象品目を縮小する（低所得者対策にそぐわないものは対象からはずす）。	6	7.8%	2	5.6%	8	7.1%
ニ	軽減税率は、制度としての弊害が多いため、廃止し、標準税率に一本化する。	42	54.5%	24	66.7%	66	58.4%
ホ	軽減税率を引き下げる。	10	13.0%	2	5.6%	12	10.6%
ヘ	その他（具体的に記入ください）	2	2.6%	0	0.0%	2	1.8%
(2) インボイス制度							
【問45】 適格請求書等保存方式（インボイス制度）							
登録を受けた課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が令和5年10月から実施されています。インボイス制度についてどのように考えますか。（複数回答可）							
イ	軽減税率制度の有無に関係なく、徴税の適正化の観点から必要な制度。	27	35.5%	18	50.0%	45	40.2%
ロ	軽減税率制度下で正確な税額計算を行うために必要な制度。	9	11.8%	5	13.9%	14	12.5%
ハ	免税事業者が取引から排除されないような配慮は今後も必要。	8	10.5%	11	30.6%	19	17.0%
ニ	小規模事業者についてはインボイス導入に伴う事務負担・税負担の観点からの配慮は引き続き必要である。	7	9.2%	13	36.1%	20	17.9%
ホ	インボイス制度の導入には十分な周知・準備期間があり、制度対応も進んでいるため、小規模事業者への過度な配慮は必要ない。	8	10.5%	4	11.1%	12	10.7%
ヘ	インボイス制度は事業者に過大な事務負担を負わせるものであり廃止すべき。	14	18.4%	10	27.8%	24	21.4%
ト	電子インボイスの普及など、バックオフィスの事務効率化、生産性向上につながる取組みを進める必要。	34	44.7%	8	22.2%	42	37.5%
チ	その他（具体的に記入ください）	6	7.9%	0	0.0%	6	5.4%
6. 地方税							
(1) 地方税のあり方							
【問46】 地方税のあり方							

地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか。（複数回答可）							
イ） 地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底するべき。		26	33.3%	11	33.3%	37	33.3%
ロ） 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は、応益負担として重いので見直すべき。		18	23.1%	3	9.1%	21	18.9%
ハ） 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべき。		49	62.8%	13	39.4%	62	55.9%
ニ） 応益に鑑みると個人住民税をはじめとして個人課税のウエイトが低いので、見直すべき。		6	7.7%	1	3.0%	7	6.3%
ホ） 超過課税及び法定外税は、その多くが法人負担に偏った税制となっており、見直すべき。		9	11.5%	2	6.1%	11	9.9%
ヘ） 地方固有の税源である固定資産税と都市計画税は、防災対策など社会資本整備のためにも増税する余地がある。		3	3.8%	5	15.2%	8	7.2%
ト） 法人課税は縮小し、地方消費税によって地域間の財政力格差を是正すべき。		5	6.4%	4	12.1%	9	8.1%
チ） 現行の地方税制度や構造は維持し、地域間格差は再分配の仕組みで修正するべき。		10	12.8%	5	15.2%	15	13.5%
リ） その他（具体的にご記入ください）		8	10.3%	1	3.0%	9	8.1%
(2) 個人住民税							
【問47】 個人住民税							
個人住民税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）							
イ） 均等割（市町村民税：年3,000円、道府県民税：年1,000円、森林環境税(国税)：年1,000円）については、引き上げる。		11	14.5%	10	27.8%	21	18.8%
ロ） 所得割の課税最低限、均等割の非課税限度額の引下げを行う。		5	6.6%	3	8.3%	8	7.1%
ハ） 所得割の税率を引き上げる。		2	2.6%	5	13.9%	7	6.3%
ニ） 現行制度を維持する。		35	46.1%	17	47.2%	52	46.4%
ホ） 前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更する。		34	44.7%	10	27.8%	44	39.3%
ヘ） その他（具体的にご記入ください）		2	2.6%	1	2.8%	3	2.7%
(3) 法人住民税・事業税等							
【問48】 法人住民税・事業税							
法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）							
イ） 全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、eLTAXを利用した一括申告・納付等により利便性を向上させる。		42	54.5%	19	52.8%	61	54.0%
ロ） 法人住民税均等割は、資本金等により算定され、事業規模にかかわらず全ての事業所に適用されるため、小規模事業所の負担が大きくなっているため、事業所の規模の実態に応じた応益的な仕組みに改める。		13	16.9%	5	13.9%	18	15.9%
ハ） 法人住民税にも、グループ通算制度を導入する。		28	36.4%	7	19.4%	35	31.0%
ニ） 法人事業税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等、仕組みが複雑であるので、簡素化する。		45	58.4%	11	30.6%	56	49.6%
ホ） 応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業にも外形標準課税を拡大する。		9	11.7%	4	11.1%	13	11.5%
ヘ） 資本金1億円以下の企業への外形標準課税の拡大は、中小企業に対する増税となることから反対。		3	3.9%	7	19.4%	10	8.8%
ト） 法人課税のうち、法人住民税の法人税割や法人事業税（資本金1億円以下）の所得割は応益負担とは言えず、見直す。		2	2.6%	2	5.6%	4	3.5%
チ） 地方税は法人に偏った負担となっており、法人住民税・事業税についても地方税制全体の改革のなかで見直しが必要。		10	13.0%	1	2.8%	11	9.7%
リ） インターネットショッピングなど、デジタル化の進展により、地域に企業の事業所がなくても収益を得ることができるようになったこと等を踏まえ、税収の帰属のあり方について検討をするべき。		16	20.8%	7	19.4%	23	20.4%
ヌ） 法定外税、超過課税が法人に偏って課税されていることは、問題であり見直す。		9	11.7%	0	0.0%	9	8.0%
ル） その他（具体的にご記入ください）		3	3.9%	1	2.8%	4	3.5%
(4) 固定資産税							
【問49】 固定資産税							
償却資産に対する固定資産税のあり方についてどのように考えますか。							
イ） 償却資産に対する固定資産税は、廃止する。		41	53.2%	15	41.7%	56	49.6%
ロ） 償却資産に対する固定資産税については、軽減措置の適用を拡大する。		9	11.7%	5	13.9%	14	12.4%
ハ） 償却資産に対する固定資産税については、現状維持でよい。		23	29.9%	15	41.7%	38	33.6%
ニ） 償却資産に対する固定資産税については、課税を強化するべき。		1	1.3%	1	2.8%	2	1.8%
ホ） その他（具体的にご記入ください）		3	3.9%	0	0.0%	3	2.7%
7. その他の税制等							
(1) 環境関連税制							
【問50】 グリーン社会の実現と税制							
脱炭素に向けた取組を促進する経済的手法として、わが国では、石油石炭税の税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」が導入されていますが、2023年に制定されたGX推進法では「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化するものとして、炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金：2028年度から実施）、排出量取引制度（2033年度から実施）が盛り込まれています。グリーン社会の実現と税制について、どのように考えますか。							
イ） 炭素税（賦課金）は、カーボンニュートラルの実現に向けた企業の研究開発や設備投資の原資を奪い、イノベーションを阻害し、グリーン社会の実現に逆行するので反対である。		10	13.2%	4	11.8%	14	12.7%
ロ） 炭素税（賦課金）は、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすものであり、その政策効果や国民負担等の観点からの検証が十分とはいえないことから、導入は尚早である。		25	32.9%	9	26.5%	34	30.9%
ハ） 炭素排出に値付けをする経済的手法は、イノベーションや投資を促進し、産業の競争力強化や経済成長との両立が図られるよう、各種の政策手段との組合せ、導入時期や対象範囲、負担水準、使途など適切な制度設計が必要である。		32	42.1%	9	26.5%	41	37.3%
ニ） 持続的な経済成長や産業の競争力強化のためには、本格的な炭素税の導入を含むカーボンプライシングの活用を進め、主要国に遅れることなく、脱炭素型社会への構造転換を促進することが必要である。		9	11.8%	12	35.3%	21	19.1%
ホ） その他（具体的にご記入ください）		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
【問51】 車体課税							
車体課税については、令和元年度改正以降、（1）自動車取得税の廃止、（2）自動車重量税及び自動車税、軽自動車税は、エコカー減税制度等、燃費性能や環境性能等に応じた免税・軽減が行われ、減免措置の恒久化、原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえた見直しが行われてきました。今後、自動車の保有・利用形態、自動車産業における変革、電動車の普及等を踏まえて見直しを検討されていますが、自動車関連諸税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）							
イ） 自動車関連諸税は一般財源化に伴い道路整備財源という課税根拠が希薄になっているので、廃止する。		11	14.7%	11	32.4%	22	20.2%
ロ） 自動車に対しては、取得、保有、利用（走行）の各段階でいくつもの税（国税・地方税）が課されており、国際的にみても負担水準が高くなっていることから、負担軽減を図る。		29	38.7%	10	29.4%	39	35.8%
ハ） 自動車関連諸税については、道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担金的性格を明確化し、目的税化する。		23	30.7%	11	32.4%	34	31.2%
ニ） エコカー減税、グリーン化特例及び環境性能割についてはカーボンニュートラル目標の実現と整合的なものとなるよう、基準の厳格化を進める。		13	17.3%	6	17.6%	19	17.4%
ホ） BEV車の普及を見据え、走行距離に応じた課税など、燃料課税も含めて自動車関連諸税の課税の考え方、体系を再構築する。		13	17.3%	6	17.6%	19	17.4%

へ) その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	0	0.0%	1	0.9%
【問52】 税務に関するコーポレートガバナンス						
大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンス（以下：税務CG）を充実させていくことが重要かつ効果的であるとの観点から、税務当局は、税務CGの充実に向けた取組を推進してきました。最近では、リスク・ベース・アプローチ（RBA）の考え方に基づく実地調査の重点化、評価結果の伝達、情報提供の充実など、その取組は一層進展しています。このような取組についてどのように考えますか。（複数回答可）						
イ) 企業トップマネジメントの適切な関与が必要。	41	53.2%	22	2.9%	63	56.3%
ロ) 経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要。	46	59.7%	17	0.0%	63	56.3%
ハ) 企業の取組をできるだけ尊重し、調査の必要度を決定すべき。	38	49.4%	7	0.0%	45	40.2%
ニ) 評価結果に関する企業への伝達内容をさらに充実すべき。	15	19.5%	2	0.0%	17	15.2%
ホ) 有益な具体的取組事例の情報など、公表内容をさらに充実すべき。	26	33.8%	7	0.0%	33	29.5%
ヘ) 本取組を拡大し、中小企業にも広く普及・拡大するべき。	11	14.3%	8	17.1%	19	17.0%
ト) その他（具体的にご記入ください）	3	3.9%	2	60.0%	5	4.5%
【問53】 企業の税務ガバナンス						
グローバル展開するわが国企業の税務ガバナンスが重要な位置付けとなっています。これからの税務ガバナンスにおける重要な点を選んでください。（複数回答可）						
イ) 本社の税務人員の強化	56	72.7%	16	47.1%	72	64.9%
ロ) 海外子会社の税務人員の強化	35	45.5%	6	17.6%	41	36.9%
ハ) 税務情報のアップデート・収集	40	51.9%	12	35.3%	52	46.8%
ニ) 部門間のコミュニケーション	38	49.4%	9	26.5%	47	42.3%
ホ) 経営層の理解度・認知度の向上	41	53.2%	20	58.8%	61	55.0%
ヘ) ITなどの技術の活用	29	37.7%	12	35.3%	41	36.9%
ト) 外部コンサルタントの活用	17	22.1%	7	20.6%	24	21.6%
チ) 投資家・消費者等に向けた税務ポリシー・納税情報の開示	6	7.8%	7	20.6%	13	11.7%
リ) 現状十分に対応ができています	1	1.3%	3	8.8%	4	3.6%
ヌ) その他（具体的にご記入ください）	2	2.6%	0	0.0%	2	1.8%
【問54】 マイナンバー制度について						
マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤となることが期待されています。平成28年1月から行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の3分野での利用が始まり、その後、利用可能な事務の範囲拡大、行政機関間の情報連携の拡大・迅速化、預貯金口座への付番、公金受取口座の登録、マイナンバーカードと健康保険証・運転免許証との一体化などの取組が進められています。同制度についてどのように考えますか。3つ以内でお選びください。						
イ) 国民の利便性を高めるため、社会保障、税、災害対策、金融、医療にとどまらず、分野を拡大していくことが望まれる。	40	51.3%	23	65.7%	63	55.8%
ロ) 行政の効率性を高めるため、各行政機関が所掌の分野にとどまらず、さらに横断的に番号の利活用をすすめるべき。	28	35.9%	12	34.3%	40	35.4%
ハ) 個人情報の漏えいなどセキュリティの側面からの不安があるので、官民ともに徹底した情報管理が必要。	42	53.8%	18	51.4%	60	53.1%
ニ) 同制度は仕組みや手続が煩雑であり、企業や個人の事務負担の観点から改善が必要。	11	14.1%	2	5.7%	13	11.5%
ホ) 税・社会保障制度の適正・効率的な執行のため、預貯金口座に対するマイナンバー付番、公金受取口座の登録を義務化すべき。	9	11.5%	5	14.3%	14	12.4%
ヘ) マイナンバーを活用した所得情報の把握、確定申告に必要な各種控除等に係る情報連携を進め、申告手続の簡素化（「記入済み申告書」）、年末調整の廃止を目指すべき。	20	25.6%	6	17.1%	26	23.0%
ト) その他（具体的にご記入ください）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
【問55】 納税者の知見・意識の向上						
租税教育については、小・中学校の段階から納税の義務、財政及び税制の役割について理解・学習することが求められるとともに、高等学校の必修科目として「公共」が2022年から開始され、納税者の知見・意識の向上についても様々な取組が進められています。国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税（者）意識を高めるために、どのような施策が有効であると考えますか。（複数回答可）						
イ) 広報活動を持続的、かつ、幅広く実施する。	37	50.0%	17	47.2%	54	49.1%
ロ) 学校教育の場を含め、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく。	49	66.2%	25	69.4%	74	67.3%
ハ) 年末調整制度を廃止し、給与所得者にも確定申告を義務付ける。	15	20.3%	6	16.7%	21	19.1%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	0	0.0%	4	11.1%	4	3.6%
【問56】 納税環境の整備						
納税環境の整備について重要と思われるものをお答え下さい。（複数回答可）						
イ) 財源確保と公平性の担保、厳正な課税・徴収事務の遂行のため、徴税組織を強化する。	6	7.8%	8	22.9%	14	12.5%
ロ) 徴税効率を上げるため、地方公共団体間での事務事業の共同化や、国との連携を強化する。	31	40.3%	14	40.0%	45	40.2%
ハ) 電子申告、電子納税・電子帳簿等の利用促進・改善など税務行政のDX化をさらに推進する。	57	74.0%	20	57.1%	77	68.8%
ニ) 予測可能性や経済取引の安全性の確保のための事前照会制度や相談体制を充実させる。	36	46.8%	14	40.0%	50	44.6%
ホ) 地方税申告・納付の簡素化を図る。	44	57.1%	11	31.4%	55	49.1%
ヘ) ウェブサイト等でのわかり易い情報提供の充実。	16	20.8%	7	20.0%	23	20.5%
ト) 租税罰則、無申告・過少申告に対する制裁の強化	4	5.2%	4	11.4%	8	7.1%
チ) その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	3	8.6%	4	3.6%